

弥生いこいの広場隣接地利活用方策検討事業
報告書

平成 2 1 年 1 0 月

弘前大学人文学部

弘 前 市

弥生いこいの広場隣接地利活用方策検討事業 報告書

目次

序 研究の目的と体制	5
第1章 弥生リゾート跡地をめぐる経緯と問題	15
第2章 事業立地地域の歴史と現況	17
1. リゾート跡地周辺の地域概況	17
(1) 船沢地域の概況	17
(2) 船沢地域の歴史	20
2. 明治期～大正期～昭和戦前期	20
(1) 所属・利用変遷から見た事業跡地	21
(2) 折笠村絵図に見る事業跡地と船沢村	29
(3) 明治から大正、昭和初期までの事業跡地（まとめ）	34
3. 弥生の開拓～終戦	34
(1) 開拓まで	34
(2) りんごの栽培と田の開発	35
(3) 周辺地域の協力	35
(4) 戦時中から戦後にかけての弥生	36
4. 上弥生の開拓～りんごの生産地へ	37
5. 弥生いこいの広場へ	38
6. 弥生ハイランドリゾート開発から、大型児童館構想まで	39
(1) リゾート開発への盛り上がりと挫折	39
(2) 第3セクターの解散と岩木山弥生地区整備計画案	41
(3) 市民運動の高まりと大型児童館構想の挫折	43
7. 市による跡地取得・利用をめぐって	44
(1) 跡地取得と大型児童館構想をめぐる弘前市に対する市民団体の批判	44
(2) 新市長による自然体験型拠点施設建設の中止	45
(3) 残された課題——跡地利用の方法について	45
第3章 開発と自然保護・開発に対する市民運動の論理	47
1. 行政・地元地域社会・市民（一般／運動団体）	47
2. 岩木山を考える会の設立と環境アセスメント	47
3. 大型児童館をめぐる経緯	48

4.	自然保護と科学的研究について	49
5.	二つの論点～環境保全・自然保護と大型公共事業の有効性	50
6.	大型施設建設による開発・発展の時代から、 環境・持続性・参加と連携による地域や市民生活の活性化の時代へ	51
7.	4つの主体の連携・協同を考える	52
第4章	各方面からの利活用案	53
1.	社会文化的条件	53
	(1) 地元である船沢地域とのつながり	53
	(2) 近年の動き～市民の視点	54
	(3) 周辺施設や関係機関	55
2.	弥生リゾート跡地利活用に関しての地学・防災面	56
	(1) 跡地の土地条件—現状での課題	56
	(2) 利活用上の問題点	56
	(3) 総合的な課題	56
3.	生き物の観点から	58
	(1) 弥生跡地の利活用に関する考察（生物編）	58
	(2) 弥生跡地の利活用に関する考察（植物編）	58
4.	地域住民の観点から——弘前大学と船沢公民館との共同研究経過	62
5.	周辺関連施設・関係機関等の状況	64
	(1) 弥生いこいの広場	64
	(2) 岩木さんぼ館	64
	(3) NPO法人岩木山自然学校	65
	(4) 周辺の国有林野の現状	66
	(5) 船沢公民館	66
	(6) 弥生地区	69
	(7) 岩木山・岩木山神社	70
	(8) 周辺の旧跡など（船沢地域）	71
6.	「リゾート頓挫から学ぶ 里山弥生」構想と船沢地区の地域振興	72
第5章	利活用方策の検討手法	75
1.	基礎となる現状認識	75
2.	関係する主体：4つのカテゴリー	76
3.	跡地利活用の可能性	77
4.	今後の進め方について	78
おわりに		84
【資料】	弥生リゾート跡地に係る出来事（年表）	85

序 研究の目的と体制

弥生いこいの広場隣接地（以下「弥生リゾート跡地」という。）は、総合保養地域整備法（通称、リゾート法。以下「リゾート法」という。）に基づくスキー場計画の頓挫後、弘前市が「岩木山弥生地区整備計画」に基づき、「自然体験型拠点施設」用地として取得したものの、整備を中止して現在に至っている。

この弥生リゾート跡地の今後のあり方について、弘前市では弘前市議会等で以下の通り「基本的な考え方」を示している。

【基本的な考え方（検討の方向性）】

- (1) 広く市民の意見を聴いて、今後の方向を定めていく
- (2) 自然に近い姿を念頭に置きながら検討を進める
- (3) 大型箱物施設を中心とした計画とはしない
- (4) 防災や利用上の安全面も考慮し整備の方向性を定めていく

また、これまでの当該地区の整備計画を巡る経緯を踏まえると、今後の整備の方向性の検討にあたっては、上記（1）のとおり広く市民の意見を聴くための「市民懇談会」などの設置の検討も必要となるが、運営にあたっては、外部の視点・手法を取り入れて、手法の透明性も確保することとしたい。従って、基本的な考え方の第5番目として以下も掲げることとする。

- (5) 懇談会などの運営にあたっては、大学等、外部のノウハウ・手法を活用することを検討する

弘前市は、この「基本的な考え方」に基づき、弥生リゾート跡地をめぐる現況等の事実の整理及び市民などの意見を集約する透明性の高い手法の開発等を行うことを目的として、大学の知識や手法を活用するため弘前大学人文学部との共同研究に着手した。

本報告書は、この跡地をめぐる経緯や前提条件をあらためて洗い出し、整理したものである。本研究の総括は弘前大学人文学部社会学研究室が担当した。以下、跡地利用について、これを市民や地域社会の参加と連携のもと推進するための方策として提言するものである。

1. 研究体制

弘前大学人文学部社会学研究室が主体となり、地域共同研究センターとともに、複数の教員の協力のもと、調査研究にあたった。また調査は、弘前市企画部企画課【研究資料の提供】、弘前市建設部土木課【防災】、弘前市教育委員会船沢公民館【地域ネットワーク】（以

下それぞれ「市企画課」「市土木課」「船沢公民館」という。)との共同で行った。とくに船沢公民館からは、地元から現地についての生活に基づいた情報を提供してもらい、その得られた情報を弘前市・弘前大学の共同研究の成果に十分に盛り込むことを目論んだ。できれば利活用の中心的な主体を地元で形成してもらい、市とこの地元主体との連携・パートナーシップで利活用を進めていくことが理想的との考えもあり、中央公民館との連携を通じて、2度地域住民への報告会・意見交換会(平成19年8月21日、平成20年1月31日、ともに於船沢公民館)の機会も持った。

2. 調査内容

調査は大きく「①事業跡地の概要と、地元となる船沢地区の文化・社会・歴史的条件調査(地元地域社会の潜在力・資源発掘調査として)」、「②弥生リゾート跡地の利活用に関するハード・ソフト両面の前提条件調査」の二つに分けて行った。

①事業跡地の概要と、地元となる船沢地区の文化・社会・歴史的条件調査

本調査は弘前大学社会学研究室が、船沢公民館とともにに行った。

平成19年5月から7月にかけて、船沢公民館を通じて数回の聞き取り(関係町会、町会連合会、公民館運営委員、郷土史関係者)。津軽森林管理署で国有林の現況について聞き取り。また8月21日に学生たちの中間報告会(船沢公民館)を開催して中間報告を行った。

その後さらに聞き取り調査、現地調査を継続し、平成20年4月には補足調査を行って、いったん調査事業を終えた(日程は後述)。

②弥生リゾート跡地の利活用に関するハード・ソフト両面の前提条件調査

ここでは次の5つのテーマを掲げ、前提条件を探ることとした。

テーマ・・・参加者：アドバイザー、研究協力者など(敬称など略)

1. 現地林野の検討・・・津軽森林管理署
2. 防災に関する検討・・・農学生命科学部・檜垣大助、市土木課
3. 生物の面についての検討・・・農学生命科学部・東信行、岩木山を考える会
4. グリーンツーリズム・エコツーリズム・自然体験学習を行う場としての検討・・・
農学生命科学部・藤崎浩幸、岩木山自然学校
5. 地域社会に関する検討・・・人文学部・山下祐介、船沢公民館

調査体制のうち、全体の調整については市企画課が担当し、各アドバイザーへの資料提供を行い、また弘前大学内の専門教員へのコーディネートは地域共同研究センターが行った。

なお本研究ではさらに、「NPOと市民活動、パートナーシップの可能性」(教育学部・北原啓司、人文学部・山下祐介)を第6のテーマとしていたが、第5章で提言する今後の懇談会上でより入念に議論されるべきものと考えられたので、この点の具体的な検討は今回

は簡略にとどめ、協同・パートナーシップを前提として、1.～5.の点を整理するというかたちにとどめた。

①が過去を振り返るものとすれば、②は「これから」の可能性を検討するものである。植生、防災、グリーンツーリズム・エコツーリズム、自然保護に関する各テーマごとの専門家からの意見収集は、それぞれ船沢公民館とともに現地視察を行い、その後意見交換を行うという形で進めた。またその結果をもとに各専門家にはレポートもお願いした。以上を通じて行った現地見学・意見交換会の経過は以下の通り。

弘前大学と船沢公民館との共同研究記録

★ 第1回共同研究記録

日時：平成19年5月17日（木）午後2時～6時

テーマ：船沢地域の歴史とリゾートの経緯についての聞き取り調査

会場：船沢公民館

参加者：地域住民3名、弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生5名）
船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第2回共同研究記録

日時：平成19年6月7日（木）午後7時～10時

テーマ：船沢地域の歴史とリゾートの経緯についての聞き取り調査

会場：船沢公民館

参加者：地域住民3名、弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生5名）
船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）
中央公民館（庄司学習支援係長、花田主事）

★ 第3回共同研究記録

日時：平成19年6月14日（木）午後7時～10時

テーマ：船沢地域の歴史とリゾートの経緯についての聞き取り調査

会場：船沢公民館

参加者：地域住民3名、弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生5名）
船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第4回共同研究記録

日時：平成19年6月28日（木）午後3時～8時

テーマ：弥生跡地実地調査及び聞き取り調査

会場：弥生地区、船沢公民館

参加者：地域住民4名、弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生5名）
船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

- ★ 第5回共同研究記録
日時：平成19年7月5日（木）午後3時～5時
テーマ：聞き取り調査
会場：船沢公民館
参加者：地域住民数名、弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生5名）
船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

- ★ 第6回共同研究記録
日時：平成19年7月19日（木）午後2時～4時
テーマ：実習報告会
会場：弘前大学
参加者：弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生5名、他のゼミも合同）
船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

- ★ 第7回共同研究記録
日時：平成19年8月21日（火）午後1時30分～3時30分
テーマ：実習報告会「船沢・弥生調査中間報告～弥生リゾート跡地の返還とこれから
について」
会場：船沢公民館
参加者：地域住民17名、弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生4名）
弘前学院大学社会教育実習生4名
船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員、高谷少年教育指導員、工藤
女性教育指導員、佐藤青年教育指導員）
中央公民館（庄司学習支援係長、花田主事）

- ★ 第8回共同研究記録
日時：平成19年10月18日（木）午後1時30分～9時
テーマ：折笠町会地図調査
会場：折笠町民会館、船沢公民館
参加者：地域住民1名、弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生4名）
船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

- ★ 第9回共同研究記録
日時：平成19年10月26日（金）午前10時30分～12時
テーマ：今後の打ち合わせ
会場：弘前大学
参加者：弘前大学（農学生命科学部藤崎准教授、人文学部山下准教授、人文学部
学生4名）

船沢公民館（前田館長）

中央公民館（庄司学習支援係長、花田主事）

★ 第10回共同研究記録

日時：平成19年11月1日（木）午後3時～午後9時

テーマ：現地調査（堰・水路系について）

会場：船沢公民館

参加者：地域住民1名

弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生4名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第11回共同研究記録

日時：平成19年11月6日（火）午前8時30分～12時

テーマ：今後の打ち合わせ

会場：弘前大学

参加者：弘前大学（人文学部山下准教授、農学生命科学部東准教授、人文学部学生2名）

市企画課福田総括主査

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第12回共同研究記録

日時：平成19年11月8日（木）午後1時～午後9時

テーマ：現地調査（弥生リゾート跡地）

会場：弥生いこいの広場及び船沢公民館

参加者：地域住民2名

弘前大学（人文学部山下准教授、農学生命科学部藤崎准教授、人文学部学生4名）

NPO法人岩木山自然学校高田校長

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第13回共同研究記録

日時：平成19年11月12日（月）午前10時～12時

テーマ：現地再調査（堰・水路系について）

会場：船沢公民館

参加者：弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生2名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第14回共同研究記録

日時：平成19年11月15日（木）午後3時～午後9時

テーマ：聞き取り調査

会場：船沢公民館

参加者：地域住民2名

弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生3名）

中央公民館（花田主事）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第15回共同研究記録

日時：平成19年11月19日（月）午後1時～午後5時

テーマ：船沢地域調査

会場：船沢公民館

参加者：弘前大学（農学生命科学部藤崎准教授、農学生命科学部学生4名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第16回共同研究記録

日時：平成19年11月29日（木）午前9時～午後5時

テーマ：弥生リゾート跡地調査

会場：船沢公民館

参加者：地域住民1名

弘前大学（人文学部山下准教授、農学生命科学部檜垣教授、人文学部
学生4名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

中央公民館（庄司学習支援係長、花田主事）

市企画課（福田総括主査）、市土木課2名

★ 第17回共同研究記録

日時：平成19年11月29日（月）午後6時～午後9時

テーマ：船沢地域調査

会場：船沢公民館

参加者：地域住民3名

弘前大学（人文学部山下准教授、農学生命科学部藤崎准教授、人文学部
学生2名、農学生命科学部学生1名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第18回共同研究記録

日時：平成20年1月17日（木）午後3時～午後9時

テーマ：聞き取り調査（岩木山神社との関わり）

会場：岩木山神社

参加者：岩木山神社禰宜 須藤廣志氏

弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生3名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第19回共同研究記録

日時：平成20年1月18日（金）午前10時～午後9時

①テーマ：聞き取り調査（岩木山麓の自然について）

会場：岩木さんぽ館

参加者：弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生3名）

市岩木総合支所観光建設課（笹主幹）

②テーマ：聞き取り調査（弥生いこいの広場実態について）

会場：市公園緑地課

参加者：弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生3名）

市公園緑地課（加藤課長、中川主事）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第20回共同研究記録

日時：平成20年1月31日（木）午後6時30分～午後10時

テーマ：講演及び討論会（これからの農村のあり方）

会場：船沢公民館

参加者：地域住民（船沢青年部）12名

弘前大学（人文学部山下准教授、農学生命科学部藤崎准教授、人文学部学生4名、農学生命科学部学生4名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

中央公民館（庄司学習支援係長、花田主事）

★ 第21回共同研究記録

日時：平成20年4月10日（木）午前9時～午後10時

テーマ：今後の打合せ

会場：船沢公民館

参加者：弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生4名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

中央公民館（庄司学習支援係長）

★ 第22回共同研究記録

日時：平成20年4月17日（木）午後7時～午後10時

テーマ：聞き取り再調査

会場：船沢公民館

参加者：地域住民4名

弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生7名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第23回共同研究記録

日時：平成20年4月19日（土）午後7時～午後10時

テーマ：報告書再確認

会場：船沢公民館

参加者：地域住民2名

弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生5名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 第24回共同研究記録

日時：平成20年4月24日（木）午後3時～午後10時

テーマ：現地調査（上弥生、弥生いこいの広場）

会場：船沢公民館

参加者：地域住民6名

弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生8名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

★ 報告書打合せ、調査確認作業

平成20年10月16日（木） 15:00～17:00

会場：中央公民館

参加者：弘前大学（人文学部山下准教授、人文学部学生5名）

船沢公民館（前田館長、久保田社会教育指導員）

中央公民館（庄司学習支援係長、花田主事）

市公園緑地課（福田主幹）

市企画課（鈴木課長補佐、五十嵐総括主幹、金川主事）

またこれらに加えて、さらに隣接する弥生いこいの広場などの施設や、弥生・上弥生地区の状況把握、周辺地域の管理団体への調査の他、リゾート開発への市民の反対運動の経緯や今後の関わり方についても調査を実施して、多様な主体の連携可能性を探るものを目指した。

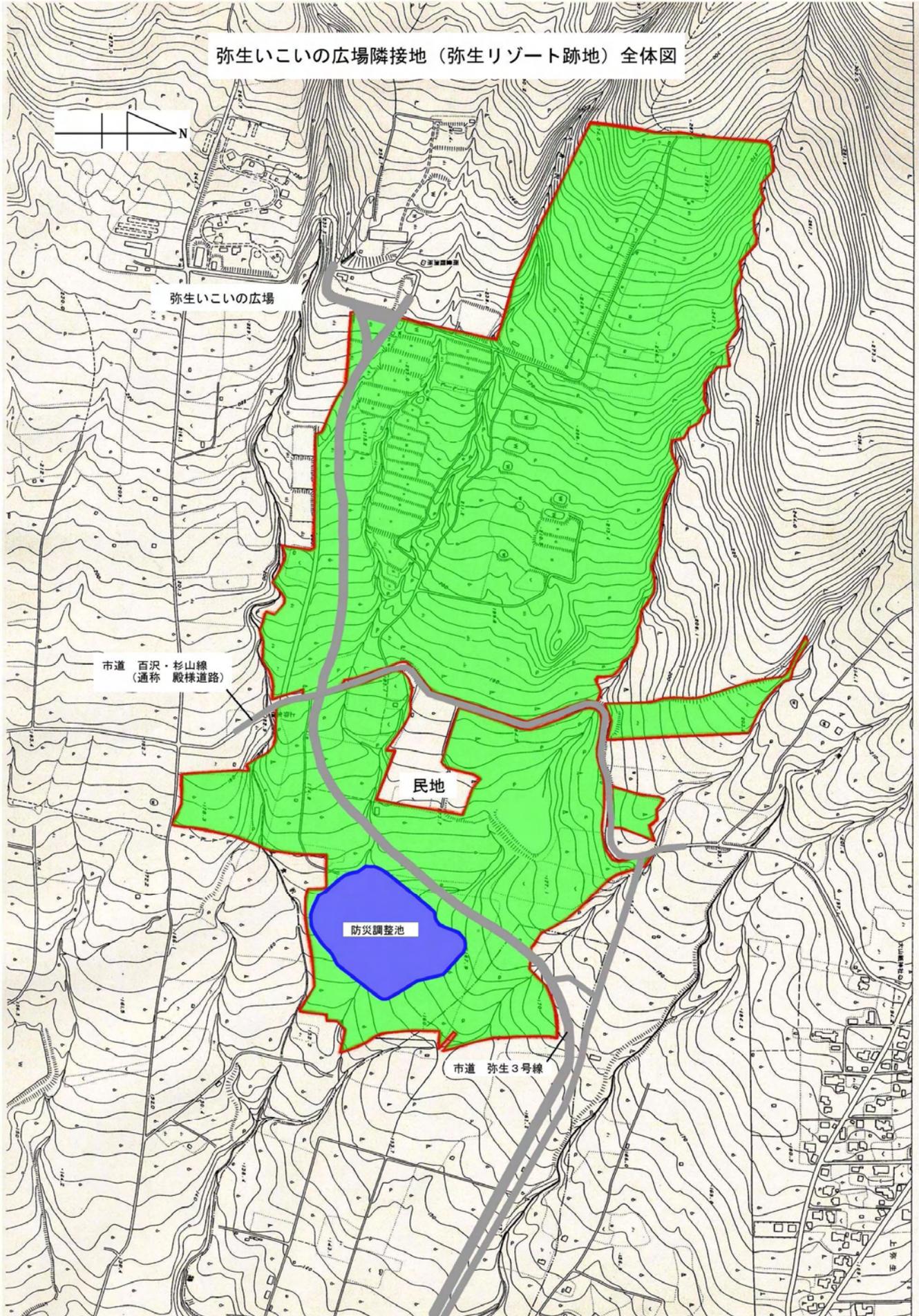
3. 本報告書の構成

まず第1章では、ごく簡単に、弥生リゾート跡地問題の経緯を紹介する。その上で、第2章では、跡地の変遷について、その歴史を明治から現在まで追っていく。リゾートや大型児童館構想など、市や県による当地域の開発の論理の変遷を確認することはもとより、そもそも、この土地をめぐる100年にわたる地元地域における意味づけの変化を十分に理解するべく、この土地の歴史を明治期まで遡って確認しておきたい。

第3章では、とくに当地域の開発に関する市民団体側の運動の論理を取り上げる。当地をめぐる市民運動が何に反対していたのか明らかにすることは、今後の跡地の利活用の前提の一つになる。

第4章では以上をふまえて、利活用のための前提条件を各方面から検討し、第5章ではこれらをまとめる形で、今後の利活用法を議論していくための仕組みについて課題の整理と提言を行う。

弥生いこいの広場隣接地（弥生リゾート跡地）全体図



第1章 弥生リゾート跡地をめぐる経緯と問題

昭和30年、岩木山の東南麓、岩木川左岸に位置する旧船沢村は他10カ村とともに弘前市に合併した。この旧船沢村の西部に弥生地域はある。弥生は昭和11年に36戸が入植して開拓した場所である。さらに近接した上弥生地域(旧岩木町)は、戦時下に疲弊した農業の打開策として戦後に開拓された地であった。

従来、岩木山ろくは津軽地域農家の家畜飼料採集の入会山であった。それが昭和30年代になると、大規模食料基地の形成と農業生産を主体とする地域振興を目指す農業開発地として大規模な農地造成が行われるようになった。また、精神薄弱児童施設弥生学園はじめ、さわらび園、拓光園、山郷館など諸福祉施設が次々と設立され、福祉施設の集積も図られた。

この地に初めてリゾート地としての位置づけがなされたのは、昭和44年の新全国総合開発計画を受けてのことだった。この中で、岩木高原リゾート都市構想が打ち出された。昭和46年の弘前市総合開発計画基本構想では、岩木山ろくの位置づけは『国民のための一大自然レクリエーション地域』の一角へと大きく移行することとなる。また昭和50年には岩木山の概ね標高300m以上の部分が「津軽国定公園」に指定された。

昭和51年、岩木山ろく弥生地区に「弥生いこいの広場」がオープンする。これにより岩木山ろくは「弥生いこいの広場」を中心として「健全な観光、レクリエーション地域」とするために総合的かつ計画的に整備を促進する場所とされていく。さらに昭和62年リゾート法が制定されたことを受け、青森県は弘前市を含む津軽地域の8市町村を対象とする「津軽岩木リゾート構想」を策定した。そして岩木山弥生地区もこのリゾート構想における重点整備地区として位置づけられるに至る。こうして弥生地区は現在の弥生リゾート跡地問題の舞台へと移行していったのである。

平成2年、リゾート法に基づいて国から「津軽岩木リゾート構想」が承認され、リゾート開発を積極的に推進するために第3セクター・弘前リゾート開発(株)も設立された。構想のメインとなったのは大型スキー場の建設であった。当初は建設促進に向けて市民も盛り上がりを見せていたが、やがて自然保護・景観保全などを訴える市民団体が発足、活発な反対署名運動も同時に巻き起こることとなった。各新聞の投稿欄では毎日のように賛成者と反対者が書面でぶつかり合った。

そして平成8年、政局の変化の影響もありスキー場計画は頓挫した。周辺のリゾート関連の計画でも当初の計画通り進展しているものはなくなった。弘前リゾート開発(株)も解散に追い込まれ、跡地を買い取った市による新たな計画が持ち上がるも、やはり市民運動の高まりにより事業は硬直化し、リゾート跡地をめぐる利用構想は混迷を極めることとなる。しかし平成18年の弘前市長選挙で、弥生リゾート跡地に大型箱もの施設を作らないことを公約した現・相馬鋁一市長が当選したことにより、弥生リゾート跡地をめぐる構想は中止に至ることになる。

最後に工事の手が入ってから7年が経過、弥生リゾート跡地は少しずつ自然の状態へと戻っていている。しかし跡地内部には着工箇所がいくつか残るなど、もはや完全に自然の状態に戻ることはない。この場所と市民は今後どのように向き合い関わっていくべきか、本報告書はその利活用方策検討のための前提条件を探ることを目的とするものである。

第2章 事業立地地域の歴史と現況

本章では、弥生リゾート跡地について、この場所や周辺の地域に関する概況や歴史を確認する。

最初に結論を要約的に述べておく。本事業跡地は周辺の地域・船沢地域の住民たちの生活のもっとも周縁部に位置している。とはいえ関わりがなかった場所ではなく、馬草を取る、薪や山菜を採る、用水の水源地であるなど、生活・生業に必要な山からの資源を獲得する場所であったと言える。戦中戦後の開拓でこの場所に集落が拓かれ、周辺の多くがりんご園に変わるが、昭和30年代以降の燃料革命、農業の機械化、兼業化などにより、山の資源の位置づけが大きく変化していった。昭和40年代末には弘前市民のレジャーの場（弥生いこいの広場）として新たな意味付与がなされ、多くの市民が訪れる場所になったが、逆に周辺の地域住民にとっては身近な自分たちの場所ではなくなってもいった。平成に入って持ち上がったリゾート開発とその失敗、さらにはその跡地を利用した自然体験型拠点施設・大型児童館建設計画とその中止の過程の中で、地域住民（の一部）は地権者として関わり、町会連合会でも開発推進に尽力するが、すでに多くの地域住民にとっては生活からは遠い場所の話になってしまっていた。

事業が白紙に帰った現在、弥生リゾート跡地にどのような利活用法があるのか。このことを考えるためには、弘前市民を含め、なかでも周辺の地域住民自身がこの場所をもう一度どういう場所なのか捉え直し、関わるができるかどうか、大事な論点になる。ここではそうした考えから、弥生リゾート跡地について、地元地域となる船沢地域とこの場所との関わり方の歴史を振り返りつつ、事業跡地と市民の関係のあり方について考察しておくことにしたい。

1. リゾート跡地周辺の地域概況

(1) 船沢地域の概況（資料1）

事業立地跡地は岩木山東麓にあり、弘前市の市域の中では市街地の西北に位置する。平成合併前の旧弘前市と旧岩木町の境域にあり、もっとも近接した集落は、弥生（旧弘前市）および上弥生（旧岩木町）である。このうち弥生は、昭和合併前の船沢村（現・弘前市船沢地区）に含まれる。

現在、船沢地区にある集落は、宮館、折笠、中別所、蒔苗、細越、富栄、弥生の7つであり、ここでは上弥生、杉山も含めた9集落とリゾート跡地との関係について記述していく。なお、このうちかつて船沢村役場があった富栄（とみさかえ）は、地名から分かるように新しい地域で、明治9年（郷土史は明治6年とする）に鶴田、三ッ森、四戸野沢、小島の4村が合併したものである。

弥生は昭和初期（戦前）の開拓、旧岩木町になる上弥生は戦後開拓である。戦後はこの

弥生地域もふくめて船沢地域一帯にも農業構造改善事業が入り、樹園地の面積が一気に広がった。現在はりんごの樹園地に囲まれ、近接して弥生いこいの広場がある。

事業立地地域は、新興集落である弥生地域に隣接し、また弥生いこいの広場を取り囲むように位置している。

後述のように、周辺の国有林は林野庁による森林施業のほか、岩木山麓の村々の地域住民に薪炭共用林などで利用されており、とくに当事業跡地においては船沢地区（旧船沢村）が深い関わりを持ってきた。また上述のとおり、弥生地区は戦前の開拓、上弥生は戦後の開拓であり、弥生は船沢地区に属するが、上弥生は旧岩木町に属した。ただし、地理的事情などから、小学校は上弥生も弥生とともに旧弘前市の弥生小学校に通うなど、別の自治体に属していたとはいえ両地域の関わりは深い。ここではとくに弥生を中心として、地元地域となる船沢地区の歴史や開発の経緯を確認していきたい。

船沢地域は、昭和合併前の船沢村である。旧船沢村は岩木山の東南麓、岩木川の左岸に位置し、現在は弘前市船沢地区となっている。明治 22 年 4 月 1 日施行の市町村制により宮館、折笠、中別所、蒔苗、細越、富栄の 6 つの村が合併し船沢村となった。前述の通り、このうち富栄は明治 9 年 3 月に 4 つの村の合併によりできた村である。また昭和 11 年、36 戸が入植・開拓して弥生が生まれ、さらに戦後開拓で弥生に近接して上弥生が誕生したが、上弥生は大字百沢字東岩木山の場所にあり、上記のように岩木町に属していた。上弥生を除くこれら 7 つの集落で船沢村を構成していたが、昭和 30 年 3 月 1 日に他の中津軽郡 10 ヶ村とともに弘前市に合併した。のち上弥生も岩木町と相馬村、弘前市の合併で、同じ弘前市になる。

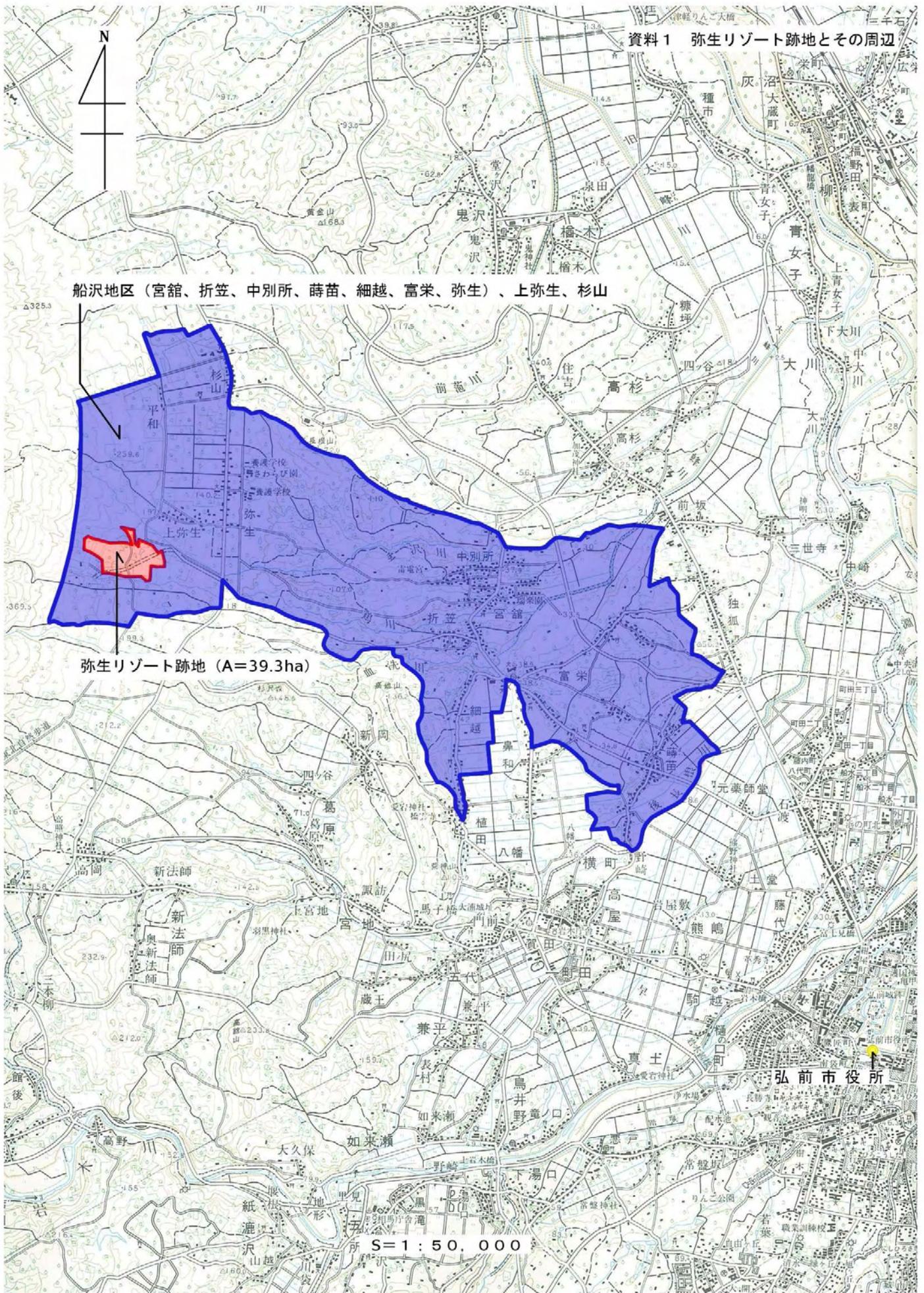
米とりんごが主な産業であり、早くからりんごの産地として有名で、スターキングはこの村が発祥である。戦後も、農業構造改善事業等を通じて農業の近代化が進められた結果、船沢は弘前でも代表的なりんご産地となっていった。

平成 17 年国勢調査

人口	世帯数	産業構造構成比	特産品	観光・その他
3,540	908	第1次産業 54.7%	りんご	瑞楽園
		第2次産業 15.4%		弥生いこいの広場
		第3次産業 29.9%		中別所板碑群

※人口及び世帯数は、船沢地区、上弥生、杉山の合算値。

産業構造構成比は船沢地区のみの値。



船沢地区（宮館、折笠、中別所、蒔苗、細越、富栄、弥生）、上弥生、杉山

弥生リゾート跡地 (A=39.3ha)

(2) 船沢地域の歴史

船沢地域周辺には縄文期から遺跡があり、古くから人の生活が息づいていた。古くは鼻和郡に属し、弘安二年(1279年、伝)、弘安十年(1287年)、および国の重要美術品となっている承応元年(1288年)のものを含む中別所板碑群があり、四戸野沢館、宮ノ館、ニッ館、玄蕃館、折笠館、蒔苗館など、数々の中世遺構もあることから、鎌倉・室町・戦国期に渡って、人々の生活が長く営まれてきた地域である。津軽(大浦)為信の津軽支配確立の中では、石川城、和徳城、大光寺城攻めで宮館、蒔苗、折笠、四戸野沢から主要戦力が出ており、細越に隣接する植田には浪岡城主・北畠頭村斬首の地の言い伝えがあるなど、大浦支配から津軽一円支配へと向かう津軽氏の足跡と縁が深い地域でもある。

船沢の名は、宮館にある隈館の堀跡に由来するとされるが、今は埋め立てられ、失われている。隈館は古代蝦夷の館と『船澤村郷土史』では解説されている。船沢の名を冠する「船沢村」の成立は明治になってからで、それまでは後に船沢村となる9ヶ村が行政的な単位だった。『船澤村郷土史』によれば、9ヶ村のうちもっとも古いものは四戸野沢で、次に宮館(中別所がそこから分かれる)、折笠。また植田村から分かれて細越。宮館・折笠に遅れて、大浦の開発と同じ時期に蒔苗が現れ、ここまでが中世までの成立で、江戸時代に入って、鶴田、三ッ森、小島が新田開発されたと説明されている。新田開発には杭止堰の開発が大きい。

江戸時代は鼻和庄高杉組に属し、明治に入って行政区が紆余曲折する中、明治9年に鶴田、三ッ森、四戸野沢、小島の4村が合併し富栄となり、明治22年より村制がしかれ、船沢村となった。

以下、順に時代を追って、この船沢村/船沢地域と、弥生リゾート跡地の関わりの歴史について見ていく。まず2節では明治から大正、昭和初期までについて、事業跡地を含めた船沢村の土地利用状況の変遷を確認しつつ、その歴史を確認する。3節・4節では戦中戦後に新たに生まれた弥生・上弥生の開拓の経緯を追う。ここまではりんごの村・船沢の確立期といってよい。

昭和40年代末から、この場所は大きくその意味づけを変え始める。5節ではレジャーの場として開発された弥生いこいの広場の経緯を、そして6節では今度はリゾートの場所としての開発計画の経緯を確認していく。6節ではさらに、こうしたリゾート計画の転換と、その後持ち上がった自然体験型拠点施設・大型児童館構想までの経緯を見る。この間、最終的にリゾート・大型児童館の計画は実施されなかったとはいえ、①レジャー・観光→②リゾート→③環境・教育・自然の場として、日本社会自身の変化とも連動しながら、この場所の位置づけが大きく変化していったことに注意したい。これらをふまえて、7節では、大型施設整備による地域開発の中止と、その後の跡地利活用をめぐる経緯についてふれ、現在の状況について確認する。

2. 明治期～大正期～昭和戦前期

岩木山周辺には遺跡が多く、縄文遺跡に関しては事業跡地のすぐ近くでも現地住民の畑

等から土器片などが採取され、薬師Ⅰ号・Ⅱ号遺跡などがあることから、事業跡地周辺は早い時期から人の住みついた地域と考えられる。沢も多く水も豊富であり、気温の高かった当時では十分に食糧を確保できる地帯であったのだろう。鱒ヶ沢町などでは同様の縄文遺跡のあとから平安期の遺構なども出ており人間生活のその後の連続性を想像はできるが、この場所は高度があるため、いったん集落を放棄したのち、昭和の開墾となったと考えるのが妥当であろう。昭和の弥生開拓の前は、この周辺は船沢村（当時）地域の薪炭共用林であった。開墾前までの船沢村の事業跡地との関わりを確認しておこう。

事業跡地は歴史的には岩木山信仰に係わる岩木山神社地と隣接ないしは重なっており、明治期には船沢地域の村々の秣場ないしは薪炭林として使用され、また戦前・戦後までは国有林野中の薪炭共用林として活用されてきた。自然そのものというよりは、地域の人々に活用されてきた山林・原野であったと考えてよい。

明治期から大正期の間、りんごを栽培する以前は岩木山麓は「マキバ」として使われており、薪をとったり馬のための草を刈る場所であった。岩木山により近い方のマキバは薪炭共用林になり、山の下の方の集落付近で漆木の栽培が行われていた。こうした秣場や山林地を利用して、明治大正昭和を経て、りんごの栽培がさかんになっていく。さらに昭和初期に成立した弥生集落、戦後の上弥生が開拓地として切り開いたのもこの地の近辺であり、事業予定地にはこれら地元の人々の私有地も含まれていた。

以下順にこの経緯を見ていく。

（１）所属・利用変遷から見た事業跡地

事業立地地域は、もとは東岩木山国有林の中にあり、麓地域の秣場や、薪炭共用林野として利用されてきた場所である。ここで事業跡地について、所有や利用の変遷からざっとその歴史を振り返っておきたい。

津軽森林管理署所蔵の東岩木山国有林の台帳には、岩木村大字百沢字東岩木山 1 番地が、当初面積 4,962 町 4 反歩で記載されている。岩木山はもと百沢寺・岩木山神社領であり、明治に入って山頂の一部を除いて国有林となった。後に昭和初めの弥生開拓、戦後の上弥生と緊急開墾で開墾地に所属替えされて一部が公有地・私有地となった。さらにそうした払い下げ地の一部と、国有林の一部を利用して、リゾート開発事業が計画されていくことになる。用地は弘前市により取得され、現在は弘前市の公有地である。

いくつかの地図から、明治期から戦前、戦後の状況を確認してみよう。

まず資料 2 は、昭和 2 年稿成の『船沢村郷土史』（中村良之進著、昭和 3 年発行）に掲載されている「船沢村略地図」である。船沢尋常高等小学校備付のものに中村良之進が旧蹟を付け加えたものと但し書きがあるので、大正期あたりのものだろうか。この段階ではまだ弥生の開拓はなく、後にリゾート開発が計画された場所には「岩木村」の字があって、小径路がついているのみである。

資料 3 は「陸奥国津軽郡第 24 区折笠村絵図」（明治 6 年 3 月）、資料 4 がそれを現在の 5 万分の 1 図に重ねたものだが（資料 3 の詳細は資料 7 も参照）、ここからは次のようなことが読み取れる。①折笠村の領域は、現在の折笠の集落から弥生（主要地方道岩木山環状線

付近)までの間の約3分の1程度にすぎず、折笠領の田畑のある場所から、弥生の場所までの間は、折笠・宮館・中別所三ヶ村の秣場(4千坪)とされている。さらに②浜街道が現在の市道百沢杉山線(通称、殿様道路)だとすると、この高さの、大黒沢と鍋倉・永澤、壁倉沢に挟まれた場所に、折笠・宮館・中別所・小島・鶴田・四戸野沢・三ッ森・蒔苗の8ヶ村による、4千坪の秣場があった、ということになる。ただしこの4千坪はあまりに狭いので、折笠の領域にはこれだけあったということにすぎないだろう。

要するに、現在の弥生地域は麓の集落の秣場であったと考えられ、その西南部に位置する事業立地跡地は、集落からすればさらに秣場の向こうの岩木山の位置になり、秣場の周縁ないしはその向こうにある薪炭材等を確保する山であったと考えられる。

資料5は昭和21年林相図に事業立地場所などを書き込んだものである。リゾート跡地は当時の東岩木山国有林の47林班・48林班にまたがった場所になる。リゾート計画では49林班にあたる場所も事業区域となっており(現在の36林班)、平成5年のアセスの段階でもその多くが薪炭共用林として使用されていた。現在も面積は小さくなっているが船沢普通共用林野組合により、普通共用林が設定されている(現在の39林班にある)。

戦後は昭和22年より上弥生の開拓が始まり、またさらに麓集落の人々による岩木山麓の開墾も進んだ。弘前森林管理署資料(資料6など)によれば、次のような国有林の払い下げが行われたとされている。

昭和22年 杉山

昭和22年 植田、弥生

昭和23年 新岡、上弥生、平和、折笠

昭和24年 第二平和

昭和24年 百沢、小森山

昭和26年 葛原

昭和27年 蒔苗採草組合、高杉家畜農業協同組合→牧野

昭和27年 (不明)→牧野

以上、それぞれに払い下げが行われている記録がある(さらに昭和23年、昭和27年に常盤野周辺・嶽、羽黒や松代等を加えると、この時期の岩木山の国有林解放の全体像になるうか)。このなかで、折笠や新岡など麓の集落もこの周辺に開拓で土地を確保することになり、現在も跡地周辺でのりんご園の経営が行われている。

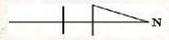
先走って言えば、昭和51年に開業する弥生いこいの広場は、こうした払い下げ地などのうちから開墾に適さない場所を公有地化して建設されたものであり、さらに弥生リゾート計画では、弥生いこいの広場隣接の公・共有地を確保し、さらには岩木山寄りの国有林野を活用する計画であった。

以上をまとめれば、事業跡地は、江戸時代までは岩木山神社有地であり、明治以降は国有林に編入されていた。昭和初期頃には採草地としての利用が進み、さらにその奥は薪炭共用林として利用されたが、こうした採草地を開墾して昭和初期には弥生が、そして戦後には上弥生が成立することになる。さらに未開墾地・開墾不適地を利用して弥生いこいの広場が開設されたが、平成期には周辺地域に新たに国有林野(植田、鼻和、船沢の薪炭共

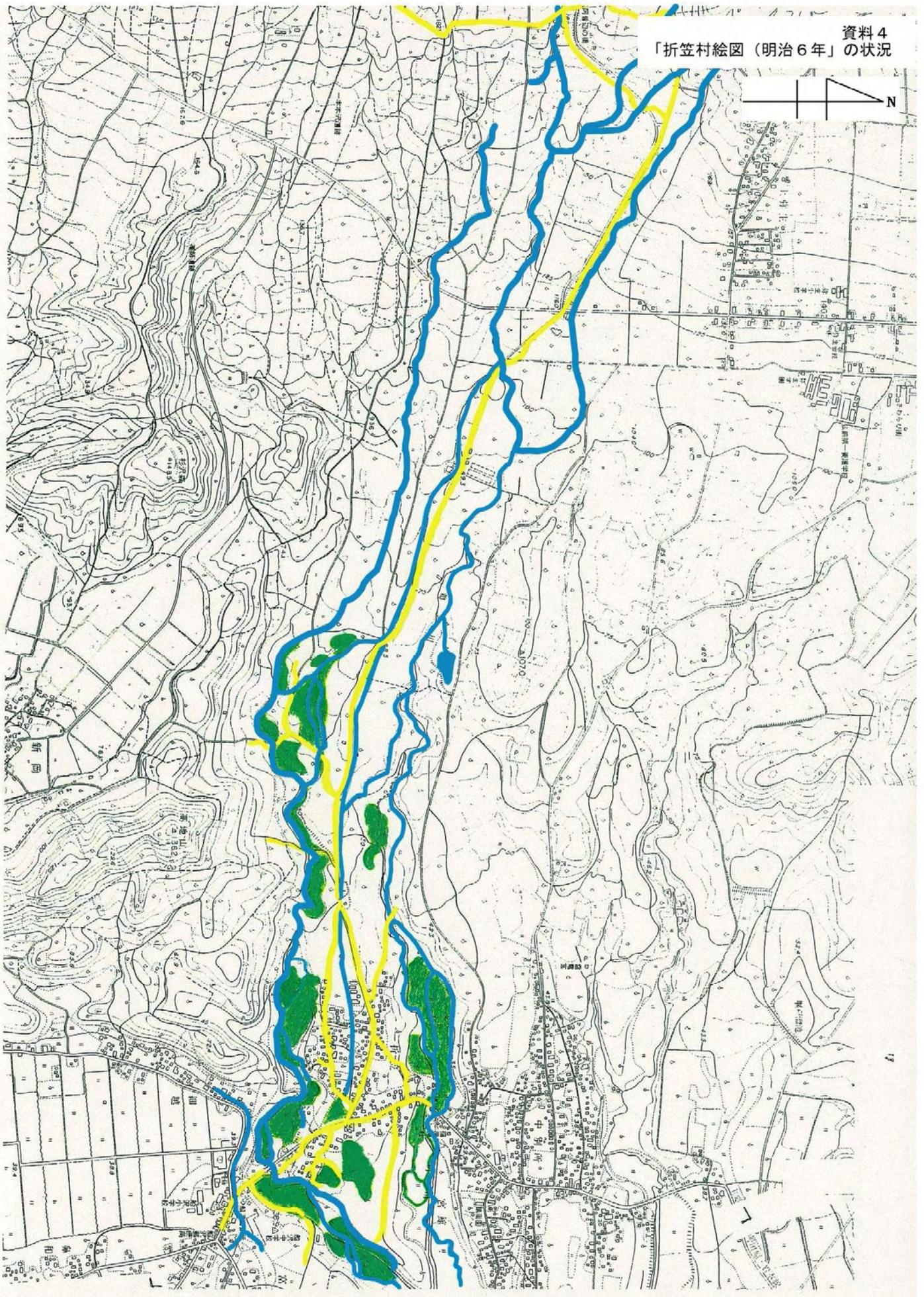
用林として利用されていた)を含めてリゾート開発が持ちあがった。

こうした流れを順に見るが、ここでは次に折笠地域を題材にして、明治期における麓の村の、村領および事業跡地付近の土地利用状況について少し詳しく確認しておきたい。

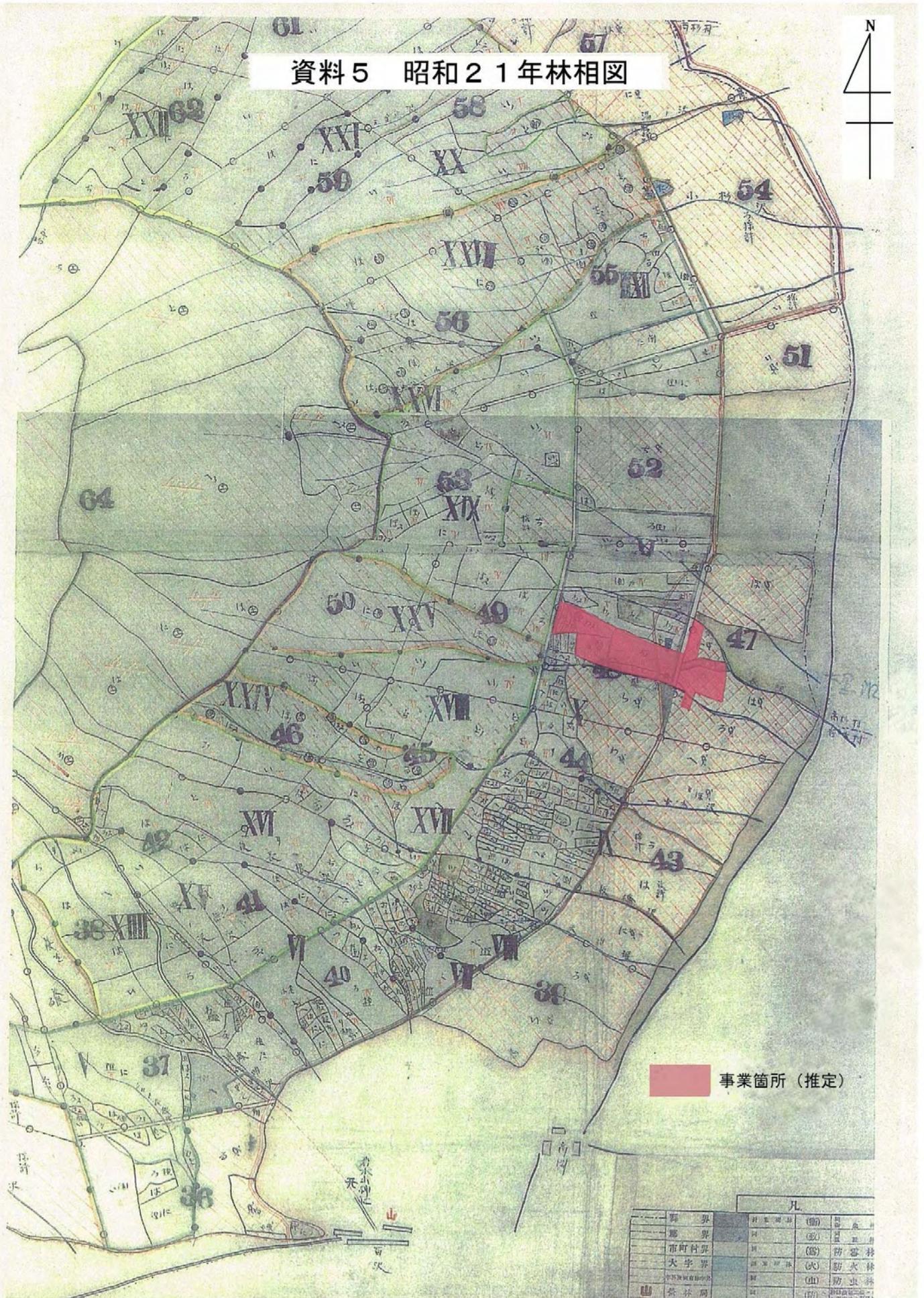
折笠村絵図 (明治 6 年)



資料4
「折笠村絵図（明治6年）」の状況



資料5 昭和21年林相図



事業箇所 (推定)

凡	
界	(○) 町界
界	(□) 市界
市町界	(□) 防音林
大字界	(○) 防火林
山	(○) 防虫林
林	(○) 雑木林

(2) 折笠村絵図に見る事業跡地と船沢村

ここでは先に一部を紹介した「陸奥国津軽郡第 24 区折笠村絵図」(明治 6 年 3 月)を利用して、江戸時代までの地域の土地利用状況を確認しておこう。

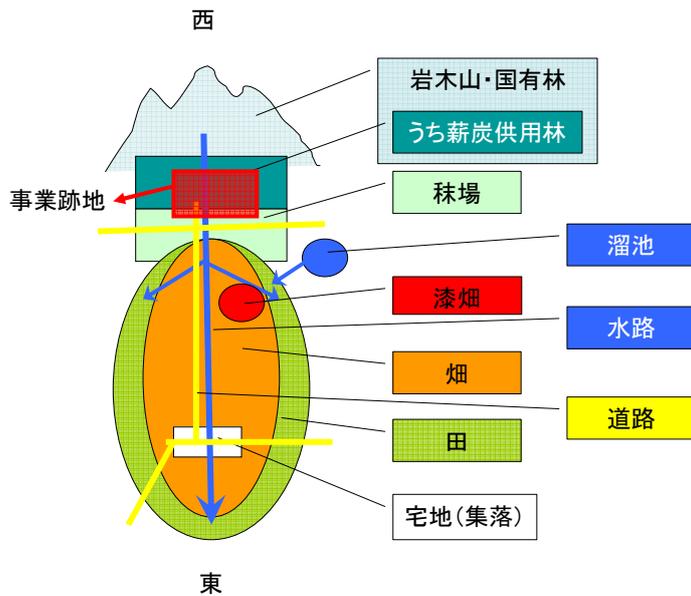
資料 7 は資料 3 で全体写真にしめしたものを細かく見たもので、絵図を地目ごとに色分けしている。上が西になっている。この図を横に倒し、上を北にして見て欲しい。左(西)側に岩木山が位置し、右(東)に行くほど高度が下がっていくことになる。上(北)の領境に鶏川が、下(南)に血洗川が流れ、その間の台地上に折笠村がある。

図の右側に南北に街道が貫通しており、上(北)は宮館に、右下(南東)は富栄・旧役場につながる。この道の真ん中の T 字路から岩木山の方(左=西)へ向かう道があり、集落はこの T 字路附近に集まり、右下の墓所・血洗川付近に折笠館があったと伝えられている(『船澤村郷土史』では、血洗川の右側に旧折笠村があったとも記載されている。移転の時期は不明)。用水は、本図では、岩木山から永澤・鍋倉より集落の位置する台地上に取り入れられ、この用水(ヤマゼキ)が右下の方に流れ込みながら血洗川そばの田を潤している。また大黒沢からも用水が取り入れられ、鶏川そばの田に入っている。聞き取りでは鶏川には上流部に 3 つの堤があったが(絵図には 4 カ所とあり、いったん記載された後に、中別所村領のため本図から抜き取られている)、いまその一つが残っている。

台地の真ん中には畑が開かれ、そのうち岩木山に最も近い場所に漆畑がある。これらの畑は今、ほとんどが宅地かりんご園になっている。

この絵図では村領が大きく書かれ、山側の秣場は小さく描かれている。秣場はいずれも折笠をふくめた数ヶ村の共有地である。もちろん各村混在しての利用ではなく、それぞれの集落に近いところを区分・設定して村ごとに使用箇所を決めて使っていたようである。

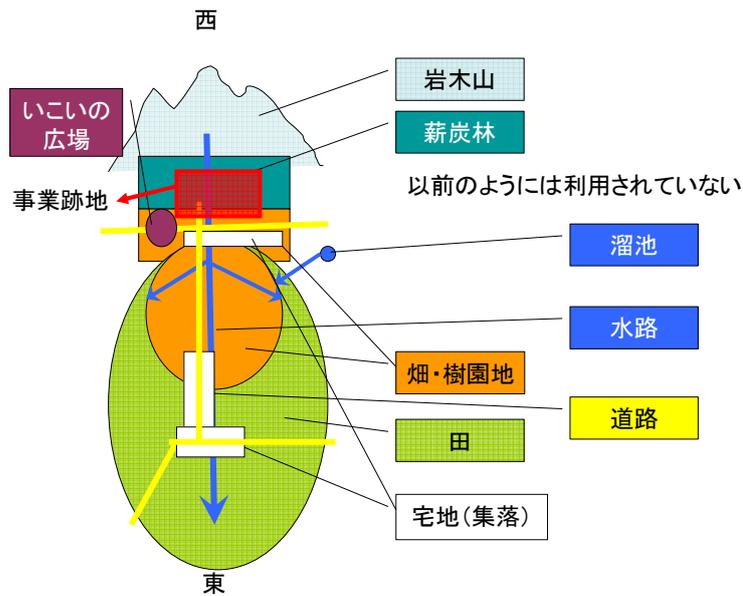
先の資料 4 は、この絵図を現在の弘前市管内図に載せてみたものである(道路、水路、田、その他漆畑、秣場を記載)。ごく大まかに重ねてみたものだが、大きく分けて村の人々の土地利用状況については、次のようなラインを確認することが可能である。



西部に岩木山がそびえている。岩木山から沢水（ヤマゼキ）が台地上に引き込まれ、真っ直ぐに宅地までのびている。堰を使って、あるいは溜池を用いて、川そばに田が開発されている。台地上は畑。道路は集落を横切って南北にのびるとともに、集落から岩木山へ一直線にのびている。集落から岩木山へ道路を登っていくと、台地上に畑が広がり、また漆畑も記載されている。この村の領域のはずれに秣場が広がり、そしてさらにその奥の国有林中に集落の薪炭共用林があった。さて、弥生リゾート跡地は、この地図のなかでいえば、秣場から薪炭共用林のあたりになる。

要するに、弥生リゾート跡地は、集落から最も遠い、村の生活範囲と岩木山との境目に位置し、地域の人々にとっての生活空間の辺縁部にあたるのである。とはいえ、馬の草を確保し、燃料としての薪を確保し、また山菜やキノコを採取する場所として、生活に必要な場所であったはずである。

それがその後、徐々に次のような形に変わっていくことになるわけである。



まず宅地が東西に広がる。弥生・上弥生にも新たな集落ができた。田が広がり、畑の西部は樹園地に、また広大な秣場もみな樹園地に切り替わっていく。弥生集落のそばに弥生いこいの広場ができ、レクリエーション施設が整備される。薪炭共用林も縮小され、残ったものも以前のように利用されていない。そして、以前は秣場や薪炭共用林であった弥生周辺の樹園地や、山林（国有林・薪炭共用林を含む）の一部が、リゾート開発の予定地となり、現在は跡地となった。

なお、補足説明として、山堰の取り入れ口にも注目しておこう。明治6年絵図では、永沢・鍋沢からのみの水であった山堰は、現在は殿様道路下で壁倉沢にも合流し、壁倉沢の水を取り入れている。明治から現在までの時点で山堰の付け替えが行われているわけである。ただし、見る限り、田の面積がこの間にそれほど大きく展開したとは思われない。この点での十分な聞き取りはできなかったが、この地域の歴史をひもとくには重要な項目となろう。

陸奥國津輕郡折笠村繪圖
二十區

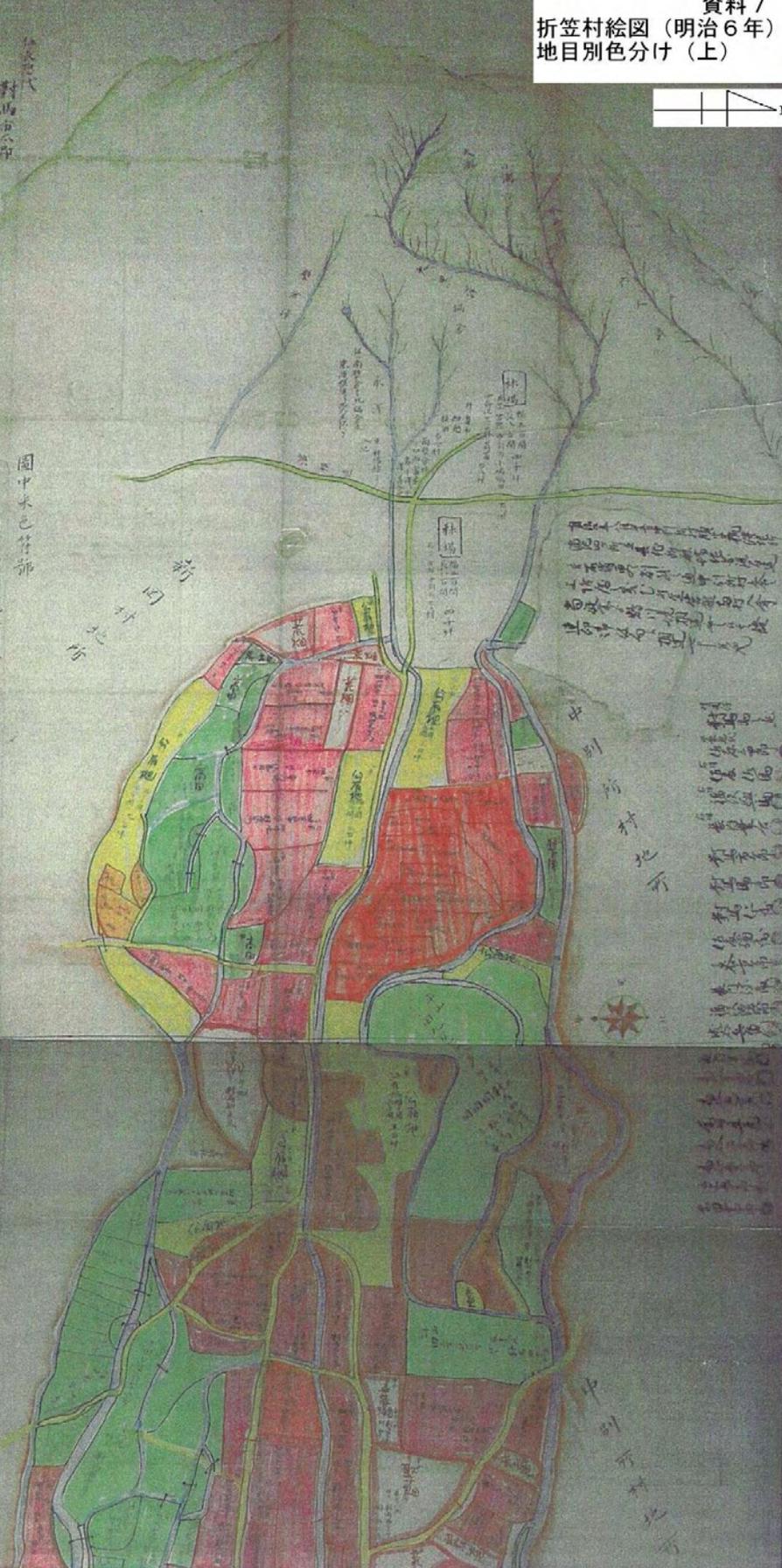
資料7
折笠村繪圖(明治6年)
地目別色分け(上)

明治六年二月

- 赤 田
- 黄 田
- 白 田
- 白 地
- 黄 地
- 赤 地
- 赤 田
- 道 通 路
- 水 流 路

折笠村
對馬市公館
對馬物産
對馬高杉橋
對馬久保田
對馬大橋

圖中米色符號
折笠村地目別色分け(上)
折笠村地目別色分け(下)





(3) 明治から大正、昭和初期までの事業跡地（まとめ）

以上の検討をまとめて、明治から大正、昭和初期までの事業跡地の様子をまとめておこう。

事業跡地は、船沢地域、なかでも折笠・宮館・中別所の人々にとっては、自分の集落と岩木山との間のちょうど境目にあたる。かつては浜街道（通称殿様道路）があり、その周辺は秣場として利用され、また薪炭の確保にも使われた山でもあった。弥生開拓でその一部が使用されたが、戦後の上弥生開拓と農業構造改善事業の中で、この場所と集落の間はほとんどがりんご園に開発された。

また岩木山からの沢水が、堰を通過して集落内を貫通しており、本来はこれが生活用水でもあった。こうしてまさに、岩木山によって作られた台地に、岩木山からの水を使って植物を栽培し、馬からの労働力をも確保していた。そんな村であった。ここでは折笠を例にしたが、宮館・中別所も大きな差はないだろう。

弥生リゾート開発は、そうした村の命の源とも言える場所に計画された。こうした立地場所の歴史を確認しておいた上で、次に、戦中戦後に行われた弥生・上弥生の開拓の歴史を見ていくことにしよう。

3. 弥生の開拓～終戦

(1) 開拓まで

昭和11年(1936年)、疲弊した農業の打開策として国の推進による弥生の開拓が始まり、船沢開発事業として開拓が進められた。弥生の開拓は食糧増産のために計画された開発事業である。入植した36人中21人が船沢村の出身である。さらにその21人のうち10人が中別所、4人が折笠出身で、他に小島や蒔苗から来ていた人もいた。弥生の開拓に反対していた宮館の出身者も1名いた。

県から開墾の指定を受けた土地は船沢村・岩木村両村にまたがっており、そのうち岩木村地区の約150町歩の土地は国有地であったため寛大に扱われた。当初は借用ということにしておいて開墾をすすめ、完了と同時に払い下げることとなった。岩木村地区の国有地は船沢村の中別所、宮館、折笠、蒔苗、富栄の5地区が森林保護組合を組織して入山権を与えられ造林保護の仕事に励んできた土地であった。

一方、船沢村地区は約50町歩の民有地が開墾の指定を受け、県有地に変更された上で開墾を進める方法をとることになった。しかしそこは中別所、宮館、折笠地区民が所有する牛馬の採草地であり、農民にとって灌漑水や牧草地が皆無になるのは生死にかかわる問題であるとして開拓に反対する村民の声が広がったこともある。しかしこの紛争は国策に反することだと村長や村議会議員、村の有識者になだめられて一応は鎮まった。

開拓地のうち、船沢村地区の約50町歩の土地は1工区、岩木村地区の採草地があった土地は2工区とよばれ、1工区と2工区の境には境界を示す土手がつくられていた。この土手は、防火帯の役割もあったと言われている。

(2) りんごの栽培と田の開発

折笠出身の対馬竹五郎氏はりんご栽培の研究者として名を知られ、昭和 13 (1938) 年 5 月にはスターキングの苗木を細越の共同耕作地に育成させた人物である。弥生は標高 130 メートルから 160 メートルもある気象条件が厳しい場所だったが、対馬氏の指示を忠実に守り大切に育てたことによって、昭和 15 (1940) 年には収穫できるまでに成長した。対馬氏は苗木育成の方法だけでなく、県議会議員になった後も度々弥生を訪れ、剪定や薬剤散布方法などについても指導していた。

入植者のなかで早くからりんごを栽培していたのは、中別所出身で次三男であった三上元太郎氏¹⁾で、自分の屋敷の敷地内に植えた。開拓は当初、戸主のみで行われていたが、昭和 12 年の暮れに開拓者の住宅が完成し、それに伴い家族を呼び寄せて生活することになる。それにあたって昭和 12 年春、開墾した土地を耕地として一戸あたり 3 反歩程度が仮割地として配分され²⁾、まもなくりんごの木を植えた人もいたが、実がなるまでに時間がかかるりんごはまだ金にはならないものであったため、結局は放置していた状態だった。

1) 三上元太郎氏は若いころ折笠の対馬助一郎宅の借子をしていた時に 10 年ほどりんごの栽培をした経験があった。弥生でもりんごができるはずだと考え、入植後の昭和 13 (1938) 年に実家からスターキングの成木 (十年樹) 24 本を移植し丹精こめて育てた。その甲斐があって昭和 15 (1940) 年には収穫できた。同年、五年樹 50 本を移植し成功している。

2) 登記になったのが昭和 15 年であるので、その前に、生活するための土地が仮割地として与えられたと考えられる。3 年後、最終的に 3 町 5 反歩が正式に配分されるが、そこに至るまでには何度も訂正された。

また、弥生に入植した当時すでに、田として区画された場所 (田場所と呼ばれる) を一軒あたり 1 反 5 畝ずつ与えられたが、弥生の田は湿地帯に立地していない、中心が盛りあがっているため水のもちが悪い、水が冷たい、冷害に強い品種がない、というような問題があった。これらに対処するためにコンクリートで水路をつくったりと色々やってはみたが、うまくいかなかった。弥生の人で田をもつ人は誰もいなかったが、田を借りて小作人として米を作る人は多かった。戦後、昭和 23 年の農地改革で、小作として借りていた田を 1 反歩 230 円で買い受けることになり、これ以後は自分の田になったという。

(3) 周辺地域の協力

土地を開墾するにあたり、背よりも高い程の雑草や地下に埋まる巨岩、雑木の根などを鍬とつるはしだけで開墾するのはあまりにも惨めであるということで、県もみかねて最新式のトラクターを農林省から借りてきてくれたこともあった。とにかく石が多かったのでトラクターはすぐに壊れてしまったが、さらに県は藤代、船沢、高杉に募集をかけ、石があるところを一鍬一鍬起こしてくれる人夫を雇い、約 1 年間毎日何十人と派遣してくれた。人夫は日雇いで雇用され、開拓当初、派遣された。

弥生開拓四十年史にも、援農のために弥生に来た農兵隊についての記述があるので、ここで引用したい。

①昭和 17 (1942) 年に青少年学徒勤労報国隊が組織され、市内中学校生徒二百余名が援農のために来村した。各家の作業場等に寝起きし、主に開墾作業やかぼちゃの植え付けを行ったが、僻村も若者たちの声で開拓当初の賑わいであったという。

②弥生にも軍隊が移駐し、農兵隊として働いてくれたので、労働力の不足を解消した。

とある。なお、上の人夫は①でも②でもない。

①の農兵隊 (青少年学徒勤労報告隊) は、援農というより、戦時中で食料がない中で収穫を手伝い、そのかわりに与えられるかぼちゃやじゃがいもを得るために来ていた。

②の農兵隊が来たのは、昭和 19 年である。開拓事務所と棟ひとつにして、6 軒から 12 軒くらいの「開拓の作業場」というかなり大きな倉庫のような場所で寝泊りしていた。この倉庫は、開拓が始まってすぐに建てられた (現在、弥生の公民館がある場所)。そこから各家庭に何名かずつ派遣され、戦時中から終戦にかけて農業の手伝いをした。②の農兵隊にあたるのは、当時義務教育である小学校を終えた、現在でいえば中高生ほどの年齢で、志願兵として徴兵検査を受ける前の男子である。②の農兵隊はどの地域にもいたわけではなかった。農兵隊が特別耕す土地はなく、個人の土地を手伝いに来ていたため、開拓地のために応援に来てくれたと考えられる。

(4) 戦時中から戦後にかけての弥生

昭和 19 (1944) 年になると次々に入植者は軍隊へ召集され、戦地から帰ってくるのは早い人で昭和 21 (1946) 年だった。このころの主な農作物は豆で、弥生の開拓を成功させた産物でもある。豆は売るためのものだった。終戦直後、豆は米とほぼ同じ値段だった。日本が敗戦すると満州から送られてきていた豆が全く送られてこなくなったため、国内産の豆の値段が高騰し昭和 23 (1948) 年 3 月には弥生開拓の償還金の返済が完了した。このころの主食は米だったが、かぼちゃや芋しか食べられなかった人もいた。

中別所・宮館・折笠は戦前から畑もあり、ある程度は豊かで財力もあったが、戦争が始まるとほとんどの人が戦地へ召集されたので畑が荒れ放題になってしまった。

戦後、蒔苗の米を弥生に、弥生の土地を蒔苗にと、それぞれ交換したことがあった。弥生の土地は入植者が登記していた土地なので売ることができなかったのだが蒔苗の米と物々交換という形で、蒔苗の人は弥生の土地を得ることができた。当時の契約書は現在も残っており、誰からの米かきちんと記載されている。昔の人が何十年も畑を耕していたのでその後なかなか登記できなかったが、今から 10~15 年ほど前にたまたま登記できることになった人もいる。

蒔苗から見ると米と田の物々交換だが、弥生から見ると米を借りても返す金がないから仕方なく田んぼを手放した、と言う方が正しいかもしれない。前述のように農地改革によりせつかく田が自分のものになっても、生活が苦しくなると手放す人も多かったそうだ。戦前だけでなく、戦後も田を切り売りしながら生活していった。生活が安定してくるのは、りんごがある程度収穫できるようになってからである。

地域のなかに、生活に苦しむ人を救済するために、穀物を備蓄しておく倉庫を造ってい

た。これは「ムジンコウ」（郷蔵（ゴウゾウ）のこと）といい、希望者はここから米を借りることができ、返す時には 1 割つけて返すことになっていた。こういった倉庫は弥生だけでなくこの地域にもあり、現在も残されている蔵もあるという。

先に述べたように、一戸あたり 3 反歩程度の土地が配分されたのだが、弥生は開拓地ゆえに生活が苦しく手放した土地も多かった。その土地を、弥生以外の人と交換したのである。現在も弥生平の土地を弥生以外の船沢の人が所有しており、とくに蒔苗の人が多い。

弥生の人で田をつくる人は全員小作人で、小学校を卒業してすぐの人など 20 歳前の若者（長男も）は中別所の大地主に借り子に行っていた。その大地主は大正末期、船沢に何十町歩という田を所有しており、県外でもベストテンに入るほどの財産をもっていた。借り子は一年働くと米を 2、3 俵得ることができた。借り子として奉公にきてそのうち嫁をもらい、分家する人もいた。戦前から戦後まで借り子は存在し、戦後の方が多かったが、出稼ぎをするようになると、徐々にその数は減少していく。

戦後は、弥生から中別所へ米を作りに来る人もいれば、蒔苗から弥生へ畑を作りに来ていた人もいた。

4. 上弥生の開拓〜りんごの生産地へ

昭和 21 年（1946 年）に、上弥生の開拓が始まった。

上弥生の開拓者の出身地は様々で、中別所、宮舘、蒔苗、前坂（前坂は高杉地区）など地元出身者はもちろん、田舎舘の日沼、北海道、そして樺太や満州から引き揚げてきた人も含まれている。宮舘出身者が最も多く約 10 戸、中別所は 2、3 戸で、開拓当初は全部合わせて 70 戸ほどだった。しかしだんだん減少していき、現在では 45 戸しか残っていない。昭和 36 年ごろ、県のすすめで土地がたくさんあるブラジルへ行った人も 6 家族いた。

山林があったために弥生の開拓地から外れた場所が上弥生の開拓地であり、殿様道路の上の部分ほとんどが、上弥生の土地となっている。

上弥生の開拓は終戦後だったため何もなく、最も苦しい時期に開拓を進めなければならなかった。弥生のように県が農業機械を持ってきてくれることもなければ農兵隊や人夫もいなかったの、基本的には自分たちで畑を起こさなければならなかった。

上弥生の開拓が始まった頃、弥生では自分の家の後ろにある畑（カグチ）に 2、3 反歩程度だがりんごを植えることができた。一方上弥生はまだ開拓が始まったばかりで、りんごはもちろん食料を得るのにも苦勞していた状態だった。それでも畑を耕す作業が終わると豆の栽培が始まり、その後菜種の栽培も始まった。

戦後、昭和 22（1947）年にりんごが自由販売できるようになったことをうけ、りんごの価格が高騰した昭和 23（1946）年頃から船沢ではりんごの生産を拡大したために人手不足となっていた。そこで上弥生の人たちは、弥生や中別所や折笠へりんごにかかわる作業（りんごの摘果、袋かけ。田植えも手伝った）の手伝いをし、それによって収入を得ていた。弥生開拓史にも以下のような記述がある。「当時は岩木村と船沢村の行政上の違いはあったが、両者はその区別なく往来して親戚付き合いをし、農作業の手助けや心の交流を図った。

この隣保共助の結びつきと励まし合いは、その後の学校問題・道路問題・施設導入問題にも好影響を及ぼし、地域発展のために大いに貢献した」とある。実際に弥生の人も、「昭和20年代後半から30年代前半にかけて、弥生の人たちは上弥生の人たちにずいぶんお世話になった」と述べている。

上弥生の人たちの力もあり、弥生のりんごは昭和30年代頃から生産が安定し始め売れるようになり、生活も安定してくる。スターキングが盛んで、当時の仲買人が奪い合っただけでも欲しがっていたということからも、良いりんごだったことがうかがえる。

上弥生では、入植した時に与えられる土地が一軒あたり1町5反歩しか割り当てられず、それでは畑が少ないということで、後の昭和30年代に現在いこいの広場があるところに増反している。

上弥生でりんごが生産されるようになるのは、正確な年代はわからないが弥生でのりんご生産が軌道にのった昭和30年代よりも後のことである。昭和36、37年に出稼ぎに行くようになるが、それより少し前のようだ。上弥生に最初に配給されたりんごの品種は「紅玉（千成：せんなりとも言う）」と「朝日」である。

昭和48、49年、いこいの広場がある場所では菜種を栽培している一方、いこいの広場よりも標高が低いところではりんごを生産していた。標高は弥生の中心が140メートル、上弥生が172メートルと、上弥生のほうが高くなっている。現在はいこいの広場の横でりんごを作っている人がおり、そこが最も標高が高いといわれている。地面は平らで良い土地だが、上弥生は雪が深く木も高いため、9尺のはしごが必要になるなど危険な作業が伴う。

こうして、昭和14年にりんごの栽培が始まってから、時には台風の被害に遭いながらも生産は拡大していった。上弥生のりんご栽培面積は平成2年で60町歩となっている。

5. 弥生いこいの広場へ

高度経済成長期を迎え、昭和40年代に入ると、東京オリンピックの開催なども相まって人々は次第に豊かさを実感するようになる。また、高速道路や新幹線の開通など、交通網の発展により、都市部と地方との交通時間が短縮されたこともあり、地方の特に農山間地域を対象としたレジャーブームが起こった。その動きは岩木山にも向けられ、昭和44年の新全国総合開発計画の中で岩木リゾート高原都市構想が打ち出される。これを受け、昭和46年の『弘前市総合開発計画基本構想』において、岩木山ろくは「国民のための一大自然レクリエーション地域」の一角に位置づけられた。また、高原リゾート都市建設の方向を目指していくとあり、その一環として大都市の企業従事者および学童、生徒のためのサマードミトリーの誘致も考えるとしている。

その中で労働省は昭和48年度の新規事業として「労働者いこいの村」を打ち出した。これは週休2日制などで生じた余暇を家族ともども楽しく健康的に過ごしてもらおうというものであった。弘前市は県を通じて「勤労者野外活動施設」の設置の要望を労働省に提出し、全国にさきがけて設置が決定した。この時の契約は、ハイランドハウスを建てる部分については、市が土地を用意し、無償で事業主体となる雇用促進事業団に提供、契約自体は雇

用促進事業団が青森県に委託施設として申し立て、県でそれが運営できない場合は地方公共団体もしくは地方公共団体が出資する公益法人へ再委託ができる、というものだった。これに則して、市は弥生開拓農協等が所有している土地 52,782 m²を購入等により確保し、野外趣味活動施設建設用地として、昭和 50 年 7 月 15 日、県へ無償で貸与し、さらに県は、そのうち 618 m²をハイランドハウス（レストハウス）の敷地として、雇用促進事業団へ無償で貸与した。

昭和 51 年、ハイランドハウス、ピクニック広場、アスレチック、弥生いこいの広場スキー場（昭和 63 年閉鎖）等の施設を整備し、「弥生いこいの広場」がオープンした。これにより岩木山ろくは「弥生いこいの広場を中心として健全な観光、レクリエーション地域とするために総合的かつ計画的に整備を促進する」（昭和 53 年『弘前市総合開発計画』に明記）場所となる。また、観光振興のために自然環境を活かした保養施設や学習施設の設置を進めるという計画も打ち出される。

「弥生いこいの広場」にはさらに昭和 53 年度にポニー広場が開設、55 年からは施設の拡張に着手し、昭和 58 年に動物広場、翌年には動物広場内にふれあいコーナーが開設。また平成 10 年にはオートキャンプ場が開設された。

6. 弥生ハイランドリゾート開発から、大型児童館構想まで

こうして、リゾート跡地とその周辺は、昭和 50 年代までには、地元地域が活用する山林から、広く弘前市民のレジャーの場として位置づけられるようになる。そして、この方向性がより強まっていくのが、昭和 60 年代から平成にかけてという時期になる。「大規模リゾート開発ブーム」とも呼ぶべき流れの中で、このときなされたより広域的で大規模なリゾート地という位置づけは、さらにこの地域を、弘前市民のレジャーの場を越えて、全国国民にとっての消費の場へと再設定しようとするものであった。他方でそれはまた、地元地域にとって、この場所がさらに身近な場所ではなくなっていくことも意味していた。

(1) リゾート開発への盛り上がりと挫折

昭和 59 年の『新弘前市総合開発計画』では、岩木山ろく開発の方向として弥生地区の集積を核とした福祉施設の充実、リゾート施設の拡充があげられており、将来的にはセミナーハウス等の教育関連施設を付加拡充していくという内容も盛り込まれることとなった。さらに、岩木山に大型国際スキー場を整備するという構想が持ち上がる。

そして昭和 62 年、「長期滞在型の保養地づくり」をめざした「リゾート法」が施行された。これは、余暇を活用して広く国民が良好な自然条件の中で滞在しながら、スポーツ、レクリエーションなどの多様な活動ができるよう、総合的な保養地域の整備を促進し、ゆとりのある国民生活のための利便増進と地域振興を図ろうとするものであった。リゾート法が制定されたことを受け、昭和 63 年 1 月、青森県庁内組織として「津軽岩木リゾート地域整備推進連絡会議」が発足、続いて 7 月には「津軽岩木リゾート地域整備推進協議会」（県、関係市町村、関係団体、民間事業者による）が設立された。

平成2年にはこのリゾート法に基づいて弘前市を含む津軽地域8市町村を対象とする「津軽岩木リゾート構想」（対象地域：弘前市、黒石市、鱒ヶ沢町、深浦町、岩崎村、岩木町、大鰐町、平賀町）が承認され、岩木山弥生地区はこのリゾート構想における重点整備地区として位置づけられた。津軽岩木リゾート構想は、津軽岩木地域の豊かで変化に富んだ自然を生かした、津軽ならではの魅力ある滞在型保養地域を整備しようとする方向性のもと、「にぎわい空間弘前」と、長平、嶽、百沢、弥生の4地区からなる、全国に例のない最大級のスキーエリアとなる可能性を秘めた「岩木山スキーランド」を中心に構成されたものであった。

弘前市としては、平成元年に「弥生ハイランドリゾート基本構想」をまとめており、平成2年1月にはリゾート開発を積極的に推進するために第3セクター「弘前リゾート開発株式会社」（以下「弘前リゾート開発（株）」という。）が設立された。そして6月には津軽岩木リゾート構想が承認され、その中で弥生地区が特定民間施設として位置づけられたことを受け、平成3年に「岩木山弥生リゾート開発基本計画」を決定した。この計画には、総投資額750億円（15年間）、面積1,500ヘクタールの敷地に、スキー場・分譲別荘地、ホテル、テニス場、ゴルフ場、軽飛行場などが含まれていた。さらに都市型リゾートとしての発展をはかるために、周囲の恵まれた自然や古都弘前としての歴史的遺産にも配慮した質の高いリゾート施設を整備することもうたわれている。

平成4年、青森営林局国有林野対策委員会は弥生地区リゾート計画を承認、また平成2年10月に弘前リゾート開発（株）が委託していた環境アセスメントの結果も承認、そして青森営林局国有林野管理審議会も国有林を活用して岩木山弥生スキー場を建設することを了承。これによって弘前リゾート開発（株）は、平成6年にスキーコースに係る保安林解除申請書を中南農林事務所に提出し、県から農振除外、農地転用の許認可を受けると、スキーセンター等の造成、建設工事に着手した。

しかしこの頃から、新聞の投書欄等でスキー場建設に関しての声が多数よせられ、その中には多くの反対意見が見られるようになった。また、スキー場開発に反対を表明する「岩木山を考える会」が発足するなど、市民からの計画批判の声が大きくなった。そして平成6年7月、建設反対住民が保安林指定解除への異議意見書155人分を提出するに至る。その内容は、水源かん養保安林解除に伴うスキー場建設が、①弘前観光の中心となる景観を傷つける、②ミズナラとブナの生態系構造に影響を及ぼす、③森林の伐採により登山の楽しみを損ねる一などであった。これにより保安林解除告示の動きが止まり、工事に着工したものの、スキー場計画の遅れは必至となった。さらに、地元船沢地域で開発に反対する数名が、弘前リゾート開発（株）側から圧力をかけられるというようなことも報じられた。

そんな中、これまで弥生地区リゾート計画を容認していた北村正哉知事から、木村守男知事へと県知事が交代した（平成7年2月）。同年5月、災害の危険性や環境保全上の観点から反対の声が高まっていることを理由に、県は保安林解除の申請取り下げを発表した（平成7年5月20日付東奥日報より）。さらに「弘前リゾート開発（株）」への各種補助金も支給しない方針を決める。また、岩木山スカイラインスキー場の建設計画への補助も同じく凍結となった。事業者側は開発に必要な手続きを進めてきており、すでにスキーセンター

の基礎工事、調整池、駐車場の造成等 10 億円以上を投資してきた。しかし、県の保安林解除申請の取り下げによってスキー場の建設は不可能となり、他の施設に関しても補助金の凍結等により建設中止を余儀なくされることとなる。

とはいえ、市民の反対の声は高まっていたものの、事業予定地に近い旧岩木町や船沢地区の住民の中にはリゾート建設の実現を待ち望んでいた人も多かった。異議意見書の提出者には旧岩木町住民はいなかったという。総じて岩木山麓の住民は、このスキー場建設による雇用の創出に大きな期待を抱いていたと言ってよい。そのためスキー場計画が事実上頓挫した後も、新聞投書欄等における賛成派・反対派の争いは続いていくことになった。

(2) 第 3 セクターの解散と岩木山弥生地区整備計画案

平成 8 年 2 月、弘前市は岩木山弥生スキー場建設予定地を含む地区の整備について「弥生いこいの広場周辺整備計画案（素案）」および、会社の事業転換推進計画の素案を発表した。しかし、これを第 3 セクターの救済策とする市民からの批判が大きくなり、同年 9 月転換事業に対する市民の意見を求めるために、市は「弥生地区整備検討懇談会」を発足させている。委員は市民団体代表や弘前大学関係者らで、その中には地元船沢地区町会連合会や商工団体なども含まれた。現地視察や意見交換などが行なわれるが、市議会における議論などもあり、同年 12 月には白紙撤回された。

平成 9 年、金沢隆市長（当時）が第 3 セクター「弘前リゾート開発（株）」の社長を辞任し、後任に弘前商工会議所会頭の斉藤熊五郎氏が就いた。これを機に、同会社ではこれまでのレジャー・スポーツ開発型から離れた「福祉・保養・宿泊研修」体験型の施設整備へと事業推進計画案を質的に移行させていくこととなった（平成 10 年の株式総会）。

また、津軽岩木リゾート地域整備推進協議会としては、これまで対象地の視察や先進地の研修などを行ってきたが、各リゾート地の進捗状況が悪いことから、専門家を入れた助言指導を始めた。弘前リゾート開発（株）はプロジェクト推進事業として、再建計画策定にあたって専門調査機関に委託し助言指導を受け、弘前市もまたプロジェクト推進事業として「岩木山弥生地区事業計画」の策定に伴う助言指導等を受ける。そして平成 12 年 3 月、同協議会は津軽岩木リゾート構想の点検調査報告をまとめ、転換策などを市と会社側に提言した。

計画全体にわたる助言指導等を受けた市では同年 5 月、提言をもとに庁内で「弥生地区事業計画等検討会議」を発足させる。市も事業計画に参加すべきとの指導を受けて、弘前リゾート開発（株）に提言する整備計画案を作成するためであった。ところが弘前リゾート開発（株）では、再建計画に基づき資産譲渡、負債の縮小などを図りながら転換事業を模索してきたものの、専門家によるとその再建には 12 億円もの新たな資金が必要なことが明らかになった。そこで弘前リゾート開発（株）は市に所有地などの買収を打診、市は仮に買収した場合は約 6 億 3 千万円になると試算した。これを受け、弘前リゾート開発（株）側は取締役会で対応を協議したが、債務超過が約 3 億 8 千万円になることや、大株主からの増資・金融機関からの借入れがこれ以上不可能などの状況から、資金調達は困難と判断、平成 13 年 3 月、開発事業から撤退し、弘前リゾート開発（株）を解散させることを発

表した。

これにより市の弥生地区事業計画等検討会議が弘前リゾート開発（株）側に提言するはずだった計画案がいったん宙に浮いた形になったが、同年 3 月に新組織として「弥生地区整備計画検討会議」を発足させ、「弥生地区での市の公共施設整備を巡る際のたたき台にする」として「岩木山弥生地区整備計画(案)」をまとめた。この計画における整備コンセプトは「①自然体験と科学する心の育成、②こども文化の伝承と創造性の開発、③社会的な生活体験と心身の醸成」であり、岩木山は非日常的な空間であると捉えられ、その中で体験から子どもたちが学び、成長していくことが目指されることとなった。整備の方針は「家族利用型の自然文化体験村」を構築することとし、大型児童館を含む「こども文化施設」や「岩木山学習館」「里山共生ゾーン・果樹園・農業体験ゾーン」、そして「いこいの広場」などの市既存施設の整備もあわせて大きく 4 つの施設群からの計画であった。これらの計画は事実上弘前リゾート開発（株）が所有する土地等を弘前市が取得することを前提としていた。

平成 13 年 4 月 4 日の定例記者会見で、金澤市長（当時）は、4 月中に買収を決定しないと跡地利用の対応が遅れると発言した。その買収を急ぐ姿勢の背景には、県にかねてから要望していた大型児童館の誘致があった。これまで場所を特定して建設要望が出せなかったが、6 月の重点要望事項知事説明の前に買収の是非を決定し、誘致場所を確定できれば、児童館建設を強く要望できるためであった。

しかしこの時点では弘前市が土地等を取得する決定には至っておらず、その是非を問うための勉強・調査・検討の機関として、弘前市議会では任意組織の「弘前リゾート調査研究会」が、市内部組織としては「弥生地区整備検討会議」がそれぞれ現地視察なども含めた検討を行なった。調査研究の結果としてはどの会派からも市が試算した約 6 億 3 千万円での買収案を是認する意見はなく、購入を容認する会派からも購入価格の圧縮を求める形となった。また市民団体からも負債処理に市税を投入しないことや、岩木山弥生地区整備計画案の白紙撤回、会社の破綻処理を引き伸ばした責任を明らかにすることなどを要求する要請書が提出された。

このような流れの中で、平成 13 年 5 月 14 日、市議会議員全員協議会の場で金沢隆市長（当時）が約 5 億 9 千万円で弘前リゾート開発（株）の資産を買収することを表明した。また、議会を混乱させた責任として自身の給料を 1 年間減給することも併せて表明した。さらに同日弘前市は買収する土地の整備計画として、宿泊型大型児童館をメインとした「岩木山弥生地区整備計画案」を改めて発表した。大型児童館に関しては、平成 12 年より県が取り組んでいる「あおもり『こどもの文化』推進指針」を受けて、13 年度当初予算でこどもの文化施設・機能検討事業として 200 万円を計上しており、14 年度の弘前市重点要望として県に継続で「こども文化施設」の整備を働きかけていた。「こどもの文化施設」についてはこれまで特定されていなかった設置場所を「岩木山弥生地区」と明言し、機能も含め整備案を明文化した。この重点要望に対して知事は、場所の特定はしないものの、前向きに検討していくと回答している。

(3) 市民運動の高まりと大型児童館構想の挫折

平成13年6月12日、第3セクター弘前リゾート開発(株)は正式解散となった。それにとともに、市が公費投入によって後処理をしていくことについて、またその代替事業案(岩木山弥生地区整備計画案)についても、市議会や市民団体、また一般市民の間で反対運動や賛否論争が繰り広げられることになる。各新聞の投書欄にもリゾート跡地をめぐる問題への投書が多く見られるようになり、市民団体が主催した市民と市議が語る会にも多くの人々が参加した。同年7月には跡地への市費投入に反対する11の市民団体などが「スキー場計画跡地への新たな市費投入をやめさせる」ことを目的に「弥生スキー場跡地問題を考える市民ネットワーク」(略称・弥生ネット)を結成している。

論争の争点には、第3セクターの肩代わりではないのかという跡地への市費投入への批判、市が反対署名など一般市民からの声を反映させずに買い取りを急いでいるかのような姿勢への批判、それに伴う審議の不十分さに関する指摘、そしてなぜ弥生地区でなくてはいけないのかという疑問などがあげられる。市民団体の多くは施設の建設や児童館構想に頭から反対ということではなく、市側の優先順位に対する疑問や、住民の声を反映させていないことへの不満からの反対運動であるとしている。

実際、市は、平成13年9月定例会で審議する予定であった買収提案を、3週間繰り上げた臨時会(8月23日)の場で示している。この臨時会では4億8,600万円での資産買収予算案が可決された。しかし、こうした予算案可決を急ぐ市側の姿勢に対し、金額算定の根拠が不透明ではないかとの批判、未完成のまま放置された工事着工施設の移転補償については市民感情からは理解できないなどの反発が市民からあがっていく。また、9月定例会での提出を目指して反対署名簿を集めていた市民団体からも、市の姿勢は市民の声を無視しているとして大きな非難があびせられた。臨時会前には市議会与党会派から市民の十分な同意をえた上での資産買い取りを求めるよう申し入れを受けており、市民団体からは反対署名簿と買収中止を求める要望書が提出され、さらには市長に対して資産買収費を提案しないようにという申し入れが行われていた。反対署名簿は3週間も繰り上げられたにも関わらず約2万5千人あまり(弘前市民以外も含む)にも上った。

予算案可決による児童館建設への市・地元側の盛り上がりを受け、市民団体などは公聴会開催の申し入れや、県に対する弥生地区への大型児童館建設の慎重審議申し入れなどを行うが、いずれも拒否される。さらに県知事に対して弥生地区整備計画に協力しないようにとの申し入れや、市役所前での集会やデモ行進が行われるなど、市民運動は大きな盛り上がりを見せていった。こうした動きについて、地元船沢地区町会連合会からは、賛成側からは初となる早期整備要望が出されていた。

このような市民運動の盛り上がりがあったわけだが、9月定例議会において取得議案は原案通りに可決された。これにより市長が知事に改めて建設要望を行い、また12月には弘前市議会議員29名によって「市議会大型児童館誘致促進議員連盟」が発足した。

もっともこうした弘前市側の積極的な動きに対して、県側ではさほどの積極性は見られなかった。大型児童館の建設が盛り込まれているとされた県の「こどもの文化」推進への取り組みも、具体的には「あおもりこどもの文化推進会議」による具体策の在り方の検討

会や提言、あるいは「あおもりこどもの文化フェスタ」などにとどまり、大型児童館の構想は実際には県として具体的に事業化されたことはなかった。平成14年にも、市議会大型児童館誘致促進議員連盟が知事や県に対して整備要望を出してはいるが、いずれも検討するとの回答にとどまる。そして平成15年5月木村守男知事が辞任し、政権が三村申吾知事へと移行すると、同年11月、県の財政改革プランに基づいて大規模施設新規着工の5カ年凍結が打ち出されることになり、大型児童館の建設凍結も明言された。これにより事実上、大型児童館構想は棚上げとなったのである。

7. 市による跡地取得・利用をめぐる

(1) 跡地取得と大型児童館構想をめぐる弘前市に対する市民団体の批判

平成15年11月に大型児童館構想が事実上棚上げになったことで、リゾート資産取得議案が可決（平成13年10月）されてから活動を弱めていた市民団体や市議会での論争がまた過熱することになる。

弘前リゾート開発（株）と弘前市とが平成13年9月に結んだ不動産売買契約は、市が自然体験型拠点施設整備事業としてスキー場跡地を約3億4千万円で取得する内容で、内金として7割の約2億4千万円を払っていた。しかしこの土地はリゾート法の指定を受けてスキー場を目的に農地転用されており、市は現状では取得できないことになる。そのため計画変更の承認と農地転用の許可後に所有権を移転し残金を払うことになっており、農地転用ができない場合は契約不成立として内金を返還するという契約であった。しかし破綻した弘前リゾート開発（株）からの内金の返還は実態上厳しいものがあり、県による大型児童館構想自体が具体的ではないにも関わらず、とり急いで契約を行なった弘前市の判断の妥当性に対し、市民団体等から疑問、不満がつけつけられた。

平成16年2月には16年度の予算案として、市が自然体験型拠点施設整備基本計画策定費（コンサルタント委託料）450万円を計上し、大型児童館構想に関連した市の事業（果樹園や生態池など）を先行させることを発表した。これは弘前リゾート開発（株）との売買契約を成立させ、事業を推進させるための農地転用許可等を受けるためであった。この動きを受け、市民団体は「児童館の見通しが立たないなら土地売買契約を白紙に戻すのが筋」「市が独自の計画を作り直すのなら売買契約書を破棄するのが当然」などとして、事業決定までの経緯や事業の必要性などを含めた情報開示請求を行い、事業予算の指し止めや事務監査請求などの検討に入った。

この時期すでに、全国で難航するリゾート開発の動きの中で、国は各都道府県にリゾートの需要を再検討し、基本構想を抜本的に見直すこと、実現性が見込まれない場合は構想自体を廃止するよう求めていた。これに対し県は現在稼働中の施設もあるため構想を廃止することはない（平成16年2月25日付東奥日報より）とするも、構想の見直しを図ることを明らかにした。

こうした動きを受けて、市民団体でも住民集会など活動的な動きが目立ち始め、同年6月には、市民団体が弘前市監査委員に対し、自然体験型拠点施設の基本計画作成委託料の

執行差し止めを求める住民監査請求を行うに至る。これに対して、市監査委員は違法性はないとして 7 月に請求を却下した。そこでさらに同月、市を相手取り、跡地の基本計画委託料 450 万円の差し止めを求める住民訴訟を青森地裁に起こしたが、平成 17 年 3 月 22 日、仙台高裁にて棄却されている。

(2) 新市長による自然体験型拠点施設建設の中止

平成 17 年 4 月、16 年度事業の中で市が業者に委託していた岩木山弥生地区自然体験型拠点施設の基本計画が公表された。前回の計画では「市が 22 億、県が 68 億を投じて県立大型児童館を中核とした自然体験型拠点施設を整備する」との方針であったが、県が建設を白紙にしているため、事業に先行着手する市単独の整備内容となった。大型児童館建設を見込んでいる区域は多目的広場ゾーンの一角として緑地にされ、児童館は明記されなかった。

平成 17 年 6 月、市議会で事実上解散していた県立大型児童館誘致を目指す議員連盟が「大型児童館誘致促進議員連盟」として 21 人で再結成された。さらに、地元船沢地区の町会連合会が施設の早期整備を求め、金澤隆市長（当時）に要望書を提出した。

大型児童館構想実現に向けて、市レベルが積極的であるのに対し、県レベルでは消極化する中、市は跡地の農地転用申請を進め、取得の残金約 1 億円の支払いを決めていく。これに対し、平成 17 年 8 月、市民団体は市が平成 17 年度予算に計上した建設用地費の残金約 1 億 295 万円の支払い差し止めを求める住民監査請求を行なった。請求は却下され、9 月、市民団体は住民訴訟を青森地裁に起こすこととなる。10 月には、農地転用申請を県が許可、11 月に市が残金 1 億円余を支払うに至る。

平成 18 年 4 月 16 日、弘前市・岩木町・相馬村の合併により、新弘前市長選挙が行われ、当時現職の金澤隆氏を破って、相馬鋁一氏が当選した。相馬新市長は、公約として「徹底した情報公開・市民参加型の市政運営」及び「弥生自然体験型拠点施設建設の中止」を明確に主張しており、相馬新市長の当選により、市民の多くが反対している大型児童館を含む当地域での施設整備建設はストップとなる。

そして、市民団体がおこしていた跡地取得の残金をめぐる訴訟は、新市長相手に持ち越されることとなる。すなわち、相馬市長を相手取り、自然体験型拠点施設整備事業の不動産取得費用の一部約 1 億 295 万円につき、支出を決めた金澤隆前市長（当時）に損害賠償請求するよう求めた住民訴訟である。10 月 6 日に青森地裁で判決が出され、支出は議会の予算案議決を経ており、市長の裁量権の逸脱とは認められないとして原告の請求は棄却された。これに対し、原告団は控訴せず「税金無駄遣いなどの検証は続け、跡地活用に関する提言作り、市との話し合いに入りたい」として、跡地取得問題に関しても一応の決着をみることになる。

(3) 残された課題——跡地利用の方法について

このようにリゾート開発挫折後の跡地に関しては、第三セクターから市が取得する、その利用法としては大型児童館を建設する、という市の方向性に関して、市民団体などから

強い反発があった。跡地の取得、その利用法について、以上の経緯をまとめれば現在は次のような結論をみていると言ってよいだろう。

弥生リゾート跡地は弘前市が取得所有する（取得済み）。弘前市が所有した経緯については違法性はない。そして、相馬鋁一市長の公約により大型児童館建設を含む自然体験型拠点施設整備計画は白紙となった。今後の跡地のあり方については、市は5つの基本的な考え方（本報告書「序 研究の目的と体制」参照）に基づいて検討をすることとした。

残された課題は、大規模施設は整備しないとしても、弥生いこいの広場に近接する広大な土地を、弘前市・弘前市民がどのように向き合い活用するのか、あらためて議論し直すことであり、市民などの意見を集約する透明性の高い手法の開発等を検討する作業として、弘前市は、平成19年7月、弘前大学と共同研究にはいった。この研究結果を踏まえて、市民の声を反映させた利活用方策の検討を具体化させることになっている。それが本報告書の以下の内容になる。

[参考文献]

荒井清明、1994、「中世城館と板碑群を残す船沢地区」、「新編 弘前市史」編纂委員会『年報 市史ひろさき』弘前市市長公室企画課、144-167頁。

久保喜雄、1976、『弥生開拓四十年史』。

中南地方農林事務所、1970、『岩木山ろく地区国営開拓パイロット事業概要』。

中村良之進、1927、『青森縣中津軽郡船澤村郷土史』船澤村役場。

弘前市弥生町会、2006、『祝弥生開拓70周年』。

弘前リゾート開発株式会社・株式会社興林コンサルタンツ、1993、『岩木山弥生スキー場等新設工事に係る国有林野の森林施行等への環境影響調査報告書』。

東奥日報

陸奥新報

第3章 開発と自然保護・開発に対する市民運動の論理

1. 行政・地元地域社会・市民（一般／運動団体）

第1章では弥生リゾート跡地をめぐる経緯をたどったのち、つづく第2章では、地元地域である船沢地域にとっての弥生リゾート跡地の意味づけを考えてきた。この第3章では、地元をこえた、いわゆる「市民」の側から、この問題がどのように捉えられてきたのかを見ていく。

この問題に関しては、弘前市に住む多くの一般の人々にとっては、基本的には自分の生活とは関係のないものと映っていたのが実態であろう。とはいえ、リゾート計画に対して、市民の一部で反対の声が高まり、この反対運動はその後、スキー場計画破綻後に弘前市が進めた大型児童館構想の反対運動へ、さらには土地残金の公金支出をめぐる裁判にまで発展しており、全国的にも「こじれた」公共事業の典型例である。

立場が違えば同じ現象も見え方が違う。ここではこれら一連の事業反対運動に係わった岩木山を考える会へのインタビューおよびその際に入手した資料をもとに、この運動が何を目指していたのか、さらにはスキー場建設、大型児童館建設も中止になった現在、当地域にどのような利活用を考えているのか、社会学の視角から分析し、整理してみたい。なお、岩木山を考える会事務局長の三浦章男氏には、本報告書の第4章に生物の視点から事業跡地の生物資源（植物）および跡地利用の方法について提案をいただいているので、詳しくはこちらも参照されたい。

2. 岩木山を考える会の設立と環境アセスメント

岩木山を考える会は「岩木山の自然を大切にし、豊かな環境で潤いのある生活を願い、真にあるべき姿を考え守ること」（ホームページより引用）を目的に設立された市民団体である。会は、「岩木山の自然を愛する人々」により平成6（1994）年に結成、約360名の会員がいる。岩木山の環境について考え保全する活動、生物や地形など自然の人工的な破壊の調査・監視活動を行う会である。主な活動として、岩木山の自然を観察する自然観察会、年に一度のペースで開催されるシンポジウム、岩木山に生育・生息する動植物の調査研究活動などがあげられ、他にも様々な活動を行っている。また旧岩木町では岩木山さんぽ館の運営に関わるなど、行政との連携も進めてきた。ここでは会の活動のひとつに含まれる、岩木山の自然を残すための活動および運動のうち、とくに開発に対する反対運動について見ていく。

この会が発足したのは岩木山スカイラインスキー場開発計画が始まったときであった。嶽スキー場のアセスメントに一部の会員が委員として参加し、その際のアセスへのあり方に疑問を持ったことがあるという。この計画に反対するべく、発足に至った。結局、スキ

一場はうまくいかないということが判明し、開発は行われずに終わったが、この嶽の開発にさきがけて弥生スキー場等開発事業に係るアセスが行われているが非公開で、最終的に見せてはもらったがメモは禁止されたと言う。会では、このアセスは十分に行われていないと考え、生物だけでなく地盤などもきちんと調査することが必要だと主張していた。以前、この土地は土石流地帯に指定され青森県ハザードマップにも掲載されていたのにもかかわらず、現在はその指定が取り消されてしまっていると言う^{注)}。

今後、跡地の利活用が行われる際には、きちんとしたアセスを行ってほしいとのことである。最終的には嶽も、またその後の弥生もスキー場建設は中止になったが、これは「時代の流れ」で、会の力と言うよりも自然に止まったものと考えているとのことである。

平成6年当時は、まだ「環境基本法」制定（平成5年）直後であり、平成9年に「環境評価法」が成立する前なので、推測だが、当時よく言われた「作ることを前提としたアセス」の形式をとっていたのではないかと思われる。こうしたアセスのあり方をめぐって、弘前市、および委員に専門家として参加していた弘前大学教官に対して、不信が高まっていったと言ってよいだろう。

注) この点について青森県河川砂防課に確認したところ、跡地には過去に危険箇所が含まれていたが、平成5年に実施した危険箇所の見直し調査の結果、危険箇所の対象から外しているということである。その理由は「調査の精度が上がったため」であるとしている。

土砂災害危険箇所マップは、当初平成15年度に作成・公表されているが、跡地はこの時点で危険箇所には指定されていない。しかし、誤って見直し調査前の古いデータを基に作成されたため、あたかも跡地が危険箇所に指定されているかのように公表されてしまった。そして、平成17年9月に訂正版が作成され、あらためて公表されている。

3. 大型児童館をめぐる経緯

嶽開発の後に弥生スキー場建設計画もあったが、それも中止になった。その後、弘前市は跡地に大型児童館を建設する計画を提出した。それに対し、会では「ふるさとの森」として跡地の再生を要求している。そのなかには「自然教育園」が構想としてあった。

一見、市の構想と似たようなものにも見えるが、この「自然教育園」構想と市が示していた大型児童館との間には大きな隔たりが感じられたという。もともと会としては岩木山博物館をつくってほしいという意向があり、箱物施設に絶対に反対というわけではなかったという。しかし市の大型児童館の資料を見ると、一貫してスケールメリットの追求に走るばかりで、自然保護の名を借りた開発計画だと感じたと言う。会が考える自然教育園は、箱物施設は極度に抑えること、お金をかけないこと、そして森の再生・回復を重視したものであり、市とは異なる立場であるということだった。跡地をどうするか、岩木山を「考える」かたちにしたかったという。また、嶽には既に「岩木さんぼ館」があり、会ではこの建設にあたって相談を受けるとともに、資料の提供もしている（岩木さんぼ館については、第4章参照）ので、今は同じようなものは不要との考えである。

この跡地をめぐるのは岩木山を考える会も所属する「弥生スキー場跡地問題を考える市民ネットワーク（弥生ネット）」が様々な活動を行った。この会は6つの団体により構成されていた（岩木山を考える会、弘前市民オンブズパーソン、コープあおもり弘前地域、津

軽保健生協環境文化委員会、市民が主人公のみんなの会、弘前市を考える会)。相馬市長が跡地に箱物施設を建てないと明言したことにより、現在の活動は休止している。弥生ネットのなかにはオンブズパーソンも参加しているが、オンブズパーソンでは、金澤市長（当時）を相手に住民訴訟も行っている。これは、スキー場建設を税金の無駄遣いであるとして監査請求をしたが、却下されたので、訴訟に踏み切ったものである。結果は敗訴となったが、裁判では意は尽くされたと会では考えているという。

4. 自然保護と科学研究について

聞き取りの結果から、岩木山を考える会の自然保護に対する考えは次のようにまとめることができる。

学問が進む現代においても自然保護については凍結・維持・保全管理のみで、修復についてはまだよく分かっていない状態である。国でも種の保存が問題になっており、修復については反論もある。天然記念物に指定されている動物も、国有種のツキノワグマが捕獲され、ニホンザルも射殺されることが現実に行われている。凍結・維持・保全管理はしたい、しかし修復については意見の違いがあるのではないか。岩木山の多様性をどのようにして守るかを、今後色々と協議して考えていかなければならないと言う。

ところで、これまでのアセスメントをめぐる経緯もあり、弘前大学に対しても会では疑いの目を持っていた嫌いがある。本調査研究についても、弘大の関与は行政の隠れみのと指摘する声もあったという。

会では次のように考えていると言う。学問は学際的に行われる必要があるが、弘大についてはこれまで、人文系の先生たちとのコミュニケーションが不足していた。例えば、大型児童館を建設するといったときにその施設の経営についてはどうなのか、経済の専門家に意見を言ってほしいのに出てこない、ということなどである。すぐ近くにある問題なのに、岩木山の自然を弘大ではどう考えているのかといった意見も述べられた。

それゆえ、今回のリゾート跡地利活用の前提条件調査について、会では、

- ・市民の声をできるだけ多く聞くこと
- ・拙速は避けること（生態系はそこに住む生物の付き合いで出来るものであるから時間がかかるのは当然）
- ・市民との話し合いの中から市民と共に大学も行政も学習する必要があること
- ・生態系を守りながら市民が利用し、活用するにはどうすればよいかを探る必要があること

を提起している。

本質的なところで、行政や大学は市民から見ると敷居の高いものであるという意見も多かった。今まで会ではさまざまなアクションを起こしてきたが、それに対する反応がなく、会の考えに対して反対意見でもいいから、何かしらの反応がほしかったという。これまで市や大学と話をすることができなかったが、跡地利用に関する懇談会などで意見を述べるができるなら、それは望ましいことと考えている。そして、現状だけで判断せずに、し

っかりとした現状分析を行ったうえで将来を見据えた計画が作られるとよいとのことであった。

5. 二つの論点～環境保全・自然保護と大型公共事業の有効性

岩木山を考える会の主張については、同会のホームページなどにも掲載されているので、ここではこれ以上詳しく述べることを避け、これを多少分析的に検討して、むしろ論理を浮き彫りにしておきたい。

考える会が弥生リゾート・スキー場建設に反対していた理由は大きく分けて2点あったと考えられる。

一つは環境保全・自然保護の論点である。岩木山の景観、および周辺の豊かな自然をスキー場という人工的な空間に置き換えることへの反対論であり、90年代以降は全国的にこうした運動が大都市部を中心に高まっていた。地元地域社会や都市部の経財界層にとっては、開発による経済成長が80年代末バブル期まで当然の論理であったので、こうした環境保全・自然保護を目指した市民の運動は、90年代日本の多くの場所で公共事業を推進する行政や地域社会と正面から対立することとなった。岩木山を考える会の反対運動もそうしたものの津軽での表現であったと言える。もっとも、全国・全世界の他の場所で、人間の手を一切入れない自然保護が主張される場合があるのに対して、この会の活動ではそこまでの主張はしていない。この点については一部に誤解もあるようなので、後でもふれたい。

もう一つは市の財政を、この時期、こうした事業に投資することへの疑念があった。上の問題と区別して、健全な行財政運営の論点、あるいは大型公共事業の効果・妥当性についての論点としておこう。

さて、第1章・第2章に見たように、弥生リゾート跡地は、スキー場建設の頓挫の中で、自然体験型拠点施設、さらには大型児童館建設に計画を切り替えていくが、考える会はこの大型児童館にも反対している。しかしその論点には少し注意したい。

考える会では早くから跡地を「自然教育園」として活用することを提案し、かつそこには自然観察に必要な知識を提供する、岩木山の自然についての展示施設「エコ・センター」の建設設置を主張している。要するに厳密に言えば、市が提案していた自然体験型拠点施設整備という基本的な考えに対して会は反対していない。そうではなく、市が提案する大型児童館の性格や、またそこに投資される公金の額とその計画がもたらす効果に対する疑念からこの事業に反対したのだと解釈される。別の言い方をすれば、先の二つの論点のうち、今回は後者の大型公共事業の効果をめぐっての反対の方が重要論点であり、自然学習施設であるならもっと別のものを考えないと、建設が逆に自然そのものを破壊してしまうことになるのではないかという反対であった。上にもふれたように、考える会の主張には、この場所を人間の手がふれない全く自然の場所に戻すことというようなものは含まれていないと考えられる（ただし現在はその後、旧岩木町に岩木さんぼ館が出来たので、エコ・センターの建設については同じものは二つ必要ないという立場であるという。が、自然観察のために必要な歩道や管理小屋などの設置までは当然否定していないし、「自然教育園」

を構想するならむしろ必要になろう)。

さらに、「自然教育園」としての跡地の利活用に対して、同会では市民参加の形で協力したいとしており、メンバーには多くの自然・生物関係の専門家も含まれるので、今後とも跡地が自然学習の場として使われるようになるならば、学習活動を支援する重要な人的・社会的資源になると考えられる。

以上のように、跡地周辺の住民による利活用は考える会にとっても前提であり、会の考えや提案には自然偏重主義（人間よりも自然の方が大事）を読み取る必要はないと思われる。

6. 大型施設建設による開発・発展の時代から、

環境・持続性・参加と連携による地域や市民生活の活性化の時代へ

今回の弥生リゾート跡地をめぐる行政への市民反対運動については、新聞などマスコミのものをはじめ、様々な見方が存在したが、ここではこの事象を次のような文脈で考えておくのが適切である。

リゾート建設が計画され、進められた時期はまだ、〈大型施設建設による開発・発展〉が行政施策としてある意味で当然のものであったし、多くの国民にとっても期待されるものであった。その後、スキー場を抱える地域が財政的に大変厳しい状況に追い込まれていったのを見て、スキー場を作らなくてよかったと今は考えている多くの市民も、当時はまだバブル崩壊の前後であり、大型公共投資で経済成長が可能になるという夢を否定できるほどの論理は持っていなかったと言ってよいだろう。

そうした夢がまさにバブルであったことが明確になった 21 世紀においても、同様の〈大型施設建設による開発・発展〉の手法はまだ生き続けており、大型児童館の建設計画まではそれが現れていた。しかし、こうした大型施設の建設が正式に中止となった現時点では、今度は次のような問いが重要になってくる。つまり、これまでは、〈大型施設建設による開発・発展〉の手法以外の地域発展のやり方が十分に開発されていなかったもので、繰り返しその手法が用いられざるを得なかった。しかしすでに、これまでの経験を通じて、〈大型施設建設による開発・発展〉の自明性はもう十分に否定されてきた。では、それ以外に、公共的な事業をどんな目標で、どんな方法で進めていくべきなのだろうか。

新しい時代のコンセプトは、〈環境〉を重視し、また出来るだけ自然や社会に負担をかけずに〈持続性〉を図り、行政も市民・住民もともに汗をかく〈参加と連携〉によって、本当の豊かさを実現していく、そういうものであることが分かってきている。今回の跡地利用の問題でも、この岩木山の自然や景観を存分に市民が満喫できるような使い方が望まれており、そのためには大型施設建設ではなく、市民や地域住民が参加し、自然の中で交流しあえるソフト面での工夫の方がより重要で大切である。こういった考えが、ここで見た運動に限らず、多くの市民の意識にも浸透し始めている。

このように、目指すべき方向性はある程度見えつつはあるが、しかし、それがどうしたら実現可能なのかは、まだ試行錯誤の段階であると言ってよい。〈環境重視〉〈持続性〉

＜参加と連携＞によって、有効に土地・自然を利活用していくための方法は、まだ開発されてはいないのである。まして、こうした利活用を通じてさらに、農産物の価格低迷、雇用状況の悪化などで疲弊している地元地域や弘前市民が少しでも元気になること（ここには単に自然に親しむということだけでなく、当然、ある程度の経済効果が含まれている必要がある）が可能なのかは、今後、多くの人の知恵と労力を重ねていくべき大きな課題であろう。

この課題に向けては、依然として、行政が計画を企画し、方向づけていくことが必要である。とともに市民の力の成熟も不可欠である。しかしまた何より、当該地域の地域社会（ここでは船沢・弥生の地域になる）が、この課題をしっかりと受け止めることが大切である。一連の事業中止による地域イメージのマイナス面を、むしろ注目され、周りからも応援してもらえるチャンスと捉えて、地域で何が必要なのか、そのためにどんなことをしていけばよいのか、地域住民自身が考え、提示していくことがまずは必要である。そして、そうした地域自身が立てた目標に向かって、行政とともに、専門家やボランティアたちを含む多くの市民が協力していく。そうした形を作りあげていくことが大切なのである。

7. 4つの主体の連携・協同を考える

以上の考察をふまえて、4つの主体の連携・協同の必要性を主張しておきたい。

本リゾート跡地をめぐる、その利活用を考え、また実現していくには、最低限、次の4つの主体の連携・協力が必要である。これまでこの4つの主体が、一方でなれ合いになったり、逆に無用と思える不信を募らせて、十分な連携が出来てこなかった。今後は、新しい時代の、新しいやり方を模索する形で、4者が連携・協同していく可能性を追求していくことが大切である。

その4つの主体とは、

- ①行政
- ②市民（一般、団体）
- ③専門家（大学など）
- ④地元地域住民

である。これらの意見がうまく総合され、行政施策が地元地域の活性化を促進しつつ、弘前市民全体にとっても、岩木山麓の豊かさを満喫できるような事業を創出すること。跡地利活用を検討する仕組みは、こうしたことが実現されるような新しい知恵が生み出されるべく設計されなくてはならない。

第4章 各方面からの利活用案

調査では、リゾート跡地の利活用に向けた前提条件、および考えられる利活用案について、各方面からの意見を収集した。ここでは大きく6点に分けて提示しておく。

1. 社会文化的条件（弘前大学人文学部 山下祐介）
2. 跡地利活用に関しての地学・防災面（弘前大学農学生命科学部 檜垣大助）
3. 生き物の観点から（弘前大学農学生命科学部 東信行、岩木山を考える会 三浦章男）
4. 地域住民の観点から（船沢公民館長 前田嘉隆）
5. 周辺関連施設の状況（弘前大学人文学部社会学研究室）
6. 農村計画の立場から（弘前大学農学生命科学部 藤崎浩幸）

ここで出された意見は大筋においてある一定の方向を示すものではあるが、ここでは各方面の意見の調整はとくに図らなかった。むしろここで出された意見は、第5章で提言する懇談会などを通じた市民・住民参加を交えて、あらためて広く議論されることが望ましい。その議論のための最初の材料として、以下に提示するものである。

1. 社会文化的条件（弘前大学人文学部 山下祐介）

（1）地元である船沢地域とのつながり（第2章参照）

歴史的にはふもとの船沢地域との関係が重要である。当地域とは自然・文化・社会的に深いつながりがあった。

歴史の連続性は簡単には肯定できないが、跡地周辺の樹園地からは縄文期の遺物が出ており、弥生の開拓でも土器が大量に出てきたことから、開拓地に「弥生」（当時は土器といえば弥生だったのだろう）の名が付いたとされる。おそらく気候の寒冷化に従って、より高度の低い場所に居住地を移したのだろうが、その後の当地域での生活においても、岩木山との関わりは深いものであったと考えられる。明治当初の絵図においても、跡地は船沢地域が秣場・薪炭供給地として使用してきた場所、ないしはその近辺にあたり、また跡地上部の沢からの水によって、集落の生活用水・農業用水がまかなわれてきた。要するに、この周辺に暮らす人々は、岩木山から岩木川までの台地と沢水からの恩恵を受けて生活を成り立たせていたわけである。そしてさらに、船沢地域の中でも跡地に近接し、また土地提供者でもあった開拓村、弥生・上弥生地域には、開拓時の格闘を含めて、また独特の関わりがあった。

しかし、現在の住民にとっては、跡地との関わり意識は「低い」と言った方がよいかもしれない。というのも、当該地域との関わり意識の希薄化がこの20年ほどで大きく進行したからである。地元の関わりを考える際には、当地域の深い歴史的関わりとともに、現在の

地域が（特により若い世代が）この場所との関係を大きく希薄化させているという現実を認識しておくことが大切である。

関係の希薄化にかかわることとして、以下のような項目があげられる。

1) 農業と人々との関わりは、水田耕作や開墾の際には集合的になるが、昭和期に広まったりんご栽培に関しては個別的である。村を介さない自然との関わりは、どうしても希薄化する。また、近代農業の確立で馬が必要なくなり、エネルギー革命で薪も必要なくなった。生活用水も上水道に切り替わる。そして水田も、より高度の低い場所に杭止堰の水かかりで大きく発展すると、跡地を経由してきた生活用水・農業用水との関わりが全体として希薄化する。こうして徐々に、地域の岩木山との関わりも薄らいでいったと考えられる。

2) レジャーブームのなかでの弥生いこいの広場も、実感できるほどの地元雇用はなく、弘前市民にはよく活用されている場所だが、地元にはとくに関係のない施設になっている。

3) リゾート開発、およびその破綻後の大型児童館計画も、市行政の計画という認識が強く、事実、弘前市でも、行政が立てた計画に対して、住民に協力してもらおうという形で進めてきた嫌いがある。土地がかかっている人以外の認識は低い。

こうした事情がありながらも、というよりもこうした事情があるがゆえに、この跡地問題が、地元の船沢地域住民が自身の歴史を振り返り、誇りを持ち、新しい地域を作り上げて子孫に継承していくきっかけになることが大切である。

船沢にはながらく、地域のことを地域全体で考える機会がなかった。今回のことを契機に、10年後、20年後、この地域をどういう地域にしたいのか、地域住民自身が考える場をつくることがまずは必要である。弥生リゾート跡地の問題は、少なくとも船沢地域住民にとっては、「地域をこれからどうしていくのか」という問題と切り離して議論すべきものではない。

場合によっては、そのためのアンケートの実施や独自の広報紙の運営、シンポジウムの開催なども必要かもしれない。

(2) 近年の動き～市民の視点（第3章参照）

リゾート問題では、弘前市民の間で反対運動を含めて活発な活動があり、建設反対に動いた経緯がある。

その際の焦点は二つあった。

①自然保護。開発に対する自然保護運動

②開発経費に見合う効果が本当にあるのかという、事業の妥当性の問題。

このケースにおける市民の反対運動は、どちらかといえば②の論点を中心に展開してきた。①については、スキー場建設という大規模工事を伴う事業に対する自然破壊の問題が焦点化されたのであり、その後の大型児童館では、岩木山の自然を体験するというコンセ

プトそのものは問題にはされていなかった。その後、この施設の建設計画は中止となったが、自然を学習する場として跡地を活用しようという点では反対があったわけではなく、むしろ反対運動側も同様の活用法を主張していた点には注意したい。

今回の事例では自然保護に関しては、市民運動側でも次のような論理であったと考えてよい。すなわち、白神山地のように無垢な自然ではなく、岩木山は長い歴史の中で利用されてきた経緯もあるので、自然を利活用することは構わない。むしろ、自然学習の場として整備すべきである。ただし、大規模な施設建設や、周辺整備を行ってしまうと、自然を大きく破壊する可能性があり、それでは学習に必要なもの、利活用できるものまでも失われてしまうのではないか。それゆえ、事業跡地の利活用に関しても、管理小屋や遊歩道の整備などは必要であり、かつまた、そうした整備にあたっては、専門知識や人的資源も必要となる。

このような市民の考え方は健全な論理であり、開発が止まった現時点の弘前市の方針とも合致する考え方と思われる。

いずれにせよ、当地の自然・歴史・文化的資源の発掘利用に関しては、広く弘前市を含めた関係市民の協力が不可欠である。とくに環境教育のノウハウでは、岩木山を考える会の他、岩木山自然学校、岩木川と地域づくりを考える会などがこの周辺をフィールドとしており、また専門家としては弘前大学などの研究機関がある。こうした民間、大学などの活用を考える必要がある。

ただし持続的な活用を考える場合には、市民よりも、上にあげた地元地域の住民の関わりが大切である。この場所は、市民にとっては数ある場所の一つだが、住民にとっては唯一無二の場である。この地域の自然再生を見守り、またこの再生の現場を市民の学習や、生命の息吹を感じる憩いの場所として利活用する核には、(市民が大きく協力するとはいえ)やはり地元住民の関わりが不可欠である。

(3) 周辺施設や関係機関

この他、跡地近くの施設や、関係諸団体との連携を図っていく必要がある。本跡地については今後、自然学習の場として考えるべきとの意見が多いが、そうした場合にも、同様の施設や空間が青森県内には多数存在するので、それら諸施設との連携・調整が必要になる。

例えば、旧岩木町に開設された、嶽温泉そばの岩木さんぼ館等がそうであり、こうしたものを拠点とした岩木山の自然の有効活用という広い視点で、この弥生リゾート跡地を見直す必要があるかもしれない。

岩木山への登山道との連携を考える必要もあろう。その場合、弥生、赤倉、百沢、長平を、公共交通なども絡めてどうつなぐかの検討も必要であり、そのためには弘南バス等、各地域の交通関連団体との連携・協力も必要となってくる。

今後、関係が必要な施設等については、後の5.にもピックアップしておいた。

2. 弥生リゾート跡地利活用に関する地学・防災面（農学生命科学部 檜垣大助）

（1）跡地の土地条件－現状での課題

伐採された弥生リゾート跡地は、岩木山の東麓海拔 160-270m の火山麓扇状地に位置している。この扇状地は岩木山の火山噴出物の上に主に鶏川が運んだ土砂が堆積してできたと見られ、白神山地のように軟岩で地すべりが発生する可能性もほとんど無い。

図 1（平面図：フリーハンド）に防災調整池の流域〔点線〕と水系、斜面上の遷急線（旗印）を示した。鶏川の水源地は海拔 800m 付近にあり、上流部は周囲斜面と谷底の比高が小さいガリー状をなして、谷の発達が進んでいない。また、遷急線も不明瞭（旗印破線）な所が多く崩壊地も無く、上流部の浸食は不活発であると言える。

また、海拔 250m 付近での壁倉沢は、扇状地を切り込んで沢が流れているが、河床付近までササ・樹木が生育しており、最近土石流が起こっていないことを示す。

いっぽう、壁倉沢の海拔 180m 付近から下流では、分水路分岐点から河道が北側へ屈曲しているが（図-2 工事概要平面図）、旧流路がその南側に見られ、果樹園造成時に流路を付け替えた可能性がある。

以上から、全体として跡地への土石流・地すべり・異常土砂流出による土砂堆積の危険性は小さいが、壁倉沢分水路分岐点から下流では河岸侵食で流路が南側の旧流路へ変わる可能性がある。

（2）利活用上の問題点

鶏川上流域での伐採を行わない限り跡地での土砂災害の可能性は低い。防災調整池の容量についても、市土木課による再計算の結果、現状で問題ないことが確認されている。しかし、扇状地上部に位置するため、河床高さと周辺土地高さの差が小さく河道位置が変わりやすい。とくに壁倉沢は流域面積も大きいので、町道百沢杉山線から下流で流路工を整備し、河道の安定を図る必要がある。

また、沈砂池では 10m³ 程度の土砂が堆積しており、調整池では、その機能を維持するために沢の流入口で流水だけでなく土砂混入を見込んだ断面を確保することと、調整池内の雑木処理が必要である。

（3）総合的な課題

跡地は、火山麓扇状地の上部にあり、各河川が縦侵食から横方向への侵食に移るあるいは河道を変える場所にある。したがって、跡地利活用をする場合は、上流端に堰堤を設けその下流の流路を安定させる必要がある。その際、流路をコンクリートで固めるのではなく、石積護岸とし親水性を持たせる、河畔林を造成するなどの検討が望まれる。また、流出係数の増大や土砂生産を増やさないため流域の森林伐採は避けるべきである

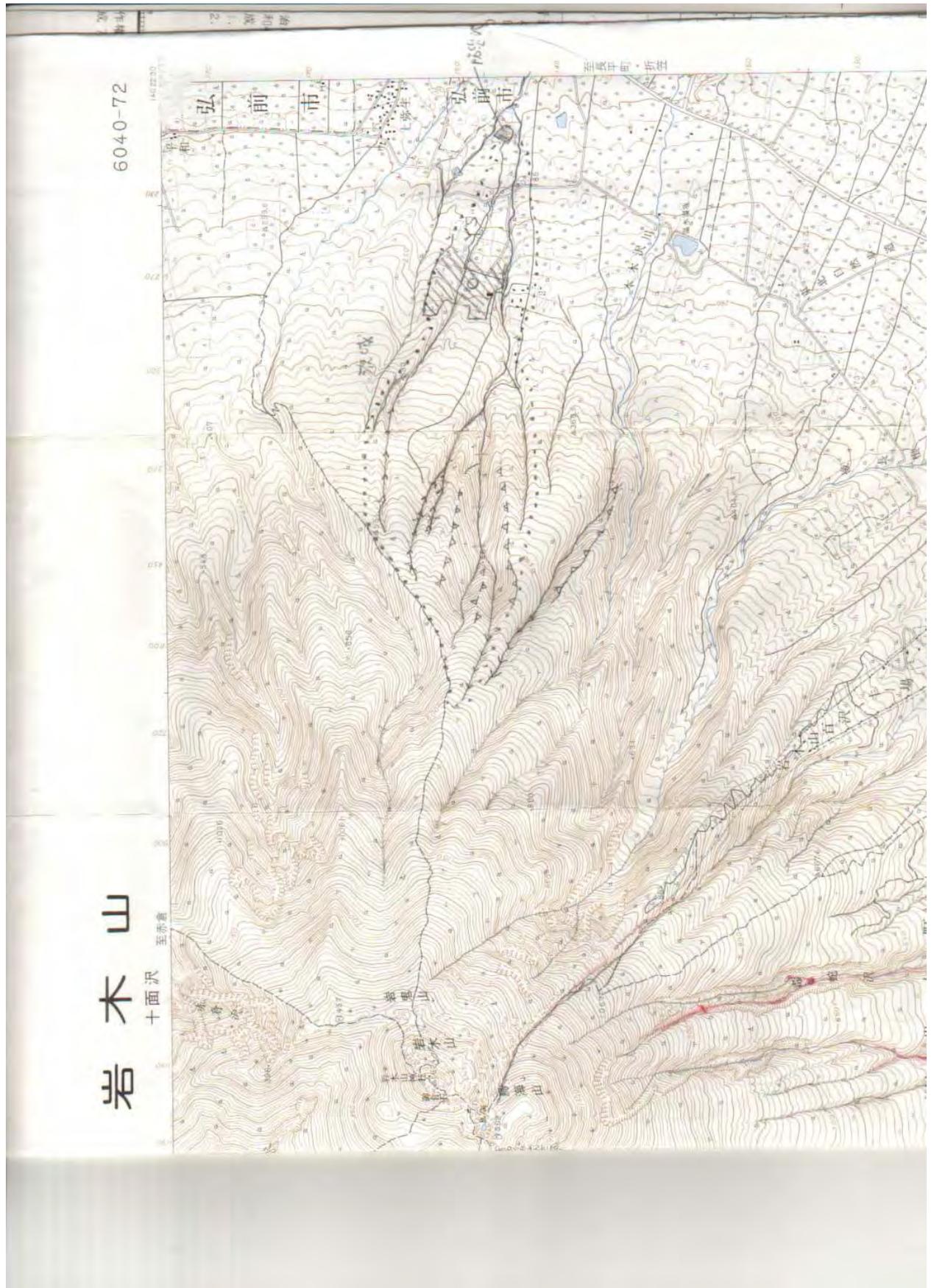


図-1 跡地の流域

3. 生き物の観点から

(1) 弥生跡地の利活用に関する考察（生物編）（農学生命科学部 東信行）

1. 現状の把握と潜在自然の検討

① 植物・昆虫・鳥類などの生物相調査 ②地形調査

生物資源調査は岩木山を考える会や野鳥の会などに協力を依頼する。現状は人為的に攪乱された状況であり、遷移の途中にある。現状にどのような価値のある環境があるのか。今後、どのような環境に推移してゆくのか、地形や周囲の環境から予想するための基礎資料を整理。

2. 自然観察園構想

① 植物：十分な検討が必要。岩木山の植物を学習するようなものでありながら、植物愛好家が来訪するような仕掛けも検討。たとえば「春夏秋の花たち」「山菜園」「自然の果実」などを整備するかなど。

② 昆虫・動物：現状にどのような生物が出現するのか把握した上で、子供たちの自然環境学習に有用なものの候補を抽出し検討。現状のみで十分か、何かしらの操作が必要かを検討。

③ 資料・看板などの整備

資料や標本あるいは生きた昆虫などを展示できるか。場所や人手の確保。散策コースの設定と適切な看板整備の検討。四阿程度の整備は？

3. 観察会など

① 定期的なイベントの設定

草花観察会、昆虫採集観察会、野鳥観察会、山菜とキノコを食べる会
果実酒を作る会、木（草）の実から木（草）を育て植樹（植栽）する会、
星を見る会などなど

→これらのイベントも岩木山を考える会などとの協働が必須

(2) 弥生跡地の利活用に関する考察（植物編）（岩木山を考える会事務局長 三浦章男）

① これまでに「リゾート跡地内とその周辺」で確認された植物について

この範囲内の植物はかなり自然に復元していて、その相は多様であり、多種である。次のリストにはシダ・コケ類やキノコ類は入っておらず、これらを含めるともっと多くなる。

木本：(アイウエオ順)

アカマツ・アカミノイヌツゲ・アカミノヤドリギ・アキグミ・アクシバ・アズキナシ・アブラチャン・イタヤカエデ・イロハモミジ・イワガラミ・ウスノキ・ウダイカンバ・ウル

シ・ウワミズザクラ・エゾアジサイ・エゾノコリンゴ・エゾユズリハ・オオカメノキ・オオバクロモジ・オオヤマザクラ・オニグルミ・カスミザクラ・カラマツ・カンボク・ガマズミ・キブシ・クサギ・クサボタン・クズ・クマイチゴ・クマヤナギ・クリ・クロマツ・ケナシヤブデマリ・ウコギ・コシアブラ・コナラ・コマユミ・サルトリイバラ・サワグルミ・サワフタギ・サンショウ・スイカズラ・スギ・スノキ・ズミ・タニウツギ・タムシバ・タラノキ・ツノハシバミ・ツリバナ・ツルアジサイ・ツルウメモドキ・トチノキ・トネリコ・ナナカマド・ニワトコ・ヌルデ・ネコヤナギ・ノイバラ・ノリウツギ・ハウチワカエデ・ハナヘリノキ・ハリギリ・ヒメアオキ・ヒメヤシヤブシ・フジ・ホオノキ・ホツツジ・マタタビ・マユミ・マルバマンサク・マルバアオダモ・ミズキ・ミズナラ・ミツバアケビ・ミツバウツギ・ムラサキシキブ・モミジイチゴ・ヤチハンノキ・ヤマツツジ・ヤマナラシ・ヤマナシ・ヤマネコヤナギ・ヤマハギ・ヤマブドウ・ヤマモミジ・リョウブなど

草本：これは被子植物双子葉合弁花類、離弁花類・単子葉類に限った。(アイウエオ順)

アオイスミレ・アカバナ・アキカラマツ・アキタブキ・アマドコロ・イカリソウ・イケマ・イタドリ・イチヤクソウ・イヌトウバナ・ウスバサイシン・ウド・ウメガサソウ・ウワバミソウ・エゾエンゴサク・エゾミソハギ・エゾニュウ・エゾリンドウ・エンレイソウ・オオウバユリ・オオギカズラ・オオダイコンソウ・オオハナウド・オオバキスミレ・オオバギボウシ・オオヤマボクチ・オオヤマフスマ・オトギリソウ・カタクリ・カラハナソウ・カラマツソウ・カワラナデシコ・ガンクビソウ・キクザキイチリンソウ・キケマン・キジムシロ・キツリフネ・キバナノアマナ・キンミズヒキ・ギンリョウソウ・クサレダマ・クララ・クルマバソウ・クルマユリ・コケイラン・コンロンソウ・ゴマナ・ササバギンラン・シシウド・シヤクジョウソウ・シュンラン・ジャコウソウ・ススキ・スミレサイシン・タチツボスミレ・ダイモンジソウ・チゴユリ・ツボスミレ・ツリガネニンジン・ツリフネソウ・ツルアリドオシ・ツレサギソウ・トチバニンジン・ナガハシスミレ・ナガボノシロワレモコウ・ナンブアザミ・ニリンソウ・ヌマガヤ・ネコノメソウ・ネズミガヤ・ノアザミ・ノガリヤス・ノコギリソウ・ノコンギク・ノハナショウブ・ノブキ・ハンゴンソウ・ヒトリシズカ・ヒメシロネ・ヒヨドリバナ・ヒロハテンナンショウ・フタリシズカ・フデリンドウ・ハウチャクソウ・マイヅルソウ・ミズバショウ・ミツバ・ミヤマカタバミ・ヤグルマソウ・ヤマオダマキ・ヤマキツネノボタン・ヤマサギソウ・ヤマニガナ・ヤマノイモ・ユキザサ・ユリワサビ・ヨツバヒヨドリ・ヨブスマソウ・ルイヨウショウマなど

外来種および本来あゝ場所には生育していないもの 木本：シラカバなど 草本：メドハギ・ハルシャギク・オオキンケイギク・オオミツバハンゴンソウなどかなり見られる。

②どのような利活用が考えられるか

上記リストに見られるように「自然回復」と「本来の植生」が多種多様であることから「森林復元」を含めた人工的な要素を極力省いた「里山としての自然の回復」を前提として、利活用は考えられるべきである。

その手だてとして、以下のことを提起したい

第1は、「環境評価の実施」である。1993年に弘前リゾート開発(株)が委託により作成した「岩木山弥生スキー場等新設工事にかかる国有林野の森林施業等への環境影響調査報告書」は動植物、景観、山頂からの俯瞰風景、公園本丸からの眺望に関する具体的な予測と評価が欠落していて、環境影響評価として不十分な面があった。さらにその後、16年間放置された当該地の自然変移は多様に認められ、これに対する調査も利活用にあたっては当然必要となるだろう。

なお、環境調査と評価は出来上がった「調査計画」ではなく「計画」される過程に市民が参加するという市民によるボランティア調査という方法を採用。調査の段階から市民参加できれば、活用する市民の成長にもつながるのではないかと。

第2は、人工的な要素を極力省いた「里山としての自然の回復」を図ることの基本は「自然の回復力」を重視し、本来の植生を大切にすることである。植樹をする場合でも近隣に生えている幼樹の利用などを考えるべきであり、別植生の他種などを植えるべきではない。むやみに植樹するのではなく、回復する自然の力を学習する場としたい。

第3は、「里山としての自然の回復」を図る時には「岩木山の景観的美しさは異物のない山麓にある」を基本に示えることである。岩木山の秀麗さを特徴づけるものは人工的異物のない山麓である。弘前から見えるこの「岩木山東麓」は昔からのものであり、先人が愛でることで残してくれた貴重な伝統的な財産的景観である。それゆえ、跡地には建造物等はないほうがよく、あっても必要最低限度とする。

第4は、自然の回復力を学ぶ場所とするならば、拙速は避けたい。森林復元にしても、別な事業にしても急ぐことはない。今すぐにとという姿勢は自然にとっては性急な行為ではない。自然治癒力を考えれば当然のことである。長いスパンで森林の復元を図るべきだ。そのためにも、造園業者等に任せず、専門家や自然保護に関心のある市民や団体等と意見交換しながら市民参加ですすめていくことが望ましい。「現状を守ることを優先し」、何も手を加えず「自然の回復力」を待ちながらの利活用は十分に可能である。

※具体的な利活用※

「自然教育園」とし「自然観察会」の場所として利用する。

周囲のミズナラ・コナラ林と合わせて、「弥生跡地」を自然回復と自然治癒に任せる形で、『ふるさとの森』として再生すること。具体的には「自然教育園」として、四季を通じて自然観察会を継続的に実施し、市民たちと「ふるさとの森」再生を進めていく。観察会の指導者は「観察会」に参加した者を充てていく。

ハード面として、現在ある道路を人が「1人」歩ける程度に簡単に整備する一方で、新しく草木の刈り払い程度の歩道を数本敷設する必要がある。

現状維持でも出来る自然観察の視点

1. 上記リストに掲載された草木の四季を通じた観察（例として冬芽の観察など）
2. 「木の生えていない跡地」と「隣接する昔からのミズナラ、コナラ、イタヤカエデなど

が茂っている雑木林」の中の気温差から「微気象の違い」。

3. 「跡地」の中央部分まで入り、表土がはぎとられた部分の植生と剥ぎ取られた泥土や岩が集積された場所の植生の違いなど。

4. 「跡地」が扇状地で伏流水がところどころで少量だが湧き出している。その小さな沢も埋められたり、そがれたりしているが、そこには水がしみ出していて「特別な植生」が見られる。

5. 「工事用の道路」沿いに 16 年前に植樹された「松」の成長度合い、隣接する「いこいの広場」敷地内に植樹されたブナの成長度合いと跡地に実生から生育したハンノキなどの成長度合いの違い。(松とブナの成長が極端に遅いこと)。これは「遺伝子的な攪乱」の実例。

6. 「工事用道路」の洗掘による崩壊・崩落状況。道路沿いには不法投棄のゴミが散乱。

7. 「跡地」の下方には「調整池」と呼ばれるものがある。「弥生地区自然体験型拠点施設建設予定計画」ではビオトープとして活用される予定の場所だった。その池の変容（ヤナギやヤチハンノキが堆積泥土に生えて「半島」を形成している）

8. 「跡地」内の「荒らされた土地・表土がはがされたり、碎石が敷かれたり、木々が伐採された場所」の「指標」となる植物や昆虫。

9. 「跡地」内に里山的な植物の発見。(マイヅルソウ、チゴユリ、アケビやツノハシバミの実)

10. 人工的な「攪乱」の実態。

4. 地域住民の観点から

——弘前大学と船沢公民館との共同研究経過（船沢公民館長 前田嘉隆）

以下は、船沢公民館で行った2回の意見交換の内容を、前田館長がまとめたものである。

★ 平成19年8月21日（火）午後1時30分から船沢公民館会議室において共同研究の途中経過報告について、地域住民の意見を報告いたします。

- ① 地権者がいない土地が多く、新たな有効利用に関しては跡地は自分達の物ではないという認識があり関心が薄い、しかし、これから新しいことをするには大きなエネルギーが必要であり、住民全体に呼びかけて協力してもらうには時間と根気が必要だと思う。
- ② 隣接地には、弥生いこいの広場があり、それに繋いだ整備をして大人も子供も一緒に安全に楽しめる場所にしてほしい。
- ③ 金もかけない、ハコ物も作らない岩木山の自然を守らなければならないという条件の中で、自然を生かした取り組みとして、山の実の森、動物の森、子供の森、自然遊歩道、体験学習の出来る場所等があったら良いと思う。
- ④ バスに乗ってでも、たくさんの方が来るようになるためには、地元のボランティアの力は欠かせない、草刈り、遊歩道の手入れなど、中学生から大人まで加わって、地元への愛着と連帯意識を高められたら良いと思う
- ⑤ 船沢のあらゆる農産物を販売する直売所があったら良いと思う。又、沿道にはりんご園地が並び体験学習を通して消費拡大や、りんご産業の宣伝効果が高まるようにすれば良いと思う。
- ⑥ リゾート跡地からの景観はすばらしく、そこから眺める展望施設があったら良いと思う。

★ 平成20年1月31日（木）午後6時30分から船沢公民館会議室において「これからの農村のあり方」について弘前大学山下祐介准教授の司会で、弘前大学藤崎浩幸准教授による講演及び討論会が開催されました。

- ① 戦後の農村整備は田畑など農地を作ることと灌漑、乾田化など農業の効率を高めるため、1970年代から下水道の新設工事や生活道路の整備など暮らしを快適にする動きが盛んになった。1990年代から自然を取り戻したいという環境への一般的な関心が高まった。

- ② 都市化社会とは、石油製品及び現金主導の社会によって農家との所得格差が広がった。しかし我々農村から都会に色々な物を供給しているという誇りをもってほしい。
- ③ 今の農村社会は、行政主導の時代ではなく農村地域主導の時代でグリーンツーリズムを通して田舎を楽しんでもらい、地元の人との交流を深めることである。
- ④ 参加者の意見（男性13名・年齢20代～30代）
- 都会の人の農業志向が一部にあるようだが一から始めるには困難である。土地を購入し法人にする、しない等個人の労力は楽ではない。それらのバックアップ体制がないことは問題だ。
 - グリーンツーリズムの目的は農村の体験という教育・啓蒙なのか。村の利益なのか。このふたつは両立しないと思うし、教育・啓蒙ならわれわれの仕事ではない。
 - 船沢農協青年部では、「船沢を明るい地域にしよう」をスローガンに鉢植えのひまわりで沿道を飾る事業を行っている、問題はメンバーが減っていくので存続が難しい状況である。
- ⑤ リゾート開発はやるべきだったと思いますか？
- ・やるべきだった（2人）
 - ・どちらかといえばやるべきであった（4人）
 - ・どちらかといえばやるべきでなかった（3人）
 - ・絶対やるべきでなかった（4人）
- ⑥ 農村は、経済がうんぬんという前に人情がある。船沢にいる限り心豊かに生きたいものです。例えば、青年部のひまわり仲間のように。

5. 周辺関連施設・関係機関等の状況（弘前大学人文学部社会学研究室）

（1）弥生いこいの広場

弥生いこいの広場は、弘前市郊外、岩木山のふもとに位置し、「自然に親しみながら明日の活力を養っていただくためのレクリエーション施設」（財団法人弘前市公園緑地協会ホームページ）である。

施設には、食堂や休憩所のあるハイランドハウスや、軽スポーツなども可能なピクニック広場、オートキャンプ場や溪流散策道、そしてふれあいコーナーやポニー牧場のある動物広場などがある。ハイランドハウスにある展望スペースからは八甲田山、津軽平野が一望でき、県内で唯一動物を扱ったレジャー施設である動物広場には、約20種類の動物がいる。

第2章で述べたように、本施設はもともと昭和48年度に労働省が新規事業として取り上げた「労働者いこいの村」に、市が県を通じて「勤労者野外活動施設」の設置要望をあげたもので、契約としてはハイランドハウス建設については市が土地を用意し、雇用促進事業団に無償提供、契約自体は雇用促進事業団が県に委託、県が運営できない場合は地方公共団体、もしくは地方公共団体が出資する公益法人へ再委託ができるという覚書により始まった。

昭和51年度にハイランドハウスがオープンし、58年に動物広場開設、翌年にふれあいコーナー、そしてオートキャンプ場が平成10年に開設し現在に至っている。

昭和59年までは施設運営は市直営で、飼育のみ財団法人弘前市公園緑地協会が行っていたが、62年から社団法人弘前観光協会に全面委託されている。しかし、それまでは観光施設的な位置づけであったために観光協会へ委託されていたが、自然を活用した学習目的の意味合いが強くなり、そういった観光レクリエーション施設から自然体験レクリエーション施設への移行により、樹木管理等のノウハウを蓄積していた公園緑地協会が平成14年度より委託され、その後指定管理者となっている。ただしハイランドハウス内の食堂の経営に限っては観光協会が継続して運営している。

開設期間は4月下旬～11月上旬、期間中は無休で開設している。また、日曜・祝日・夏休み期間はバスも運行している。ハイランドハウス・ピクニック広場の入場は無料であるが、動物広場、オートキャンプ場は有料である。平成19年度の利用者数は、累計64,198人となっている。

（2）岩木さんぽ館

岩木さんぽ館は岩木山の南麓、嶽地区に位置し、トレイルセンター、駐車場、足湯といった三つの施設からなる。

トレイルセンターは木造平屋建となっており、岩木山登山客や東北自然歩道の散策客のための休憩コーナーや自然情報展示コーナーなどが設けられている。自然情報展示コーナーでは岩木山の成り立ち、登山情報、動植物が、パネルや模型、映像で見ることができるほか、岩木の歴史やお山参詣といった文化も知ることができる。休憩コーナーでは、岩木

山に関する写真展示等も行われており、展示する写真などは岩木山を考える会等の民間団体が展示を行っている。

足湯は嶽温泉が源泉で、神経痛や冷え性、慢性皮膚病などに効果がある。

さんぽ館の管理の一部は日赤岩木山パトロール隊に業務委託しており、施設の管理とあわせて、登山情報の提供、登山者の事故や遭難などに備えている。パトロール隊は岩木山環境保全協議会と協同して、ボランティアで登山道整備や高山植物の盗掘防止パトロールなどの業務を行っている。岩木山環境保全協議会は岩木山観光協会・岩木山神社・(株)岩木スカイライン・弘前市・日赤岩木山パトロール隊・岩木山を考える会により構成されており、事務局は弘前市にある。さらに登山道整備に関してはパトロール隊のほか、弥生地区の有志も春に弥生登山道の刈り払いの作業を行っている。

岩木さんぽ館の入館料は無料、開館時間は午前 9 時から午後 5 時となっており、毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は翌日）と 11 月から 3 月の冬季間が休館となっている。

また、平成 19 年度の利用者（館内入場者）は 39,185 人となっている。

（3）NPO 法人岩木山自然学校

岩木山自然学校の目的は、「青森県の豊かな自然環境を学びの場として、子どもから大人まで様々な自然体験を通し、自然のすばらしさ、大切さ、畏敬の心を育み、様々な環境問題を身近なものにとらえ、問題解決に向かうことの出来る人材の育成に努め、持続可能な社会づくりに貢献します」とされている。自然の中、森の中が教室という考えで体験活動を主催する NPO 法人である。設立は 1997 年、2002 年に NPO 法人認証を受けている。

主なスタッフは校長の高田敏幸氏（ペンションワンダーランド経営：岐阜県出身）をふくめ 2 名で、夏はアルバイト学生やワーキングホリデーでやってくる外人部隊にもお願いしている。NPO の会員は中高年が多く、まかない関係をお願いしているという。他にゲストで白神マタギ舎・工藤光治氏にお願いしたり、岩木川では岩木川漁協、また大学では東信行先生、野鳥の会の竹内健悟氏などに指導をお願いすることもある。

活動に際しては参加費を徴収しているが、それだけではまかなえず、様々な助成金を獲得することで企画運営を実現している。例えば青森県で「夏休み青森県横断子ども冒険キャンプ」を 8 泊 9 日 3 万円にしているが、本当はその倍がかかる。活動資金は、国の外郭団体や文部科学省（子供の居場所など）、国土交通省の助成などをもったり、環境省の請負をしたりして確保している状態である。

活動は夏休み期間が中心で、岩木川・岩木山をフィールドにした自然体験を主にしている。

ほぼ半分は県内の小学生が参加し、半分は県外の子供たちであるが、イベントによって様々である。春は日帰り夏は合宿も行う。また「岩木川子ども自然体験学習会」のようにシリーズもある。5、6 月中頃までは、中高年の登山教室を開催。9 月～10 月まで自然学校主催の登山教室もある。

岩木山では、中高年の登山は赤倉が人気だが、登山道の汚れがひどいという。

募集の方法はインターネットが主で、結局は口コミが大きいのではないかと。以上、

高田敏幸校長への聞き取りと、岩木山自然学校のホームページより)

(4) 周辺の国有林野の現状

弥生リゾート跡地は、現在その西側に国有林と接している。現在の弥生いこいの広場からアスレチックを左に見て遊歩道を岩木山側に向かうと国有林に入る。周辺の林野の状況は以下の通りである(資料8参照)。

隣接するのは36林班である。36林班は全体がレクリエーションの森・野外スポーツ地域に指定されている。またほとんどが水土保持林・気象害防備に指定、国定公園第3種特別地域になっている。これらはもとは薪炭共用林であり、地元地域にとって近年まで利用してきた場所である。天然性林で9年から94年と開きがあり、順に択伐が行われ、利活用されてきた場所であるということがわかる。

36林班のうち永沢を真ん中に、大黒沢と事業跡地に挟まれた部分に造林地があり、30年強の杉の単層林となっている。これらはかつては部分林だった。

壁倉沢を挟んで南側が35林班だが、こちらも36林班とほぼ同様で、かつては薪炭共用林と一部部分林で造林、現在は国定公園第3種特別地域、水土保持林・気象害防備、レクリエーションの森・野外スポーツ地域である。

36林班よりも岩木山頂上よりの38林班や37林班は、麓から頂上まで細長い形になっており、高度の高い場所は国定公園特別保護区、草生地、鳥獣保護区であり、低い場所は100年を越える天然性林で国定公園第3種特別地域、水土保持林、そしてもっとも麓では薪炭共用林野となっている。

36林班と37林班の境界に、弥生から岩木山頂へと通ずる登山道がある。

これらの国有林には事業立地の計画もあったが手はつけられておらず、①弥生いこいの広場という拠点に、②リゾート跡地の開発途中・中断地域が隣接し、また③薪炭共用林(旧・現)、④造林地があり、さらに岩木山頂に向かうと天然性林が残っていることになり、人間の手が様々なレベルに入っている林野であることが分かる。また沢も入っており、森林施業用の歩道もあるので散策路としての利用も可能である。

(5) 船沢公民館

岩木山麓船沢地域の折笠にある船沢公民館は、船沢地域の様々な活動の拠点となる施設である。船沢地域には9つの町会があり、それぞれの町会にも集会所等があるが、連合町会の集まりや、青年部や婦人部、そして老人クラブの集まり等はこの船沢公民館で行われる。

施設内の設備としては、図書室、会議室、和室、体育館、調理室などがあり、また、弘前市役所の出張所も併設されている。

公民館の行事としては、年に一度、毎年12月に行われる船沢公民館まつりがある。まつりの中では地域の小・中学生の作品展示や、地域住民の手工芸の展示、芸能発表、そして講師を呼んでの講演会等が行われる。その他にも、交通安全教室や高齢者教室、青年教室、女性教室など、各世代に向けての生涯学習の場を提供したり、世代間交流事業として、子

供から大人、高齢者までもが一緒になって活動をするような事業も展開している。

共同研究では、この地域の歴史を掘り下げていくにあたり、公民館が仲介役となり、聞き取り調査や、意見交換会などをおこなってきた。弥生リゾート跡地を利活用するにあたっては、その検討を行っていく際の中心地として、また、何らかの利活用が始まった後も、その案内役などとしての機能が期待できる。

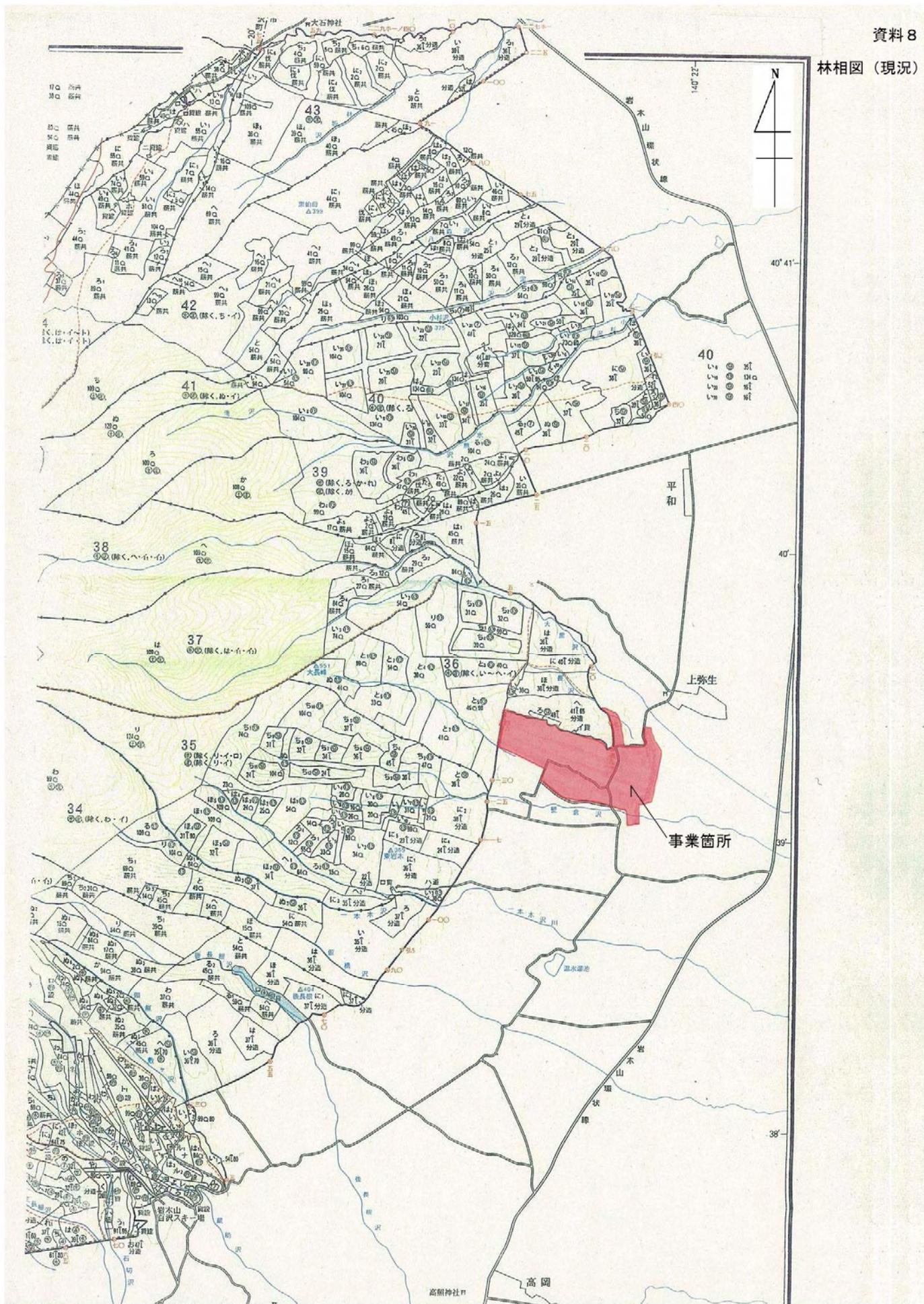
今回の調査でも、公民館を中心に有効な調査セッティング、聞き取りを行うことができた。情報収集・意見交換の場としても十分機能すると思われた。

以下は、調査の中で出てきた跡地利活用にかかわる意見である（順不同）。

- ・木が自然に生えてくる土地であるので、自然にまかせておいたほうが良い林ができる。逆に植林してしまうと、成長しないこともある。
- ・散策道路を造る。大規模にする必要はなく、幅1メートルから2メートル程度にする。その際に機械は使用せず、市民ボランティアを連れてきて手作業で道を造るようにするとお金もかけずにすむ。人が歩けば歩くほど草も生えなくなるので、手入れも不要な、自然の道ができる。弥生は、散策して歩くような場所としては最高だと思う。
- ・栗やアケビ、山ぶどうなど、実が食べられるもので、かつ自然に生えている木を植える。植えると言っても、たとえば栗の場合、実を土中に埋めてそれから芽を出したものを育てる。そのほうが野生の動物の被害が少ないため。大きい木を植林しても、雪によって折れてしまうことがある。
- ・いこいの広場の広い駐車場を利用して、地元の人が育てた農産物などを売ることができるようにする。
- ・せっかくいこいの広場や動物園があるのでそれらを利用する。お金をかけなくても楽しめるような場所にしたい。現在、人は来ても動物園を見た後すぐに帰ってしまう状態なので、保養できる場所が必要である。また、将来跡地として何かをやるのであれば、土日にどれくらい車や人が来ているのか、把握する必要がある。
- ・今は自然を求めている人が多いので、やはり自然を利用したらいいと思う。

これらを実現させるために、

- ・あまり船沢に固執しすぎず、市民や様々な方面にも意見を聞いたほうがよい。
- ・いこいの広場に来た人に、どんなものがよいかなど、アンケートをとってみたい。
- ・船沢でプロジェクトチーム（体験学習の指導ができる、上弥生や弥生の人で構成）を作ってやったらよいと思う。



(6) 弥生地区

弥生地区は津軽のいずれの市や町からも日帰りできるレクリエーション地として適当であることなどの理由から、昭和48年に労働者いこいの広場事業としてレストハウス、憩いの広場、アスレチック等の施設を整備し、昭和51年に弥生いこいの広場としてオープンした。いこいの広場が建設された場所はもともと上弥生の土地で、主に菜種を栽培していた場所であった。また、いこいの広場へ向かう新しい道路の上側も上弥生の土地で、そこでも菜種を栽培していた。上弥生では常会を何日も開き、土地を売ることに反対していた人もいたが、いこいの広場が完成したら上弥生の人が雇用されるという話もあったため、ほとんどの人は賛成していた。しかし実際には、多くの雇用が発生したわけではなかったようである。

そのような状況のなか、昭和62年にリゾート法が公布・施行されたことにより、国や自治体でリゾート整備が積極的に行われるようになった。弘前でも平成2年1月に第3セクターである弘前リゾート開発(株)が設立され、同年6月に、県が申請した「津軽岩木リゾート構想」が国の承認を得ている。岩木山弥生地区のスキー場を含むスポーツレクリエーション施設については弘前リゾート開発(株)が行う特定民間施設として位置づけられ、平成6年8月にスキーセンター等の造成、建設工事に着手した。このリゾート開発がなされた土地はいこいの広場の下側に位置し、もともとはりんご畑が広がり、田も少し見られるような場所だった。いこいの広場と同様、リゾート開発跡地もすべて上弥生の土地であったが、将来の上弥生の発展を願って売ったのである。しかし、保安林解除の告示が進まないことにより同年11月に工事が中止となる。

金澤市長の時代に自然体験型拠点施設として大型児童館を建設する構想があったが、市民や岩木山を考える会による反対、そして計画中止を公約に掲げた相馬市長が当選したことにより計画は白紙になったのである。平成18年10月に市役所の職員が船沢を訪れ、地区町会連合会の会合の席で大型箱物施設を白紙に戻すこととしたことと、今後の検討の方向性を説明し、地元住民全体への説明会の開催はたたき台的な案ができた段階で行うことで確認をした。

度重なる計画の中止により、地元の弥生・上弥生の人たちは市に対して強い不信感を抱くこととなった。同時に、行政が一方的に行った計画であるので、今後の利活用については、関心を持ってない状態でもある。過去に、少しでも地元が良くなるならばと土地を提供し、ずいぶん協力したのにもかかわらず計画が中止され、そのたびに騙された、裏切られたという否定的な感情をもつようになってしまった嫌いがある。そのため、これからリゾート跡地をどうするかといっても、協力したいとはなかなか思えないという。

しかしながらその一方で、もっと地元の人が跡地問題に積極的に参加し、考え直すことが必要ではないかという意見や、利活用にあたって具体的にこうしたいといった積極的な意見も出てきている。なお、計画に対する市民側の考えとして以下のようなものも挙げられている。

- ・もともといこいの広場にはずいぶん人が来たが、今はどこでも何でも良いものがあるから、弥生までは人が来ないのでは。

- ・この問題は、そばに住んでいる人でないとわからない。
- ・私はずいぶん協力した。いこいのところをあがっていけば、展望台もあるし、川もある。こっちに切れたままの道路も。全部協力したのに。
- ・せめて道路の舗装をしてくださいと言ったのに、何十年も経ってもいまだに舗装していない。今も 20 年前と変わらない。
- ・スキー場をつくるといったから、たくさん協力した。ずっと上まで木を切りに行ったりもした。
- ・何をやるにも、一度だけでなく、何度も話し合いをすることが必要だ。

以上のような弥生地区住民の考えに対して、船沢地区全体では次のような意見も聞かれた。参考までに記しておく。

- ・弥生や上弥生の人たちが、こういう施設をつくってとか、こういうふうにご利用するからこういうふう予算をたててくれと言っていたら、話は違っていたかもしれない。
- ・市役所がこういう形で大学と動くのは、すごくいいことだと思う。
- ・もう 15 年早く、こういうかたちで話し合っていたら、変わっていたと思う。
- ・まだこれからチャンスはある。少し船沢も良くならなければ。人が来るようにならなければ。
- ・船沢はコンビニもない、何もないけど、これがのどかでいい。
- ・今まで弥生や上弥生の人たちは騙され続けてきたので、夏の間だけでも地元の人が働けるようにしてあげるべき。
- ・船沢の人は、欲がない。計画が中止になっても、大変だ大変だと騒ぐ人もなく、気質としては温厚である。
- ・弥生・上弥生の人たちは、開拓から始まり、今まで自分たちの努力で生活してきた。そして計画があるごとに期待してきたのが結局報われずに今まできている。やはり何かの形で、ああ良かったなといえるようなものを作ってあげないといけない。
- ・入植して以来そのままの状態というのはかわいそう。生活を楽にしてあげたい。

(7) 岩木山・岩木山神社

岩木山神社（いわきやまじんじゃ）は、旧岩木町の百沢に位置し、岩木山山頂に奥宮本宮がある。祭神は顕国玉神、多都比姫神、大山祇神、坂上田村麻呂、宇賀能売神。岩木山を神体としたものであり、安寿姫伝説はじめ様々な説話も残っており、古くから信仰を集める存在であったと考えられる。江戸時代に歴代津軽藩主によって拝殿、山門などが建立された。明治の神仏分離で百沢寺にあった仏像などは津軽一円に分散配置され、岩木山神社となる。年中行事ではお山参詣が有名。

リゾート跡地との関係では、跡地の一部が神社領であったこと、すなわち御神体の一部であったことが重要であり、跡地活用と岩木山の自然のみならず、信仰との関係も重要な前提条件となる。上弥生からも山頂への登山道がある。

(8) 周辺の旧跡など (船沢地域)

瑞楽園 (国指定名勝)

中別所板碑群 (石仏、公卿塚) (ニッ館)

菅江真澄の道 (富栄～折笠旧道など)

薬師 I 号・II 号遺跡

中別所雷電宮 (玄蕃館)、折笠神明宮、宮館稲荷神社 (宮ノ館)

四戸野沢神明宮 (天仁二年：1109 年名の手水石) (四戸野沢館)、蒔苗稲荷神社

細越愛宕神社、植田愛宕神社

古代・中世館跡 (四戸野沢館、宮ノ館、ニッ館、茶毘館、隈館、城館、玄蕃館、折笠館、蒔苗館)

杭止堰 (碑)

対馬竹五郎翁碑

前田光世 (コンデコマ) 出生の碑

○学校

船沢小学校、弥生小学校、船沢中学校

6 「リゾート頓挫から学ぶ 里山弥生」構想と船沢地区の地域振興

(弘前大学農学生命科学部 藤崎浩幸)

※ 下記は、限られた時間の中で現地で見聞きした印象に基づき、自分の考えを整理し、一つの考え方として、提案するものである。

○ 「リゾート頓挫から学ぶ 里山弥生」構想（私案）

- (1) 人が利用する「やま（里山）」として、自然林と薪炭林、草地を育成する
 - ・リゾート構想が頓挫した場という記憶を後世に継承する。
 - ・ 破壊した森林を、本来の自然の姿である自然林と、自然を環境調和的に利用していた「まきば」「まぐさば」「かやば」として復元することで、自然環境や自然素材利活用文化を学ぶ場とする。
- (2) 管理運営は、地元町会やNPO主導とする
 - ・ かつては周辺町会の入会地だったことを踏まえ、関係町会に運営の要としての役割を担ってもらうものの、実務的には環境NPO中心に、行政が後方支援する形態を考える。
- (3) 復元作業は、可能な限り、市民参加型イベントとして行う
 - ・ 環境意識の高いボランティアを集め、今後の継続的な維持管理に巻き込む。
- (4) 防災、安全確保上の必要なものを除き、極力、施設整備は行わない
 - ・ 観察路や遊歩道は、踏み分け道、刈り払い程度のものにとどめる。
 - ・ 研修室、作業室、トイレ、駐車場などは、弥生いこいの広場のものを活用する。
- (5) 弥生いこいの広場と連携して、弘前市民を中心とした自然観察会、自然素材利活用体験の場として活用する
 - ・ 観光ではなく、学びの場（生涯学習、学校教育）とすることを基本とする。
 - ・ 船沢地区でグリーンツーリズムを行う場合、弥生リゾート跡地はそれを構成する一部分になり得る。しかし、船沢のグリーンツーリズムの中心となるべき場は、りんご園や船沢中心部の集落であるべきである。
 - ・ エコツーリズムについては、白神山地や八甲田山と比較すると魅力に乏しく、集客が見込めるとは考えにくい。
 - ・ 弥生リゾート開発で見込んでいた地元雇用や観光収入への期待について、弥生リゾート跡地の利活用で代償することは考えず、地道に船沢地区の農業など地場産業振興を着実に進めることを考えるべきである。
 - ・ もちろんこの構想でも、地元の年金生活者などからの労働力提供は必要であり、お小遣い程度の収入の確保は十分可能であるものの、現役子育て世代が弥生リゾート跡地の利活用で家計収入を得ることは目指さない。
 - ・ 自然観察としては、林、草地、沢、水たまりなど多様な環境が育成できれば、多様な動物、鳥、昆虫、植物の観察が期待できるのではないか。
 - ・ 自然素材利活用体験としては、薪や炭づくり、草刈り（弥生いこいの広場の動物の餌

集め)、植物のつるや茎を利用した各種編み物、カヤ葺きの東屋づくり、堆肥づくりなど、考えられる。

○船沢地区の地域振興

(1) 船沢地区の概況

弘前市街地から車で30分圏内の市内通勤圏であり、また急傾斜地はほとんどなく平坦あるいは緩傾斜地で、道路、上下水道、集会施設などの生活環境もほぼ整っていることから、弥生・上弥生地区を除き、町会存亡の危機に瀕するような事態が生じることは、考えにくい。

しかし、地域内に広く存在するりんご園と水田、畑地について、現在の農業情勢では、すべての農家が農業後継者を確保していくことは困難であり、耕作放棄地を発生させずに、いかに地区内の農地を荒廃させることなく利用し、農村景観、農村生態系などの農村環境を維持していくのかは、一つの大きな課題であろう。

これと同時に、地区内に給与生活者が増えることにより、農業者と非農業者との間の生活時間、価値観の違いなどから、農村共同体として従来有していた機能が低下する懸念がある。

(2) 農業の振興

- ・ りんご生産は、スターキング発祥の地であり、現在でも地区の主要な産業である。
- ・ すでに先進的な農業経営により取り組まれているが、作るだけの農業から脱却し、どのように売るのかを考えた農業に転換していく必要がある。
- ・ 作目についても、野菜、花卉、バイオ素材（燃料、プラスチック他）など、りんご以外の作目を模索することも望まれる。
- ・ 農業生産における環境への配慮などによる高付加価値化、グリーンツーリズム的な活動による船沢産品愛用者の発掘・確保、加工や販売を視野に入れた6次産業化など、農業生産を基軸にしたさまざまな工夫が望まれる。
- ・ 弥生リゾート跡地は、こうした農業振興に間接的に使い得る素材である。

(3) 耕作放棄の防止

- ・ 水田については、地区で連携して、転作地の団地化、農作業機械の共同化などにより、生産費を最大限節減する努力が必要である。
- ・ りんご園については、農業後継者がいない園地を、規模拡大希望者や、新規参加者が利用できる体制の構築が望まれる。

(4) 「大好き船沢」の浸透

- ・ 弘前に勤めに出ている給与生活者にとっては、生活が職場と家庭の往復だけになることにより、「船沢」に住んでいるのではなく、他と大差のない弘前の街外れに住んでいる、という意識になってしまう懸念がある。
- ・ 他と代わり映えのない弘前の街外れではなく、船沢という農村環境豊かな土地に愛着をもって住んでもらうことが望まれる。
- ・ 船沢を学び、知る活動、住民相互の交流を深める活動など、町会や連合町会を単位と

した行事、会合に、なるべく多くの住民を巻き込み、「大好き船沢」意識の浸透を図ることが望まれる。

- さらに多くの住民が船沢を愛することを通じて、相互扶助の精神を高め、弱者への支援や、地域環境管理活動への参加意欲を高めることが望まれる。
- 弥生リゾート跡地は、船沢の主要な個性の一つである。

第5章 利活用方策の検討手法

本章では研究総括を担当する弘前大学人文学部（社会学研究室）の立場から、市及び市民に対して提言を行うこととしたい。

これまでの調査結果から、まず本件にかかわる基礎となる現状認識についてまとめる。その上で今後の跡地利活用法の議論のために関わるべき主体を整理し、住民参加の仕組みを構成するにあたっての留意点や、考えられる方法について提案していく。

1. 基礎となる現状認識

基礎となる現状認識として、まず次の2点を指摘できる。

(1) 大規模開発による地域振興は、現在のような状況では必ず行き詰まる。リゾート開発、なかでもスキー場の失敗例は枚挙にいとまがない。さらに日本の各地方自治体はみな財政難に苦しんでおり、弘前市も例外ではない。何らかの事業を行うにしても、環境への配慮・保全や長期的な財政的見通し、住民参加の回路を欠いた場合には、地域社会の持続性を損なうことにもつながりかねない。

(2) 他方で、地域社会にとっては、長い景気低迷の中で、少しでも収入のある、地域を元気にしてくれるなにかが必要。しかも行政依存の状況が長く続いたので、自発的な活動を促す仕掛けが一緒に必要である。それも厳しい行財政状況の中で進めねばならない。

こうした現状認識を、弥生リゾート跡地の問題に即して具体的に考えれば、次のように整理できる。

①リゾート計画の頓挫をどう考えるか。

開発推進および協力者の側に立って考えれば、リゾート計画の頓挫は当然残念な結果であろうし、何とか推進できないものかと考えるのもやむを得ない。

しかし、本計画の中心にあったスキー場は、その後全国でその経営が問題となり、地域の経営そのものに問題をきたしている例も少なくない。そのことを考えると、「やらずにすんでよかった」という考えもありえるし、実際に地元住民からもこうした声が多く聞かれる。

②跡地をこのままの状態にして、じっくりと自然の回復力を見守るということもあるが、地域の振興や活性化に少しでもつながる方策を考えていくことも必要。ただし、経済的活性化のみが振興ではないので、効果は多様な尺度で考えておくべきである。

③跡地の利活用にあたっては、自然に近い姿を念頭に置き、大規模な施設建設などは現実的ではなく、考えない（市の現在の立場）。また、当然ながら防災・安全面を考慮する。既

存の施設・資源の有効活用をはかりつつ、環境問題、教育問題、人間交流の問題の解決に寄与する利用法を考える。またこうした利用法の開発は行政のみで進められるものではなく、住民参加・市民参加を通して行う必要がある（住民自身が参加しながら学ぶ）。

④当地の利活用には、地元である船沢地域がここを活用して地域をどのようにしたいかが重要となる。

2. 関係する主体：4つのカテゴリー

以上の現状認識に立つと、この問題を考える場合に主要となる主体は次の4つである。

(1) 行政

当然、行政の積極的な関与が求められる。市の関係する部署はもちろん、国、県との連携も必要となる。

(2) 地域住民（船沢地域）

跡地が立地する船沢地域に関しては、歴史的経緯から言っても、跡地利活用の中心的役割を果たして欲しい。ただし、住民の意見・感情には様々なものがあるので、人々が問題を把握し、意見を述べ、議論していく場や、意見収集の方法（アンケート調査など）を考える必要がある。いずれにしても、町会と公民館が取り組むのが望ましい（場の設定を町会が公認し、公民館が実施するのがよいように思う）。

(3) 市民

より一般的な層として、市民が重要である。ボランティアとして、利用者として、また一部に専門家としてかかわることになる。ただし、こうした一般市民の声をどのように吸い上げるかについては工夫が必要となろう。

また一般市民といっても、個人の利用か、あるいは団体をとおしてかで関わり方も違う。個人での関わりとしては、登山者、自然観察、あるいはまた子供の親として、などが考えられる。市民団体では、岩木山を考える会、山岳会、野鳥の会、岩木川と地域づくりを考える会、岩木山自然学校、などがあげられる。このほか、企業や各種産業団体も関係してくると思われる。

(4) 大学の研究機関等

弘前大学等の人文社会科学、自然科学・工学の専門家がそれぞれの見地で参画する必要がある。

3. 跡地利活用の可能性

(1) 跡地の特徴

現地の特徴を拾い上げると次のようになる。

- ①まず、この場所からの津軽地域や八甲田山系の眺望がよい。とともに、岩木山自身の眺望もよく、津軽一円を岩木山の麓から見おろすこの場の位置が大変よい。現在の跡地はすでに草木が生い茂り始めていて、跡地自身からの眺望にはいくらか障害もあるが、近接する弥生いこいの広場からは、天気の良い日には絶好の展望パノラマが楽しめる。
- ②周辺の動植物も豊富であり、自然観察などの場所として活用可能である。
- ③しかしなにより、次の点が重要である。この場所は、すでに開発の手が入り、草木の伐採なども行われ、一部、関係施設の建設も進められた。もともと人の手が入っていた場所ではあるが、スキー場建設の途中で終わっているため、以前に存在した植生が失われている箇所も多い。だが、こうした場所だからこそ、「自然の回復力」を学習する場所とすることが考えられる。②だけでなく、③を学習する場所として位置づけることは、他地域ではまだ行われていない。
- ④以上のような利用にとって、関連施設として、弥生いこいの広場が近接している。跡地と一緒に考えることで、市民の利活用の幅が広がる。そもそもここもレジャーから自然体験にコンセプトも変わってきているので、跡地利活用と一体のものとして考えることが理想ではないか。
- ⑤さらに、周辺は国有林だが、とくに船沢地区住民が利用してきた薪炭共用林であった。周辺にもまだ残っている。近年利用率の低下しているこうした薪炭林を、地域がこの跡地利活用とセットで考えることで、さらに有効な学習資源を発掘できるかもしれない(周辺には縄文遺跡もある)。またこの国有林は元は岩木山神社の神社林であり、本来は信仰とも関わりがある。弥生からは岩木山への参道もある。この場所は、この地域の人々と自然・神との長い間の共生の場として位置づけられ、こうした点に、自然遺産として位置づけられる白神山地周辺とは異なる特長を見出せる。¹⁾

1) 白神山地は逆に、江戸時代も含めて、岩木川を通じて薪を弘前の町に大量に出した場所であり、自然遺産としての言い方と矛盾するかもしれないが、次のようにも言うことができる。つまり、白神山地(西目屋側)は、目屋地域の住民の労働力で、薪炭利用のためかなり奥まで伐採が進んだ山である。それに対して岩木山は信仰の対象であり、江戸時代までは林木の活発な利用がなかった。目屋には山仕事の文化がかなり色濃く存在するが、岩木山周辺にはそうしたものはない。業としてではない、生活の手段に限った利用であった。

(2) 跡地利活用方策検討にあたっての共通了解事項

まず、弘前市と弘前大学人文学部が本共同研究を発足させた時点で確認されていた市の基本的な考え方として、次の5点がある。

- ①跡地の利活用に関しては、広く市民の意見を聴いて、今後の方向を定めていく。
- ②自然に近い姿を念頭におきながら検討を進める。
- ③大型箱物施設を中心とした計画とはしない。
- ④防災や利用上の安全面も考慮し、整備の方向を定めていく。
- ⑤懇談会などの運営にあたっては、大学等、外部のノウハウ・手法を活用することを検討する。

とくに⑤を実現すべく本調査を進めたが、この調査を実施していく中、多くの人々の間で聞けた了解事項もあるので、一部上記と重複するが、あげておく。

- ①大きな施設は作らない。箱物は避ける。
- ②しかし、利活用にあたっては、歩道の整備や休憩所、管理小屋などは検討する必要がある。
- ③整備にあたっては地元や一般市民の参加を呼びかけ、この過程自身を、「自然の回復力」を学ぶ場所として位置づけるとよい。さらに跡地の管理や利用も、参加の下に行われるのが望ましい。
- ④弥生いこいの広場との関連で考える。中心となる管理棟、キャンプ場、駐車場などはすでに整備されており、有機的な活用法を考える。
- ⑤自然学習の場としては、弘前市内外にはいくつかの類似施設がある。これらとの競合を避けるコンセプトを示す必要があるとともに、逆にこれらとの連携を考える。

4. 今後の進め方について

以上のような了解事項に基づいて、今後、跡地利活用方策を考えていくためには、広く市民の意見を拾い上げる仕組みが不可欠となる。まず第一にそれは、「(仮)弥生跡地利活用市民懇談会」のようなものとなろう。しかしまたそこには、従来とは違う、市民参画・議論の透明性確保の仕掛けを施しておく必要もある。

まず、この跡地利活用を考える懇談会および市民参画の仕組みに参加し、意見交換していくべき関係者として、以上をふまえると次のような機関／人が考えられる。

(1) 意見が欲しい人、参加して欲しい人々

行政：

弘前市では、現在担当している企画部企画課のほか、①共同研究に参画した部署、②周

辺施設の所管部署、③環境関連部署、④（「自然に近い姿での整備」や農林業・観光振興の視点を前提に）将来想定される整備内容に即した部署等の参画が考えられる。具体的には、①教育委員会中央公民館・船沢公民館、建設部土木課、②商工観光部公園緑地課（弥生いこいの広場所管）、③環境保全課、④農林部各課、商工観光部公園緑地課・観光物産課等の参画を検討する。そのほか、国においては、周辺の国有林との関係から津軽森林管理署の参画。県においては、リゾート跡地の活用や地域振興の観点から、リゾート担当部門や中南地域県民局などの参画も検討する。

地元住民サイド：

本共同研究は船沢公民館も参画して進めてきた。その中で、地域住民向けに2度ほど会合も開いている。船沢地域のまとまりは町会と公民館が核であり、集まる場所・事業を持っているという点でも、公民館を軸に住民側の意見を取り入れていくことが望ましい。地元住民の位置づけ・参画は大変重要な点なので、別項で詳述する。

市民サイド（支援者）：

本地域の特性から、環境教育活動などにも関連する市民団体の参加が望ましい。とくに当該地域のあり方について長く意見を述べ、関わってきた岩木山を考える会は、現地の生物に係わる情報などで造詣が深く、現地資源調査を行う核になるはずである。こうした会をはじめ、その他、本研究でヒアリングした団体等の参画も検討する。

市民サイド（利用者）：

将来の跡地利活用の方向性が明確になっていないため、利用者を限定的に想定することは難しいが、「自然に近い姿を念頭に置きながら検討を進める」ことや、第4章で提示している各方面からの意見などを前提に、自然のあり方を学習して欲しい小中学生や、近隣の弥生いこいの広場の利用者等の意見をくみ上げる工夫も検討する。

専門家グループ：

今回の共同研究同様、当該エリアの特徴を踏まえ、社会学・まちづくり・産学官連携・防災・生態学・農村計画学等の分野の専門家の参画が望まれる。

（2）懇談会と並行して検討すべきこと

以上をすべて揃えるとなるかなりと大がかりなものになる。しかし懇談会そのものはできるだけ小さく作り、議論の活性化を重視したい。そこで懇談会の進行と並行し、連携しつつ、次のような事業を進め、多くの人々の参加を確保していくことを提案したい。

①現地の資源調査

当地のアセスのあり方には市民側からも問題点が多数指摘されている。とはいえ今回は大きな建物を建てないとすれば大がかりなアセスは必要ない。しかし逆に自然観察の場所

とするのであれば、観察資源の発掘は不可欠である。

この場合、生物の面だけでなく、周辺のゴミの不法投棄や、立地場所以外の環境破壊箇所など、環境学習に役立つものを取りあげて行くのも望ましい。

こうした調査は、後述の組織形成との絡みで進めると効果がある。跡地を含めてこの周辺の環境整備をどう進めていくのかと関係させて、さらにこれを教育プログラムでできな
いか検討することが必要である。

②地元住民の積極的参加を促す工夫が必要

公開講座や、住民自身による討議会を開催する。

その際、場合によっては、この跡地利用という課題を離れて、地域課題からじっくり話し合う必要があるかもしれない。

りんご、後継者、結婚難、地域の社会関係の希薄化など、課題はたくさんあり、それに取り組む手がかりとして跡地の利用を位置づけられると、地元からより効果的な利用法のアイデアが生まれてくる可能性がある。

(3) 跡地利活用をめぐる社会的仕組みの構成・進め方について

以上、懇談会、資源調査、地元地域での講座の3つをうまく組み合わせて、跡地利活用方策を考えていく。関係を列挙すれば以下の通り。

構 成	期待されるアウトプット
<p>I 弥生リゾート跡地利活用法に関する懇談会</p> <p style="text-align: center;">・・・弘前市関係部署</p> <p>最低限必要な参加者の意見 地元代表、市民活動団体、 学校関係者、一般市民</p> <p>取りまとめに必要な専門知識 計画学</p> <p style="text-align: center;">↑結果の提示、提言 ↓利用者の声、行政情報</p>	=>跡地利活用法の策定
<p>II 現地および周辺地域における資源調査</p> <p style="text-align: center;">・・・中央公民館サイド、学校関係含む</p> <p>最低限必要な参加者の意見 市民活動団体、地元住民</p> <p>取りまとめに必要な専門知識 生物学、人文科学（歴史、 民俗、社会）</p> <p style="text-align: center;">↑参加、地元の声・希望 ↓結果の公表、学習</p>	=>資源調査結果の取りまとめ
<p>III 地元有志発掘・支援講座</p> <p style="text-align: center;">・・・船沢公民館サイド、地元町会含む</p> <p>最低限必要な参加者の意見 地域住民</p> <p>取りまとめに必要な専門知識 農村計画学</p> <p>協力者 講座開催時の講師（適宜）</p>	=>利活用にあたっての 組織・仕組みづくり

以下、上図について、その具体的な内容として考えられることを提示してみる。

I 弥生リゾート跡地利活用法に関する懇談会について

弘前市が跡地利活用に関する懇談会を組織化し、専門家の知恵も導入しながら、必要最低限の設備の設置の可能性も含めて、跡地利活用案を策定する。利活用案はまた、弥生いこいの広場他、既存施設との連携のもとに構成する。

I の懇談会は、オープンにかつ市民・住民からの声を十二分に取り込んで行われなければならない。また逆に、市民や地域住民の動き方、考え方によって、利活用案は大きく変わるだろう。利用者・活用者が見込めないのであれば、このまま自然のままに見守っていくことも利活用案としてありうる。どのように住民・市民が利用するつもりか、それを見極めていく必要がある。

市民・住民の声はしかし、単に広く集めるだけでは十分なものにはならない。それゆえ、さらに次の二つの仕掛けを作ることが必要となる。

III 地元有志発掘・支援講座の開催

IIIから先に述べる。

この地が本当に有効に活用されるかどうかは、やはり、もっともこの地に近接している地域住民の生活向上にとって、この地が意味あるものになるかどうかにかかっている。IIIは、そうした地域住民の声を聴くとともに、こうした里山からすでに離れてしまっている地域住民に、本来の山との関わりを再認識してもらうものである。魅力を再発掘するために必要な地元有志発掘・支援講座の開催は、基本的には学習から始めることになるので、公民館あたりで取り組んでいくのが最適である。

II 現地および周辺地域における資源調査

弘前市が主催する懇談会においても、また公民館で進める講座の開催においても、本跡地やこの周辺地域に関する、専門・非専門の様々な知識の発掘、導入が不可欠である。

そこには、地域住民だけでなく、様々な機関・団体・市民が関わることを望ましい。またこのことを通じて、懇談会への市民の意見収集を広く行うことが期待でき、かつ、地元有志だけでは不十分な人的・社会的・文化的資源を、広く市民から求めることができる。

仕掛けとしては、懇談会・講座の共催による、現地および周辺地域の資源調査という形をとるのが適切であろう。資源発掘調査を通じて、弘前大学をはじめ、市内の各機関の専門知識とともに、関係市民団体や、クラブ、サークルなどにも参加してもらい、市民をあげた応援態勢を構築していく。

(4) 跡地利活用を考えていく際に留意すべきこと

以上のような 3 つの仕組みが必要であるのは、この跡地利用を考えていく際に、次のようなことに注意しなければならないからである。

①現地調査のさらなる検討の必要

跡地に関しては、市民団体の側からアセスのやり直しが提言されていることはすでに記した。ただし、今回は施設建設を進めるわけではないので、アセスまでは必要はないと考えられる。とはいえ、現場の現状把握は、跡地利活用を進める際の大前提になる。本報告書ではその大枠を示したが、Iに示した資源発掘調査のような形でもさらに詳しい調査を行うことが望ましい。

なおこの利活用資源調査は、これまでの行政主導を反省し、すでにあげた4者の協力の形で、できれば地元地域を中心に住民参加／市民参加で、できるだけお金をかけずにやっけていくことが望ましい。跡地利用調査には、さらに拡げて、地域の問題点の点検、地域学的発想からの地域の宝探しなどを連動させていくこともできる。

②運営主体・参画者（団体）の明確化

また利活用にあたっては、運営主体の形成が必要である。中心的な担い手および受益者は地元地域であることが望ましいので、地元地域の人々を中心に、どのような運営主体形成が可能か、その組織化を考えることが不可欠である。組織化の展開の仕方は利活用の方向性に深くかかわるので（もし、地元運営主体が全く構成されないのなら、跡地をこのまま手をつけなくておくということすら考えられる）、懇談会での意見集約の前に見通しを立てておく必要がある。

③利活用ビジョンの形成——目標の設定

以上、資源調査と運営主体形成を先行させながら、行政が中心となって、専門家や市民・地域住民の意見を適切に取り入れ、利活用のビジョンを策定していく。

ビジョンはもちろん必要である。目標と計画がなければ、我々は協同できない。ただしまたそれが、単なる絵に描いた餅にならないよう、①②に十分に配慮して、ビジョンを策定していく必要があるわけである。

組織的には、③を担う大きな委員会と、①②を実施する小さな計画作成の実働組織の二つを作り、大きな委員会は懇談会形式でビジョンを取りまとめ、小さな組織が実際に案を煮詰めていく形が考えられる。この小組織が適宜、親委員会に属する専門家などのアドバイスを拾い、学習会を重ねながらビジョンの下案を作り、親委員会にあげていく。この小組織には二つのやり方が考えられ、一つは行政主導で地域住民・市民と作る。もう一つは地域主導で、行政はこのレベルではアドバイザーとなる。開催場所としては地区公民館が望ましい。この小組織を動かしていく中で、実際に跡地利用が決まった段階での実働部隊形成の構想も練っていく。

<考えられる具体的な手順>

1. 地元公民館で市民を巻き込んで何回か現地調査や勉強会を実施する。アンケートも検

討する。結果を報告書にまとめる。

2. 市で懇談会を構成し、そこに参加する専門家が現地調査や勉強会にも参加して、テーマごとの検討を行う。専門家は、単に専門の学でもって話すのではなく、現地調査や勉強会もふまえて、市民・住民の意向も取り上げながら懇談する。
3. 懇談会で、現地調査や勉強会ででてきた意見、アイデアも取り込みながら、ビジョンを構成する。並行して、推進体制も検討し、ビジョン（ないしは計画）に盛り込むようにする。

ビジョン・計画は、簡単にまとめ、大がかりにならないようにする。また現地調査や勉強会の報告書も、簡素でよいから出来るだけ地元住民や市民が自前で作る。またその内容は、ビジョンの実行計画になるように意識する。成果物は、参加者の共通認識を表現したものであるとして、関係者に広く行き渡るようにし、また地元地域や市民向けにその内容を知らせるリーフレットを作成する。

これまではしばしば、国からの事業・制度や財政支援を前提に（あるいはきっかけとして）計画を立て、施設（多くは過大な箱モノ）を作り、そこではじめて何をやるかを考えてきた。今回は、計画の中で何をやりたいか（目標）、誰がやるのか（主体）を明確にし、その上で実現のために必要なものが提案され（企画）、行政での予算化、あるいは資金調達（手段）を考えていく形をとる。大切なことは、弘前市・弘前市民が元気になることであり、事業地の周辺地域が今後も元気に持続していくことである。

おわりに

本報告書作成にあたっては、多くの方々にご協力いただいた。聞き取りに参加された方々、ご助言・原稿執筆頂いた先生方にも深く感謝したい。

なお、本報告書の作成に参加した弘前大学人文学部社会学研究室の調査員は、天内智美、大柳歩、工藤恭平、佐々木牧恵、山下祐介である。報告書の編集・執筆は山下が中心となっており、天内が第2章1. 3. 4.、第4章5. (2) (6) を、佐々木が第1章、第2章5. 6. 7.、第4章5. (1) (5) の執筆を担当した。

執筆編集担当 弘前大学人文学部社会学研究室

【資料】 弥生リゾート跡地に係る出来事（年表）

年月	主体	出来事	摘要
S44	国	新全国総合開発計画策定	「東北地方開発の基本構想」において「岩木高原リゾート都市」の建設を図ることを明記。
S46	市	弘前市総合開発計画策定	都市像：健康で豊かな生産都市(5)美しい自然と文化財を大切に観光基地をめざして、 『津軽地域における中核都市として広域観光開発の面から岩木山とその周辺の開発を計画的に推進し、次第に高原リゾート都市建設の方向を指向していく。 やがて津軽地方は、その美しい自然、風土及び文化財や広大なりんご園などの田園風景を含み、国民のための一大自然レクリエーション地域を形成する。こうして本市を基地として多くの観光客が健全快適に自然を楽しみ、地域文化を鑑賞学習し、緑や白銀の中で心身の錬成が行われるようになる。』 主要施策の経済開発 観光にて、 方向：『岩木山とその山麓周辺については、自然と調和のある健全な観光開発を総合的に推進し、広域的観点から市の施設についても積極的に設置をはかる。 また、山麓の高原地帯を自然に渴望する国民の休養の場として構想し、高原リゾート地帯の建設を期する。その方向としては大都市の企業従事者および学童、生徒のためのサマードミトリーの誘致も考える。』
S47	国 (労働省※現：厚生労働省)	(仮称)労働者の森構想	候補地として、検討。
S49	市	勤労者野外趣味活動施設整備計画策定 (勤労者いこいの村整備計画)	整備期間：昭和49年度～昭和53年度(5年間) 整備内容：レストハウス、テーパーリフト(雇用促進事業団)、サイクリング道、散歩道、釣り池、ゴルフ練習場、ピクニック広場、運動広場、オートキャンプ場、一般キャンプ場、冒険の森遊び場、野鳥探勝園、自然植物園、ジャブジャブ池、展望所、スキースロープ、駐車場等
S50	市	岩木山が津軽国定公園の一部に指定される。	主な名所： 霰月海岸 竜飛崎(東津軽郡外ヶ浜町) 高野崎(東津軽郡今別町) 権現崎(北津軽郡中泊町) 十三湖 岩木山 岩木山神社 深浦海岸～黄金崎(千畳敷)(西津軽郡深浦町) 十二湖
S51	市	「弥生いこいの広場」供用	
S53	市	弘前市総合開発計画策定	基本計画：生きがいのある生活のための計画 (4)余暇活動にて、 『市民の各層が気軽に利用できる自然的レクリエーション地域として整備してきた岩木山麓、久度寺・座頭石地区等については、自然環境の保全と土地利用との調整に配慮しながら施設等を充実し、特に岩木山麓については、「弥生いこいの広場」を中心として健全な観光、レクリエーション地域とするため、総合的かつ計画的に整備を促進する。』 "：観光振興のための計画 ①自然景観の保全と観光開発について、 『県立公園岩木山は、自然と調和した健全な観光開発を進め、遊歩道、登山道、スキー場、キャンプ場等のスポーツ施設の充実を図るほか、山麓一帯を有機的に結合して自然環境を活かした保養施設、学習施設の設置を進め、リゾート地帯の形成を目指す。』
S55	市	第2次弥生いこいの広場建設計画策定	整備期間：昭和56年度～昭和58年度 整備内容：動物広場、駐車場の整備
S56～57	県	津軽地域開発基本構想・基本計画策定	岩木山麓の位置付け 『①リゾート地帯の整備 ②産業開発の推進 ③高等教育、実験研究施設の整備』
S58	市	弥生いこいの広場 「動物広場・ファミリースキー場」供用	
S59	市	新弘前市総合開発計画策定	基本構想：岩木山麓開発構想にて、 『(岩木山麓における経緯)岩木山麓開発の方向段階としては、第1に弥生地区の集積を核とした福祉施設の充実、リゾート施設の拡充があるが更に将来、これにセミナーハウス等の教育関連施設を付加拡充することも弘前市の教育の膨らみを広げるために重要である。 第2にわい化モデル(中略)第3に岩木山大型スキー場の実現がある。広域にわたる機能と効果を持つ施設等については、弘前市とともに青森県の積極的な施策が期待され、また、それらは、いずれも公共投資に加えて、民間企業者の意欲を必要とするところである。これらの施設の拡充にあたっては、弥生地区、高長根地区、大石地区を関連させ、多様な活用が図られるよう、連携付けを強めていく。』 基本計画：福祉に係る基本計画 (6)勤労者福祉の計画にて、 『弥生いこいの広場は、野生動物というユニークで新しい魅力をもったので、周囲の自然との調和をとりつつ、年次計画でその充実を図ることとする。』 "：観光振興に係る基本計画 (1)観光基盤整備の計画①自然・歴史的環境の保全と活用にて、 『観光開発に当たっては、その優れた自然環境との調和を基調とし、岩木山麓における観光・レクリエーション・リゾート開発を促進するとともに、久度寺・座頭石等の豊富な自然を活用するための施設整備を促進する。』

年月	主体	出来事	摘要
S61	県	第5次青森県長期総合計画策定	基本計画：豊かな地域社会を築く産業の振興 観光の戦略的展開 魅力ある観光資源の開発整備にて、 『1 大規模観光・レクリエーションゾーンの整備 多彩なレジャー・スポーツ活動への欲求、自然とのふれあいの確保など、観光需要の質的变化に対応し、自然環境の保全に十分配慮しながら、八甲田における観光開発、十和田湖における国際的観光的・リゾートゾーンの開発、岩木山麓を中心とするレクリエーション・リゾートゾーンの開発、下北カルチャーランドの開発など大規模観光・レクリエーションゾーンの整備を進めます。』 地域別構想：津軽地域 活力に満ちた地域産業の振興にて、 『地域特性を活かした観光の振興 岩木山麓の恵まれた自然資源を活かした長期滞在型山麓レクリエーション基地の整備に努めるとともに、冬期観光の中核として国際級の岩木山スキー場、大鰐スキー場の整備に努めます。』
S62	国 (自治省、農林水産省、通商産業省、建設省所管)	総合保養地域整備法(リゾート法)制定	『スポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するため、民間事業者の活用に重点を置きながら総合的な機能の整備をし、周辺地域の振興及び国民の福祉の向上を目指す』
H1	市	弥生ハイランドリゾート基本構想策定	
H2.1月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発株式会社設立	資本金6億円(うち、弘前市1億8,000万円 持株比率30%)
H2	県	津軽岩木リゾート構想策定	総合保養地域整備法に基づき津軽岩木リゾート構想を策定。 この構想の中で「岩木山弥生地区」は重点整備地区に指定される。
	国	「津軽岩木リゾート構想」承認	
H2	市	第4次弘前市総合開発計画策定	基本計画：社会福祉の推進 7身近な行楽施設の創出にて、 『「弥生いこいの広場」は、弥生ハイランドリゾート構想と整合性を図り、周囲の自然環境と調和する総合的な野外レクリエーション施設として、施策の一体的な整備を進めていく。』 “：生涯学習環境づくりの推進 生涯学習機会の充実にて、 『宿泊研修を通して、時代の変化に即応した青少年活動のリーダーを育成するため、「弘前市青少年研修センター」(仮称)を建設する。』 “：観光の振興 (5)津軽岩木リゾート構想の推進にて、 『岩木山麓の自然保護と景観保全に十分配慮して、弥生地区に、大型スキー場をはじめとするスポーツ・レクリエーション施設や大型宿泊施設、文化活動施設、レジャー施設など質の高いリゾート施設を整備する。』
			※平成26年6月に総合保養地域整備法に基づき、青森県の津軽岩木リゾート構想が承認されたことにより、全面的にリゾート構想の推進を謳う。
H3.4月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発株式会社が「岩木山弥生地区リゾート開発基本計画」を決定	
H6.6月	弘前リゾート開発(株)	事業地の開発に係る保安林解除の予定告示	
H6.7月	弘前リゾート開発(株)	スキー場開発に伴う手続き完了	
H6.8月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)において、スキー場開発に係る工事着工	
H6.11月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)において、保安林解除の告示が進まないことからスキー場開発に係る工事中止	
H7.7月	弘前リゾート開発(株)	事業地の開発に係る保安林解除予定取り消しの告示	
H8	県	新青森県長期総合プラン策定	基本構想：県土のグランドデザイン 各圏域の整備方向にて、 『青森弘前圏 弘前生活・経済圏 古くからの温泉地や十和田湖、白神山など特色ある豊かな地域資源を活かした交流人口や拡大と地域振興を図るため、地域住民の安全や景観・自然環境の保全、地域住民の合意形成などに配慮した観光・リゾート開発の長期的・広域的な展開を支援します。』 基本計画：文化観光立県の推進 滞在型観光の振興 『リゾート型観光やアウトドアレジャー、グリーンツーリズムなどの多様なメニューの開発により、周遊滞在型観光に対応した環境整備を促進します。また、海や山など変化に富んだ自然を探索する半島周遊型観光の振興を促進します。』 実施計画：文化観光立県の推進 『リゾート基本構想推進事業等 総合保養地域整備法(リゾート法)の適用を受ける津軽岩木リゾート地域については、長期的な視点に立ち、自然環境の保全と調和を図ることに留意しながら、地域の手作りにより進めることを基本とし、津軽ならではの豊かな自然・歴史資源の一層の活用と温泉・宿泊機能、山岳スポーツ機能、海浜レクリエーション機能、アミューズメント機能等さまざまな魅力の総合連携による安らぎの場の創出を目指して、着実な整備を促進します。』
H9	市	青森県に対する重点要望事項において、大型児童館建設を要望。	平成10年度青森県に対する重点要望事項の最重要要望である「こどもの文化施設の設置について」に、大型児童館の建設を初めて位置づけた。
H10	市	弥生いこいの広場 「オートキャンプ場」供用	

年月	主体	出来事	摘要
H12	市	平成12年度弘前市総合計画策定	基本計画：安心できる福祉社会の構築 4子育て環境の整備にて、 『児童館などの整備 ②豊かな自然環境の中で宿泊しながら、自然を生かした遊びを通して子どもの協調性、創造性等を育むための施設として、大型児童館などの設置を県に働きかける。』 “：活力ある産業の振興 4観光・物産に振興にて、 『津軽岩木リゾート構想の推進 ①現在進められている津軽岩木リゾート構想の点検作業などの中で、県及び事業者と連携しながら、適切な対応を図る。』 “：『スポーツ・レクリエーション施設の整備 ⑤弥生いこいの広場は、老朽化した施設や遊具を回収・更新する。 ⑥高長根レクリエーションの森は、施設の全面的な見直しをするとともに、近接する弥生いこいの広場との一体的な管理について検討する。』
H13	市	青森県に対する重点要望事項において、弥生地区への大型児童館建設を要望	これまでは建設地を具体的に示さず大型児童館建設を要望してきたが、平成14年度要望事項において、はじめて大型児童館の建設地を弥生地区と示した。
H13.3月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)取締役会にて解散決議	○増資、弘前市からの無利子貸付、金融機関からの新たな融資は困難であり、新たな事業を行うことができないことから解散を検討。 ○市に対して会社所有の土地等の買収の申し入れ。
H13.5月	市	岩木山弥生地区整備計画(案)策定	【計画理念】 子どもから高齢者までが、豊かな自然の中で、宿泊体験や野外での遊び、文化活動などの総合的な体験をすることができる自然体験型拠点施設。 【主な計画内容】 ○県立の大型児童館(B型) ○岩木山学習館 ○里山共生ゾーン
H13.5月	市	市議会議員全員協議会で弘前リゾート開発(株)の土地等の取得について協議	
H13.6月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)は、臨時株主総会を開催し、正式解散。	
H13.9月	市	弘前リゾート開発(株)と不動産売買契約を締結	内 容：土地(263,312.31㎡)、工作物(防災調整池) 売買代金：343,190,355円 支 払 い：①内金として240,233,248円 (売買代金の70%：H13.10.19支払い済み) ②所有権移転完了後102,957,107円 (売買代金の30%：H17.11.18支払い済み)
H13.10月	市	弘前リゾート開発(株)と物件移転補償契約を締結	内 容：ターミナルハウス、ゴンドラ山麓駅舎基礎、ターミナルハウス鉄骨材 補償金額：246,642,950円 支 払 い：移転完了し、H13.12.21全額支払い済み
H16.6月	市	岩木山弥生地区自然体験型拠点施設基本計画書作成業務委託	委託料：4,305,000円
H16.7月	市	市民団体が市長を相手に住民訴訟提訴(平成16年(行ウ)第4号)	原告：阿部東(外5名) 被告：弘前市長 金澤 隆(当時) 請求内容：被告は、「岩木山弥生地区自然体験型拠点施設基本計画書作成委託料」として公金450万円を支出させてはならない。
H17.3月	市	住民訴訟判決言渡(平成16年(行ウ)第4号)	判決：原告請求を棄却
H17.3月	市	岩木山弥生地区自然体験型拠点施設基本計画策定	全体事業費 1,867,000,000円
H17.4月	市	住民訴訟の原告団が一審判決(平成16年(行ウ)第4号)の取り消しを求めて仙台高等裁判所へ控訴(平成17年(行コ)第14号)	
H17.8月	市	控訴審判決言渡(平成17年(行コ)第14号)	判決：控訴人らの請求を棄却
H17.9月	市	市民団体が市長を相手に住民訴訟提訴(平成17年(行ウ)第6号)	原告：弥生スキー場跡地問題を考える市民ネットワーク(弥生ネット) 被告：弘前市長 金澤 隆(当時) 請求内容：被告は訴外金澤隆(前弘前市長)に、跡地取得残代金1億295万7,107円の損害賠償を請求せよ。 いわゆる「弥生跡地訴訟」

年月	主体	出来事	摘要
H18.4月	市	現相馬鋁一市長就任	「岩木山弥生地区自然体験型拠点施設整備計画の中止」を公約の一つに掲げる。
H18.10月	市	住民訴訟判決言渡 (平成17年(行ウ)第6号)	判決：原告請求を棄却
H18.10月	その他 (市民団体等)	原告団、控訴見送りを決定。	「市政転換に大きな役割を果たし、施設計画中止となったことで目的を達成した」とのコメント。
H19.1月	市	「弥生こいの広場隣接地(弥生リゾート跡地)利活用方策案の検討の方向性について」庁内で意思決定	<p>1.基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 広く市民の意見を聴いて、今後の方向を定めていく (2) 自然に近い姿を念頭に置きながら検討を進める (3) 大型箱物施設を中心とした計画とはしない (4) 防災や利用上の安全面を考慮し整備の方向性を定めていく (5) 懇談会などの運営にあたっては、大学等、外部のノウハウ・手法を活用することを検討する <p>2.当面の具体案</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 弘前大学との共同研究 (2) 当面の防災・安全に関わる措置
H19.7月～	市	弘前大学との共同研究契約の締結	
H21.3月	県	津軽岩木リゾート構想を廃止	平成2年に国の承認を得てスタートさせた「津軽岩木リゾート構想」について、県は、平成20年11月より、国と同構想廃止の協議をすすめ、平成21年3月に国の同意を得たことから、「津軽岩木リゾート構想」を廃止した。

弥生いこいの広場隣接地利活用方策検討事業 報告書

発行 平成21年11月

弘前大学人文学部

弘前市

〒036-8085 青森県弘前市大字文京町1番地 弘前大学人文学部（社会学研究室）

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市役所（企画部企画課）